

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

第2次生物多様性和歌山戦略（原案）

令和5年（2023年） 月

和歌山県

第2次生物多様性和歌山戦略（原案） 構成

1		
2	はじめに	
3		
4	第1章 生物多様性とは	
5	1 生物多様性の3つのレベル.....	1
6	2 生物多様性がもたらす生態系サービス.....	1
7	3 生物多様性の4つの危機.....	2
8		
9	第2章 生物多様性和歌山戦略とは	
10	1 位置づけ.....	4
11	2 目標年度.....	4
12	3 対象区域.....	4
13		
14	第3章 生物多様性の現状と課題	
15	1 現状.....	5
16	（1）森林.....	5
17	（2）里地里山.....	6
18	（3）河川・湖沼.....	7
19	（4）里海.....	8
20	（5）地域振興への活用.....	8
21	（6）防災・減災への活用.....	9
22	（7）気候変動緩和への貢献.....	10
23	（8）経済活動への浸透.....	11
24	（9）文化への浸透.....	14
25	（10）人々の意識への浸透.....	16
26	（11）公共工事への浸透.....	16
27	（12）外来生物対策及び野生動植物の保護管理.....	17
28		
29	2 これまでの取組と今後の課題.....	18
30	（1）生物多様性を育む健全な自然の保全・回復.....	18
31	①生態系の保全.....	18
32	②生物多様性の質の向上.....	20
33	（2）自然を活用した社会課題の解決.....	22
34	①自然を活用した地域振興.....	22
35	②自然を活かした解決策の社会実装.....	23
36	③人と野生鳥獣の軋轢解消と有効利用.....	25
37	（3）一人ひとりの行動変容による生物多様性の保全.....	26
38	①生物多様性の保全に係る意識の醸成.....	26
39	②生物多様性の保全を担う人材の育成.....	27
40	③伝統知や自然観の継承.....	28

1	(4) 生物多様性保全に繋がる事業活動等の推進.....	29
2	①農林水産業における生物多様性保全の推進.....	29
3	②経済活動等における生物多様性保全の推進.....	30
4		
5	第4章 自然と共生する和歌山県づくりのために	
6	1 生物多様性保全のための基本的考え方.....	32
7	2 目標（目指すべき姿）.....	32
8	3 基本戦略及び施策.....	33
9	(1) 基本戦略1 生物多様性を育む健全な自然の保全・回復.....	33
10	① 生態系の保全.....	33
11	② 生物多様性の質の向上.....	34
12	(2) 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決.....	35
13	① 自然を活用した地域振興.....	35
14	② 自然を活かした解決策の社会実装.....	36
15	③ 人と野生鳥獣の軋轢解消と有効利用.....	37
16	(3) 基本戦略3 一人ひとりの行動変容による生物多様性の保全.....	37
17	① 生物多様性の保全に係る意識の醸成.....	38
18	② 生物多様性の保全を担う人材の育成.....	38
19	③ 伝統知や自然観の継承.....	39
20	(4) 基本戦略4 生物多様性保全に繋がる事業活動等の推進.....	40
21	① 農林水産業における生物多様性保全の推進.....	40
22	② 経済活動等における生物多様性保全の推進.....	40
23	(5) 数値目標.....	42
24	4 多様な主体の連携と役割.....	43
25	(1) 県.....	43
26	(2) 市町村.....	43
27	(3) 教育・研究機関.....	43
28	(4) 民間団体（NPO 法人、自然保護団体等）.....	43
29	(5) 県民.....	43
30	(6) 事業者.....	43
31	5 進捗状況の評価.....	44
32		
33	第5章 地域で目指すべき取組	
34	1 紀の川流域地域.....	45
35	2 有田川流域地域.....	50
36	3 日高川流域地域.....	54
37	4 富田川・日置川流域地域.....	58
38	5 古座川流域地域.....	62
39	6 熊野川流域地域.....	66
40		

はじめに

和歌山県では、その時代の中で生じる様々な環境課題に対応し、快適で住みよい和歌山を実現するため和歌山県環境基本計画（以下、基本計画）を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に行う事で環境保全に取り組んでいます。

生物多様性和歌山戦略（以下、戦略）は基本計画の第3章第2節「自然共生社会の推進」に係る個別計画として位置づけられています。

第1次戦略は平成28年度から令和2年度までの5ヶ年の計画であり、先ず、本県の特性として下記2点が挙げられます。

- ・紀伊半島の南西部に位置し南北に長く、県北部は瀬戸内海式気候に属し、降水量も少なく、一方南部は太平洋岸式気候に属し、黒潮の影響を受けやすく極めて降水量の多い地域を有す
- ・変化に富んだ延長約650kmに及ぶ海岸線や紀伊山地を中核とする標高1,000m前後の緑豊かな山々等を有す

上記のような気候・地理的特性から主要河川の水系を基に6つの流域に分類し各流域の持つ生物多様性を持続可能なかたちで維持するために、「天然林等の保全」「人工林への対応」「里地・里山の保全」「外来生物への対応」「野生鳥獣の適正管理」「生物多様性の保全に係る意識の醸成」「森里川海の連環をはぐくむ多様な主体の連携」の7つの基本戦略に基づき、22の目標を設定しました。

後述「目標達成状況」に示すとおり、目標のうち13目標は「達成」、9目標は「未達成」と評価されており、全体的に新型コロナウイルス感染症による行動制限が実施されたことから、未達成が多くなっています。

その状況で、令和4年12月には「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、それを踏まえ、令和5年3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030」（以下国家戦略という）が閣議決定されました。そのような国際的な潮流を踏まえ第1次戦略を改定します。和歌山県では国家戦略に基づき「生物多様性が保たれ、社会経済活動が自然と調和し、自然との触れ合いの場や機会が確保されている社会」を目標に掲げ、「生物多様性を育む健全な自然の保全・回復」「自然を活用した社会課題の解決」「一人ひとりの行動変容による生物多様性の保全」「生物多様性保全に繋がる事業活動等の推進」の4つの基本戦略を立て、34の目標を設定しました。

今回、国家戦略で掲げられている「陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECDにより保全するとともに、それらの地域の有効性を強化する」等の行動目標については、陸域については、本県の7割が山林であることを鑑み、重点的に保全・再生の措置をとり、また海域については、本県沿岸域は既に保存すべき地域として指定されている県立及び国立自然公園が連続していますので、今後も様々な施策と共に保全・拡大を図るなど、和歌山県に合った目標としています。

1 目標達成状況

2

県の取組み	評価
公有林化面積	○
保安林面積	×
森林整備面積	×
「企業の森」参加企業数	×
NPO 等による里地里山保全活動団体育成数	×
体験型観光利用者数	○
世界農業遺産交流者数	○
ラムサール条約湿地交流者数	○
湿地環境の再生数	○
サンゴ食害生物駆除活動	○
外来種リスト作成	○
外来生物被害対策防止条例制定	○
レッドデータブックの改正	○
シカ捕獲頭数	×
生物多様性に係るシンポジウム等の開催	○
啓発・学習冊子「和歌山の自然」の作成	○
県が実施する自然観察会数	×
緑育に取り組む小中学校数	○
和歌山県自然公園指導員数	○
南紀熊野ジオパーク認知度	×
里地里山保全活動取組団体の交流会・意見交換会の開催	×
区域連絡会議の設置	×

3

※○ 達成

4

× 未達成

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

第2次生物多様性和歌山戦略（原案）

第1章 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とそれらのつながりのことです。地球上には、これまでの長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化してきた多様な生きものが存在します。そして、それら一つひとつに個性があり、全てが支えあって生きています。

1 生物多様性の3つのレベル

生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」）では、生物多様性をすべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

「生態系の多様性」とは、森林、河川、干潟、サンゴ礁など、様々なタイプの生態系があることです。生物はそれぞれ多様な環境に適応して生息・生育しています。

「種間（種）の多様性」とは、いろいろな植物、動物、菌類などが生息・生育しているということです。日本では、既知のものだけで9万種以上の生物が生息・生育しているとされています。

「種内（遺伝子）の多様性」とは、同一種であっても、個体や個体群の間で、遺伝子レベルの違いがあることです。私たちが一人ひとり違うように、同じ種でも違いがあります。また、メダカ類など、地域によって遺伝子集団が異なることが知られている種もあります。

2 生物多様性がもたらす生態系サービス

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれており、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」及び「基盤サービス」の4つに分類されます。その価値は社会生活の中では見えにくくなっていますが、今後も持続的に利用するためには、生態系サービスを提供する自然環境を「自然資本」として捉え、それを劣化させることなく適切に保全することが重要です。

「供給サービス」とは、食料や水、木材、繊維、燃料、薬品など、私たちの暮らしに重要な資源を供給する機能です。米や野菜などの農産物をはじめ、木材などの林産物、魚などの水産物、植物からとれる繊維や漢方薬など、いずれも生物多様性の恵みです。

「調整サービス」とは、森林があることで気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたり、森林やサンゴが二酸化炭素を吸収調整したりといった、環境を制御する機能です。健全な森林生態系は山地災害の防止や土壌の流出を防ぎ、安全な飲み水の確保につながります。また、サンゴ礁は台風などによる高波を軽減するなど私たちの暮らしを守ってくれています。

「文化的サービス」とは、精神的充足や、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会など、文化や精神の面で私たちの暮らしに豊かさをもたらす機能です。地域固有の食文化や工芸などは、それぞれの地域固有の生物多様性と密接に結びついたものが数多くあります。また、観光や森林浴、トレッキングやダイビングなど、生物多様性の豊かな地域での体験活動は私たちに精神面の豊かさをもたらします。

「基盤サービス」とは、光合成による酸素の生成、植物と菌類による土壌形成、生物間や物理環

1 境による栄養循環、地形・海流による水循環などの機能で、供給・調整・文化的サービスの供給を
2 支える機能です。

3

4 **3 生物多様性の4つの危機**

5 国内の生物多様性の直接的な損失要因として、次の「4つの危機」が挙げられています。

6 第1の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす要因による生物多様性への負の影響です。森林の
7 他用途への転用などが生物の生息・生育環境の破壊、悪化をもたらすことや、商業的利用による個
8 体の乱獲、盗掘などがこれにあたります。

9 第2の危機は、自然に対する人間の働きかけが縮小、撤退することによる影響です。これは、第
10 1の危機とは逆に、人の手が加えられ維持されてきた薪炭林などの里山林が、過疎化や高齢化など
11 による人間の働きかけの縮小により、維持が困難になったことなどがこれにあたります。

12 第3の危機は、外来種や化学物質など、人間により持ち込まれたものによる影響です。アライグ
13 マなど、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的にかかわらず、国外
14 や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系に影響を与えることなどがこ
15 れにあたります。近年は、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影
16 響も懸念されています。

17 第4の危機は、気候変動による生物多様性への影響です。気温の上昇だけでなく、強い台風の頻
18 度が増すことや降水量の変化などがこれにあたります。

19 また、これら4つの危機をもたらす間接的な要因として社会経済の変化が指摘されています。さ
20 らに、それら全体には私たちの社会的な価値観や行動が影響を与えており、これらは社会生活に内
21 在するもう一つの危機となっています。

22 生物多様性の損失をくい止め、回復に向かわせるには、生物多様性が直面している「4つの危機」
23 に対処するとともに、これらの危機を引き起こす社会の価値観と行動を変えなければなりません。
24 そのためには、私たち一人ひとりが生物多様性の重要性を理解し行動するとともに、企業による事
25 業活動などに生物多様性や自然資本の考え方が組み込まれることが重要です。

第2章 生物多様性和歌山戦略とは

平成4年（1992年）に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」を目的とした生物多様性条約が採択され、令和5年（2023年）1月現在、196の国と地域が加盟しています。

生物多様性条約の締結を受け、国では、平成5年（1993年）に「生物多様性国家戦略」を、その後、平成14年（2002年）に「新・生物多様性国家戦略」、平成19年（2007年）に「第三次生物多様性国家戦略」を策定しました。平成20年（2008年）には、生物多様性基本法が施行され、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定されるとともに、生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定されました。

本県では、平成9年（1997年）に「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「自然と人間との共生の確保」、「持続的発展が可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の推進」を基本理念とする「和歌山県環境基本条例」を制定し、これらの理念を具現化するものとして、平成12年（2000年）に和歌山県環境基本計画を策定しました。その後、概ね5年ごとに計画の見直しを行い、平成28年（2016年）の第4次和歌山県環境基本計画策定の際に、「自然共生社会の構築」分野の個別計画として、本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な考え方や目指すべき取組などを明記した「生物多様性和歌山戦略」を策定しました。

その後、国際的な動きとして、当初、令和2年（2020年）10月に中国・昆明で開催が予定されていた第15回国連生物多様性条約締約国会議（COP15）は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期、令和3年（2021年）10月に第1部が中国・昆明とオンラインの併用で、令和4年（2022年）12月に第2部がカナダ・モントリオールでそれぞれ開催され、令和12年（2030年）までに達成すべき新たな国際目標が採択されました。COP15の延期に伴い、新たな国家戦略の策定も延期されていましたが、令和5年（2023年）3月31日に、「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」を踏まえた「生物多様性国家戦略2023－2030」（以下、「国家戦略」）が策定されました。

本県においても、令和2年度に有識者会議を設置し、専門家の助言を受けながら生物多様性和歌山戦略の改訂を行う予定でしたが、国家戦略同様、延期を余儀なくされ、また、6回の有識者会議を経て、今般、第2次生物多様性和歌山戦略を策定しました。この間、令和3年（2021年）3月に第5次和歌山県環境基本計画を策定、その中で「自然共生社会の推進」の取組の方向を示していますので、本戦略は、その個別計画としての位置づけも有します。

今回の内容は、気候変動対策と並び生物多様性保全が経済や生活において主流となる社会を目指し、「生物多様性を育む健全な自然の保全・回復」、「自然を活用した社会課題の解決」、「一人ひとりの行動変容による生物多様性の保全」及び「生物多様性保全に繋がる事業活動等の推進」の4つを基本戦略に位置づけるとともに、森里川海の連環の観点から、県内主要河川の流域地域ごとの取組についても明示しています。なお、実施に当たっては、庁内関係部局をはじめ、市町村や民間団体などと連携・協働しながら分野横断的に取組を進めます。

1 **1 位置づけ**

2 生物多様性基本法第13条に基づき定める、本県の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関
3 する基本的な計画であり、令和3年（2021年）に策定した第5次和歌山県環境基本計画第3章
4 第2節「自然共生社会の推進」に係る個別計画でもあります。

5

6 **2 目標年度**

7 国家戦略と同じ令和12年度（2030年度）とします。

8

9 **3 対象区域**

10 和歌山県全域

第3章 生物多様性の現状と課題

1 現状

和歌山県は、紀伊半島の南西部に位置しており、県土の大部分を占める山々は四季を通して変化に富んだ自然景観を映し出し、約 650 km におよぶ海岸線には名所景勝地となる貴重な地形・地質が数多く残るなど全国に誇る自然環境を有しています。また、気候にも恵まれ、黒潮の影響を受けて、温暖で雨量が多く、森・里・川・海では多種多様で学術的にも重要な動植物が生息・生育し、豊かな生態系が形成されています。

私たちは、こうした生態系から、木材や農作物、水産資源などの恵みを得ながら、醤油や紀州漆器、紀州備長炭、かつお節など多様な文化を生み出し、地域の特産物や温泉、自然景観などを観光資源としても利用して発展してきました。また、最近では、キャンプやサイクリング、ワーケーションなど、自然豊かな環境の中で時間を過ごしたいというニーズが高まっており、各地でこうした需要を取り込んだ地域振興の取組が活発化しています。

一方で、人と野生鳥獣との軋轢や動植物に起因する人の健康リスクも顕在化しています。中山間地域では、過疎化の影響もあり、二ホンジカによる樹木の食害や剥皮被害、各種鳥獣による農作物被害などが深刻な状況です。また、スギや外来植物による花粉症の増加や野生鳥獣由来の人獣共通感染症の発生などが懸念されています。

(1) 森林

森林は木材生産の場としてだけでなく、水源のかん養や二酸化炭素の吸収、生物多様性の確保などの公益的機能を有しています。特に生物多様性の確保においては、様々な生物の生息地として豊かな生態系を育むとともに、栄養塩類などを里地里山や田園地域を流れる河川を通じて海へと供給し、里海の生きものを育てるなど、森里川海の連環の源として大きな役割を果たしています。また、本県には「熊野六木」・「高野六木」といった御留林制度による森林の保護や、全国でも珍しい木の神様を祀る神社があるなど、古くから木々に感謝し、森林を大切にしながら暮らしてきた歴史もあります。このように、本県にとって森林は人々の生活に根付いた財産として先人から受け継いだものであり、今後も適切に管理し、公益的機能を維持・増進させ、未来へと引き継ぐ必要があります。

本県の森林面積は令和 4 年（2022 年）4 月現在で 361,116ha であり、県土総面積の 76% を占めています。森林の 60% がスギやヒノキなどの人工林ですが、間伐などの施業が十分に行われずに放置された人工林が増えており、林床植生の消滅や土壌の流出が進行し、水源かん養、土砂災害防止、生物多様性の確保などの公益的機能の低下が懸念されています。残り 40% の天然林は、里山を除くと小規模に分散されており、ほとんど人の手が加わっていない天然林では貴重な生態系が残るものの、今後の環境変化により孤立するおそれがあり、特に植物や両生類など移動能力の低い生物にとっては繁殖力の衰えを招きかねません。

このため、手入れの行き届かない私有人工林では森林経営管理制度を活用し市町村と連携して整備を推進するとともに、木材の利活用促進などに取り組んでいます。また、森林のもつ公益的機能である、水源のかん養、山崩れや洪水など災害の防止、保健休養の場の提供などの役割をより高度に発揮させるため、それぞれの目的に応じ、13 種類の保安林として、令和 4 年（2022 年）4 月現在で県内森林面積の 37% に当たる 134,742ha を指定するとともに、公益的機能を有する森

1 林を守り育て次世代へ引き継ぐことを目的として設置した「紀の国森づくり基金」を活用し、生育
2 の悪い人工林の広葉樹林化、花粉の少ない苗木への植え替えなど森林保全の取組を進めています。

3 企業や労働組合などの皆様に CSR（企業の社会的責任）や福利厚生、社会・環境貢献活動、地域
4 との交流活動などの一環として、県内の森林環境保全に様々なかたちで取り組んでいただく「企業
5 の森」活動は、令和 5 年（2023 年）3 月現在で約 307ha まで広がっています。

6 ニホンジカによる森林被害については、植栽木の食害のみならず、下層植生の食害や踏みつけに
7 よる土壌の流出、貴重な高山植物の消失などへの影響が懸念されており、ニホンジカの被害を防ぐ
8 ための獣害対策ネットの設置を推進しています。

9 平成 30 年（2018 年）、紀伊半島南部に自生するサクラが、サクラ野生種でおよそ 100 年ぶ
10 りの新種として発表され、「クマノザクラ」と命名されました。この「クマノザクラ」の保全と活用
11 を図るため、各地域で開花時期や花色などが異なる多様な特徴と形質をもった個体を探索し、特性
12 を解明するとともに、県林業試験場では、純系系統の選抜や固有の性質を失わない増殖技術の確立
13 を目指しています。

14

15 (2) 里地里山

16 里地里山は、長い歴史の中で様々な人による働きかけを通じて形成されたものであり、人々の生
17 活・生産活動の場であるとともに、生物多様性の保全、良好な景観形成、身近な自然とのふれあい、
18 文化の伝承などの観点からも重要な役割を果たしています。しかし、戦後のエネルギー革命や営農
19 形態の変化などに伴う森林や農地の利用低下に加え、農林水産業の担い手の減少や過疎化・高齢化
20 の進行などにより里地里山における人の活動が急速に縮小し、生物の生息・生育環境の悪化や衰退
21 が進んでいます。また、このような変化に伴って、人と野生鳥獣の軋轢の深刻化、ごみの投棄、景
22 観や国土保全機能の低下など、様々な問題が生じています。

23 本県は、柑橘類をはじめウメ、カキ、モモなどの果樹生産が盛んであり、温州ミカン、ウメ及び
24 カキは日本一の生産量を誇っています。こうした果樹園は平地だけでなく山肌を這い上がり、本来
25 里山として利用されていた区域にも広がっており、周囲の環境と調和しながら豊かな生態系を育ん
26 できました。しかし、近年は傾斜地を中心に耕作が放棄され、原野化している農地が増えつつあり、
27 こうした遊休農地がイノシシ類など野生鳥獣のエサ場や生息場所となり、農作物や生態系への被害
28 を拡大させているとの指摘もあります。また、平野部の水田や畑地は宅地などへの転用が多く、こ
29 うした地域に見られた湿地の植物や水生生物の多くは減少しています。加えて、手入れが行き届か
30 なくなった竹林が増えています。竹は成長が旺盛で根が林内に拡大・侵入することや、竹が光を遮
31 ることで樹木が枯死に至り、それに伴い鳥類や昆虫類が減少するなど生物多様性の低下を招くとと
32 もに、竹の地下茎は地中 30cm 程度に集中しているため、雨が地中深くまで浸透しなくなり、防
33 災機能が低下するおそれがあります。

34 ナラやシイ・カシなどのブナ科樹木（どんぐりの木）が枯れるナラ枯れは、昭和 55 年（1980
35 年）代後半から日本全国で被害が拡大し、本県でも平成 11 年（1999 年）に新宮市の旧熊野川町
36 で大発生した後に北上し、現在では県内全域に被害が広がっており、令和 3 年度（2021 年度）で
37 の被害面積は 54ha となっています。地域の貴重な巨樹・巨木や広葉樹資源の保全のため、県で
38 は、被害拡大防止の観点から各種対策を進めているところです。同様に、県内各地で問題になって
39 いる松くい虫被害は、令和 3 年度（2021 年度）での被害面積は 298ha となっており、薬剤の予
40 防散布などの対策を講じているところです。

1 紀美野町と有田川町の境界にある標高 870m の生石ヶ峯山頂付近には 10ha に及び県内唯一
2 のススキ草原である生石高原が広がっています。当エリアは、マツムシソウなど貴重な草原性動植
3 物が生息する場所として重要であり、県立自然公園に指定されています。このススキ草原は、かつ
4 ては茅取り場として人々の暮らしを支え、維持されてきたましたが、近年ではその利用もなくなり、
5 アカマツなどの樹木による森林化が始まっており、草原性の貴重な植物の生息環境を脅かしつつあ
6 ったため、地域の関係者が協力し、芽出しを促進して純粋なススキ草原を再生させようと、平成 14
7 年度（2002 年度）から山焼きが実施されており、春の風物詩となっています。

8 棚田は米を生産する場のみならず、伝統・文化、美しい景観、社会教育（農作業体験）、生態系保
9 全など多面にわたる機能を有しており、令和元年（2019 年）に棚田地域振興法が施行されたこと
10 もあり、各地で棚田の保全や多面的機能の維持増進、棚田を核とした地域振興の取組が進められて
11 います。県では、同法に基づき令和元年（2019 年）に「和歌山県棚田・段々畑地域振興計画」を
12 策定し積極的な支援を行っており、これまでに、橋本市の旧紀見村など 5 地域が国の指定棚田地域
13 に指定され、棚田保全や農業体験、棚田ウォーク、伝統行事の継承などの活動が展開されています。
14 また、地域で自主的な保全活動を行っている美しい景観の棚田・段々畑を「わかやまの美しい棚田・
15 段々畑」に認定（令和 4 年（2022 年）3 月現在で 14 地域）し、棚田・段々畑と地域での保全活
16 動を PR するなど、地域活性化を推進しています。国においては、平成 11 年（1999 年）に「日
17 本の棚田百選」を認定し、令和 4 年（2022 年）には棚田地域の振興に関する取組を評価した「つ
18 なが棚田遺産」として新たに 271 箇所を選定、県内からは有田川町の 5 箇所、橋本市、紀美野町
19 及び那智勝浦町の各 1 箇所の合計 8 箇所の棚田・棚田群が選ばれています。

20 21 (3) 河川・湖沼

22 雨は森林や農地などの土壌や地下水脈に保水され、河川から海へと流れ込み、海で大気中へ蒸発
23 するというサイクルで自然の中を循環しています。このように河川は森里川海をつなぐ血管の役割
24 を担っており、この循環を適切に維持するためには、流水量の確保や水循環に関わる生態系の保全
25 など流域全体を見渡した総合的な対策が必要です。

26 本県では、紀の川、有田川、日高川、富田川、日置川、古座川及び熊野川の 7 つの主要河川と多
27 くの小河川が、森のミネラルを里や海に供給しています。多くの主要河川は河口部に干潟をつくり、
28 多様な生物を育むとともに、農業用などに造成された多くのため池は水生生物の重要な生息場所と
29 なっています。環境省では、生物多様性上重要な湿地を「日本の重要湿地 500」として選定してお
30 り、県内からは、「田辺市から日高郡のため池群」や「串本町田原地区の水田・湿地」など 11 箇所
31 が選ばれています。

32 近年、県内ではカワウの個体数が増加傾向にあり、主にアユの食害が深刻な状況です。各河川で
33 は漁協などが捕獲や追い払い、漁場への進入防止などの対策を進めるとともに、カワウは府県を越
34 えて広域移動するため、関西広域連合においてもモニタリング調査や府県間の情報共有、対策支援
35 などを行っています。また、ため池などでは、オオクチバスやコクチバス、アフリカツメガエルな
36 どの外来種が繁殖し、在来種の生息環境を脅かすなど、生物多様性の低下が懸念される地域もあり、
37 対策を進めているところです。

38 39 (4) 里海

40 自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性保全の両立が図られ

1 ている海域が「里海」と呼ばれています。藻場は、繁茂した海藻や海草が水中の二酸化炭素を吸収
2 して酸素を供給するとともに、水産生物に産卵場所や幼稚仔魚の生息場所、餌場を提供するなど、
3 水産資源の増殖に大きな役割を果たしています。また、河口部に多い干潟は、潮汐の作用により、
4 陸域からの栄養塩や有機物と海からの様々なプランクトンが供給されることにより、高い生物生産
5 性を有しています。

6 藻場や干潟は、貝類などの底生生物や幼稚仔魚の生息場所となるだけでなく、水質の浄化機能や、
7 陸域から流入する栄養塩濃度の急激な変動を抑える緩衝地帯としての機能も担っています。しかし、
8 こうした藻場や干潟は、沿岸域の開発などによる面積の減少に加え、海水温の上昇に伴う海藻の生
9 育不良や魚・ウニなどによる食害、種組成の変化、藻類の定着に適した環境の減少などにより、磯
10 焼けが進行しており、生物多様性の衰退が懸念されています。

11 本県の沿岸は和歌山市から新宮市まで約 650km に及び、その大部分がリアス式海岸です。本
12 県海域は大きく二つに分けられ、北部は瀬戸内海の一部となっていますが、南部は黒潮の影響を強
13 く受ける太平洋に面しています。紀伊水道では、瀬戸内海からの冷たい海水と外海からの暖かい海
14 水がぶつかるため、それぞれの特色を有する生態系が発達するとともに、餌生物が集積して多種多
15 様な海生生物が育まれています。南部では、黒潮の影響を強く受け、一年を通して温暖な海域とな
16 っており、温帯域に位置しながら亜熱帯性の生態系が発達しています。特に、串本沿岸海域は希少
17 なサンゴ群集や熱帯性魚類が息づく豊かな海洋生態系を誇り、平成 17 年（2005 年）にラムサ
18 ール条約湿地に登録されました。

19 みなべ町から串本町の沿岸域には、世界最北となるサンゴ群集も多数分布しており、テーブル状
20 のクシハダミドリイシやオオナガレハナサンゴの群集は国内最大規模を成しています。しかし、近
21 年は地球温暖化などの影響でオニヒトデや巻き貝が大量発生し、サンゴを食べて死滅させるなど、
22 サンゴ群集の衰退が見られるため、ダイバーによるサンゴ食害生物の駆除活動が行われています。

23 みなべ町の千里の浜をはじめ、白浜町や串本町、那智勝浦町及び新宮市などの砂浜海岸は、アカ
24 ウミガメの産卵場所となっており、各地で保護活動が進められていますが、近年、産卵数の減少や
25 野生動物による食害、台風などの高波による流失などが見られ、心配されています。

26 県内には、紀伊大島をはじめ、友ヶ島、黒島、稲積島、神島、九龍島など大小様々な島がありま
27 す。県内最大の紀伊大島には紀伊半島唯一のハドノキ自生地があり、黒島はハマカズラの自生北限
28 地、稲積島は国の天然記念物に指定されるなど、生物多様性にとって重要な環境が残されています。
29 一方で、友ヶ島では、タイワンジカ交雑種やクリハラリスなどの外来生物による食害、神島や九龍
30 島ではカワウによる糞害などへの対策が急がれます。

31 近年、プラスチックごみの海洋への放出が大きな問題となっています。プラスチックは自然環境
32 へ出てもなかなか分解されず、徐々に破碎されながらいつまでも海洋を漂い続けることから、海洋
33 生物に悪影響を与えることが懸念されています。レジ袋の有料化やマイバックの使用など、ごみと
34 なるようなプラスチックの使用を減らす取組やリサイクル、不法投棄の取締などが進められていま
35 すが、海洋プラスチックごみの大幅な削減には至っていないのが現状です。

36

37 (5) 地域振興への活用

38 本県の人口は昭和 60 年（1985 年）の約 108 万 7 千人をピークに減少に転じ、令和 4 年
39 （2022 年）4 月現在では約 90 万 7 千人で、今後も減少が予測されています。人口減少社会が
40 本格化し、過疎化・高齢化が進行する中で、地域の活力を維持・増進するためには、交流・関係人

1 口を増加させることが重要であり、自然資源を活用した誘客や、野生生物を活かした新商品開発、
2 農業遺産などの自然資本・生態系サービスを活かした地域ブランド力の向上などの取組が各地で進
3 められています。また、田園回帰、働き方改革、デジタル化の進展などの動きを捉え、都市と農山
4 漁村や観光地とのつながりの拡大を促進するとともに、自然を活かしたワーケーションやサテライ
5 トオフィス、多拠点居住などの取組が活発化しています。交流・関係人口が増加することで、地域
6 コミュニティの維持・回復や、里地里山の適正な管理、生物多様性保全の担い手の裾野拡大などに
7 つながることが期待できます。

8 田辺市には、住民らが出資し、使われなくなった小学校をリノベーションしたグリーン・ツーリ
9 ズム施設があります。農業と地域資源を活かし、グリーン・ツーリズムで都市と農村の交流を行い、
10 ソーシャルビジネスを推進することで地域課題の解決を図り、持続可能な地域として発展すること
11 を目的に各種事業が行われています。また、古座川町では、農作物などへ被害を及ぼす野生動物の
12 肉を処理加工し、「古座川ジビエ」として販売することで、産業振興や観光振興とともに、新たな食
13 文化の創出につなげる取組が進められています。

14 また、平成27年(2015年)に「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定され、平
15 成31年(2019年)に「下津蔵出しみかんシステム」が、令和3年(2021年)に「聖地 高野
16 山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」及び「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステ
17 ム」が日本農業遺産に認定されました。何世代にもわたり継承されてきた伝統的な農林業と、それ
18 に関わって育まれた文化、景観、農業生物多様性などが評価されたもので、地域の新たなブランド
19 として活用され、誘客や移住の動き、担い手の確保などが進んでいます。なお、令和5年(2023
20 年)1月に、「下津蔵出しみかんシステム」と「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」を融
21 合した「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」の世界農業遺産認定申請が農林水産省か
22 ら承認され、手続きを進めているところです。

23 さらに、大地と独特の景観・地形、温暖湿潤な気候がもたらす多種多様な動植物など、優れた自
24 然や文化などを体感できる南紀熊野ジオパークは、平成26年(2014年)に日本ジオパークに認
25 定されました。令和元年(2019年)には、情報発信や調査研究の拠点施設として、串本町に南紀
26 熊野ジオパークセンターをオープンし、様々なプログラムの提供により県内外・国外から多数の来
27 館があります。また、来館者が当センターの情報を基に各ジオサイトを訪れたり、ジオツアーに参
28 加するなど、地域の方々との交流を通して、紀南地域のファン拡大にも大きく寄与しています。

29 近年、「WORK(仕事)」と「VACATION(休暇)」を組み合わせた「ワーケーション」という言
30 葉が社会に定着しつつあります。テレワークなどを活用し、リゾート地や温泉地、自然公園など普
31 段の職場とは異なる場所で地域の魅力に触れながら仕事を行う働き方が注目を集めています。また、
32 自然志向の若者らが都市から地方へ移り住む「田園回帰」の動きも活発化しています。こうしたト
33 レンドはコロナ禍を契機に加速しており、自然が豊かで農林水産業が盛んな本県では積極的な誘致
34 活動に取り組んでいます。

35

36 (6) 防災・減災への活用

37 健全な生態系は、危険な自然現象を軽減する物理的な緩衝材として働きます。古来、水害に苦し
38 んできた我が国では、地域の特性、自然の性質を活かし、森林による保水力の活用、河川と農地の
39 一体性を確保する伝統的な治水技術(霞堤)、計画的に洪水を貯留する遊水地なども活用しながら
40 川を治めてきました。新田開発が進むにつれて、霞堤などは取り払い、それまで蛇行していた河道

1 を強固な築堤と川除・護岸などの水制工により直線状に固定し、弯曲部や氾濫原は水田として開拓
2 しました。これがいわゆる紀州流治水工法であり、今日の治水事業の礎になりました。こうした森
3 林や遊水地などは生物の生息地でもあり、生物多様性の面からも重要な場所です。こうした暮らし
4 の安全・安心への自然の関わりについて、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021」で
5 は、

6 ○1970年代から90年代にかけて減少傾向にあった土砂災害による被害者数は直近20年で
7 は豪雨の増加などもあって増加傾向にある。

8 ○土壌侵食防止サービスについては全国的には直近20年で横ばいとなっているが、市街地の拡
9 大などの要因により農地や林地が減退し、調整サービスが低下している地域も見られる。

10 ○湿原面積の大幅な減少によって、湿原による洪水調整サービスは経年的に減少傾向にあると考
11 えられる。

12 と評価しており、気候変動による災害の激甚化などの環境変化とともに、人口減少や高齢化、社会
13 資本の老朽化などの社会変化が進む中で、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減を図
14 る「グリーンインフラ」や「Eco-DRR」の取組を進めることは急務となっています。

15 本県は約650kmにも及び海岸線とその間際まで迫る急峻な山々、山肌を縫うように流れる多
16 くの河川、全国的にも多い降水量、度重なる台風の襲来など、風水害に見舞われる条件が重なっ
17 ており、防災・減災の観点からも森林や河川・湖沼などを適切に管理・保全することが重要です。現
18 在、主要な河川水系において近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害リスクの増大に備える
19 ために「流域治水」の考えのもと、防災に資する河川、砂防、治山工事や森林整備はもとより、ダ
20 ムの事前放流や、水田・ため池などの雨水貯留施設の活用・整備などグリーンインフラの視点も盛
21 り込み、進められております。

22 また、海岸線では、南海トラフ地震による津波の危険性が高まっており、各地で避難タワーや防
23 潮堤の整備など対策が進められています。サンゴは自然の防波堤と呼ばれています。サンゴがつく
24 る浅瀬や起伏に富む海底が、大波にブレーキをかけ、自然の防波堤の役割を果たしてくれるのです。
25 このように、多様な生物が生息する豊かで美しいサンゴ群集は、私たちに漁獲物や観光資源など多
26 くの恵みをもたらしてくれるとともに、防災・減災の面でも恩恵を与えてくれる重要な存在です。

27 煙樹ヶ浜のマツ林は初代紀州藩主・徳川頼宣が防潮林として保護した歴史があり、広村堤防のマ
28 ツ林は郷土の偉人である瀆口梧陵翁が私財を投じて築いたもので、いずれも地域の方々により保全
29 活動が行われています。なお、和歌山市の民間企業の工場内には、江戸時代に防潮林として植えら
30 れたマツ林が今も残されており、工場のシンボルとして保全活動が続けられています。

31

32 (7) 気候変動緩和への貢献

33 温室効果ガスの排出などにより、世界の年平均気温は100年で0.74℃上昇しています。和歌
34 山地方気象台(和歌山市)によると、本県の年平均気温は100年で1.5℃上昇しており、今後も
35 上昇することが予測されています。また、降雨量の変動幅が大きくなり、本県の大雨の発生回数は
36 年1~2回増加することが予測されています。

37 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)と気候変
38 動に関する政府間パネル(IPCC)との合同ワークショップ報告書によると、気候と生物多様性は相
39 互に関連しており、生態系の保護、持続可能な管理と再生のための対策が気候変動の緩和、気候変
40 動への適応に相乗効果をもたらすこと、さらに、気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステム

1 として扱うことが相乗効果の最大化やトレードオフ（何かを得たら何かを失う）の最小化に効果的
2 であると指摘しています。気候変動がこのまま進行すると、人々の健康や安心・安全、経済活動を
3 脅かすだけでなく、自然分野では、在来種の分布や個体群の変化、冷涼な気候を好む落葉広葉樹林
4 から温暖な気候を好む常緑広葉樹林への遷移、貴重樹種の減少、新規外来種の侵入やサンゴの白化
5 現象など生物多様性も大きく損なわれることが予測されており、自然生態系と関連するレクリエー
6 ションなどの文化的サービスにも影響を及ぼすおそれがあります。

7 本県は県土の 76%が森林で占められています。植物、特に樹木には、成長過程で二酸化炭素を
8 吸収する働きがあり、森林を適正に管理・保全するとともに、木材を住宅などに利用することは、
9 二酸化炭素の吸収源の確保と炭素の長期間貯蔵につながります。本県では、民有林で年間約 1,100
10 千m³の資源が増加しており、二酸化炭素吸収源として大きな役割を果たしています。また、木材とし
11 て年間約 260 千m³が森林から伐り出されています。なお、皆伐後の再生林や拡大造林については、
12 一部造林未済地が見受けられるものの近年は年間約 250ha と増加傾向にあります。森林と同様に
13 ブルーカーボン（沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の吸収
14 源としての役割を担う藻場や干潟・サンゴ礁などの適正な保全・再生への取組に加え、近年、沿岸
15 域全体で進行している磯焼けへの対応が急がれています。

16 また、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入が全国で広がっており、本県でも、
17 太陽光や風力発電設備の設置が進んでいますが、一方で、再生可能エネルギー発電設備は、自然や
18 生態系、生活環境への影響が懸念される場合があります、環境との調和に配慮する必要があります。こ
19 のため、県では、大規模な事業計画に対しては、事業者が事前に環境影響評価を行い、環境に配慮
20 するよう求めています。また、「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」により、県民の理解
21 と環境との調和を確保して本県の環境にふさわしい太陽光発電事業を推進するなど、厳格な環境配
22 慮対策を講じています。

23 木質バイオマス発電は、植物が光合成によって二酸化炭素を吸収する効果を前提に、発電で発生
24 する二酸化炭素が相殺されること（カーボンニュートラル）から再生可能エネルギーとなります。
25 令和 2 年（2020 年）に上富田町で 5000kW 級の発電所が開所したことを契機に、現在 4 箇所
26 （合計出力約 27MW）の発電所が稼働するとともに、御坊市で 1 箇所の発電所が建設に向けて準
27 備中となっており、木質チップの需要が増し、未利用材などの活用が進んでいます。

28

29 **（8）経済活動への浸透**

30 企業の事業活動は少なからず生物多様性に影響を与えるとともに、その恵みも享受しています。
31 事業継続性確保の観点から生物多様性の保全や自然資本の持続的な利活用を、ビジネスにおける重
32 要な要素とする考えは、企業のみならず投資家・金融機関においても高まっています。こうした動
33 きは脱炭素経営が社会の主流になっていった過程と類似しており、今後 10 年間で生物多様性保全
34 や自然資本管理そのものがビジネスになることが期待されています。国においても、平成 29 年
35 （2017 年）に、幅広い分野の事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要
36 な基礎的な情報や考え方などをとりまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン」の第 2 版を公表
37 するなど、事業者の生物多様性保全の取組をサポートしています。

38 また、農林水産業は、気候の安定、水の浄化、受粉、光合成や栄養循環など、生物多様性から得
39 られる様々な生態系サービスに支えられており、私たちが利用する農林水産物の多くは、生物の遺
40 伝的な多様性を利用し改良を重ねて得られたものです。農林水産業は、人間の生存に必要な食料や

1 生活資材などを供給するとともに、多様な生物種の生息・生育に重要な役割を果たしています。

2 本県の産業別従業者数の割合は、令和 2 年（2020 年）の国勢調査では、第一次産業は減少傾
3 向で 8.1 %、第二次産業は横ばいで 22.3%、第三次産業は増加傾向で 69.6 %となっており、生
4 物多様性の保全に直接関わる農林水産業の担い手の減少が進む一方で、自然資源を活用したほんま
5 もん体験やエコツーリズムなどの観光産業は伸びています。

6 農業においては、堆肥など有機質資材の施用による土づくりを基本に、化学肥料・化学合成農薬
7 に過度に頼らない環境にやさしい農業の普及定着を目指し、有機農業などを推進するとともに、病
8 害虫などに強い新品種の開発や天敵による害虫防除など、生物多様性の利用も進めています。また、
9 遊休農地が生物多様性の低下を招く要因と言われていることから、新たなアイデアを生かした地域
10 主体の取組を支援するとともに、農地の貸借や遊休農地の再生、担い手の育成確保などに積極的に
11 取り組んでいます。

12 林業において、間伐などの手入れが行き届いた人工林は、昆虫などの動物の生息環境として重要
13 でありましたが、担い手の減少や高齢化の進行により、間伐面積は、平成 18 年度（2006 年度）に
14 は 10,000ha 近くであったものが、令和 2 年度（2020 年度）には 3,999ha にまで減少してお
15 り、人工林の放置による生物多様性の低下が懸念されています。県では、森林を経済林と環境林に
16 区分するゾーニングを行い、経済林の重点エリアに林業施策を集中し競争力強化を図るとともに、
17 紀州材認証システムにより公共事業などにおける紀州材の利用を推進するなど、安定した需要の創
18 出に努めています。一方、環境林は、森林の公益的機能が十分に発揮できるよう、生育の悪い人工
19 林の広葉樹林化など、森林保全の取組を進めています。また、森林保全の人材育成のため、平成 29
20 年（2017 年）に農林大学校林業研修部を開講、全国から受講者を募集し、林業研修を実施する中
21 で「生物多様性」や「鳥獣保護管理」などの講義も実施しています。

22 紀州備長炭は、ウバメガシを原料に作られる固くて良質な白炭で、料理の加熱・焼き物には最適
23 な材料です。本県は国内有数の白炭の生産量を誇っており、年間約 1,000 トンを生産しています。
24 紀州備長炭は、窯の構造や製炭方法など、職人の伝統的な匠の技術により高品質が維持され、江戸
25 時代から高い評価を受けていました。こうした紀州備長炭の製炭技術は、昭和 49 年（1970 年）
26 に県の無形民俗文化財に指定されるとともに、「紀州備長炭保存会」によって技術の伝承が行われ
27 ています。原料となるウメバガシを伐採する際には、皆伐するのではなく、太い幹から選んで伐採
28 し、細い幹は次へ残す「択伐」が行われています。これは、ウバメガシ林を絶やさずに循環利用す
29 るために、二百数十年も前から継承されている伝統的な技術です。

30 イノシシ類やニホンジカなどの野生鳥獣による農林産物への被害が深刻な状況であり、それらを
31 捕獲する取組を進めています。同時に、捕獲したイノシシ類などの肉を地域の新たな食資源として、
32 レストランでの食材やご当地メニュー、新特産品などに活用し、地域経済の振興につなげるため、
33 解体処理施設や食肉流通システムの整備を推進するとともに、「わかやまジビエ」としてPRし、消
34 費拡大に取り組んでいます。田辺市や古座川町などでは、地域住民や移住者などを巻き込んで、地
35 域の厄介者を地域の宝に変える活動が進められています。

36 水産業の分野では、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っ
37 ている漁業者などを認証する制度があり、水産エコラベルと呼ばれています。これは、生態系や資
38 源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう
39 商品にラベルを表示するもので、MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）などの取組が進んでいま
40 す。県内では、これまでに、紀伊水道中央機船船曳組合が箕島シラス船曳き網漁業で、加太漁業協

1 同組合がマダイ一本釣り漁業で、加太まちづくり株式会社がマダイの一次・二次加工及び販売で、
2 それぞれ MEL 認証を受けています。また、水産資源を持続的に利用できるように、TAC（漁獲
3 可能量：Total allowable catch）による管理が全国で行われています。TAC による管理は対象
4 とする魚種に対して、漁獲可能な上限数量を定め、漁獲量はその数量を上回らないように管理する
5 ことにより、その資源を維持、管理しようとするもので、本県では、「和歌山県資源管理方針」を定
6 め、水産資源の管理を行っています。他にも、自主的な休漁などの資源管理や海底堆積物の除去、
7 幼稚仔魚の隠れ処、産卵場となる藻場造成などに取り組んでいます。

8 農林水産物の地産地消の取組は、地域の農林水産業や食文化への理解促進と地場産物の需要拡大、
9 里地里山の維持回復につながるとともに、食材の長距離輸送に伴う二酸化炭素の排出削減にも寄与
10 しています。本県では、県内地場産物・食文化への県民の理解促進と地場産物の利用拡大を図るた
11 め、消費者、生産者、食品加工業者、流通関係業者、外食産業関係者などがそれぞれの立場で、食
12 育・地産地消を県民運動として展開する推進強化週間「ふるさと和歌山食週間」（毎月第 3 月曜か
13 らの 1 週間）に取り組んでおり、令和 4 年（2022 年）9 月現在で、88 店舗（直売所や地場産
14 物のインショップを設置している量販店）でノボリやポスターの掲示など普及啓発を行っています。

15 観光業においては、新しい旅のかたちとして、旅人が体験を通して地域の自然、歴史、文化、伝
16 統産業などに触れる体験型観光「和歌山ほんまもん体験」の取組を進めています。自然公園も重要
17 な観光資源の一つであり、自然体験を通して、心身のリフレッシュとともに、環境や生き物への興
18 味・関心が高まり、生物多様性の保全意識が向上することが期待されます。また、県では、吉野熊
19 野国立公園をはじめ、国定公園、県立自然公園において、来訪者が自然に親しむことができるよう、
20 案内板やトイレなどの整備を進めるとともに、高野・熊野参詣道や近畿自然歩道などの PR を行っ
21 ています。さらに、農山漁村地域において、自然や文化・風習、農作業、マリンレジャーなどの体
22 験や住民との交流などを楽しむグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムも推進しており、令和
23 3 年（2021 年）に「和歌山県グリーン・ツーリズム推進計画」を策定し、本県の農林水産資源を
24 活用しながら、農山漁村での滞在や体験交流など新たな都市農村交流活動のあるべき姿を探り、戦
25 略的に地域での取組を進めています。

26 近年、社会全体として SDGs の取組や気候変動対策が進められる中で、県内企業においても、資
27 源の循環利用や省エネルギー・再生可能エネルギーの取組が進んでいます。例えば、流通小売企業
28 では、サステナビリティに配慮した商品の提供や、店舗における再生可能エネルギーの利用、食品
29 ロスの削減、リサイクル資源の活用、海洋ごみ対策など、環境保全に貢献する取組が進められてい
30 ます。また、ある消費財化学メーカーでは、企業全体で「調達に関わるサプライチェーン ESG 推
31 進ガイドライン」を策定し、認証システムに適合した調達が行われています。他にも、資源の再生
32 利用や工場内緑化、CSR 活動としての緑地保全や森林保全活動などに取り組む企業が多数存在し
33 ており、個人や企業が植林用苗木を自宅やオフィスで育て、山へ返す体験型事業や、地域の種苗を
34 活用し、生物多様性保全に配慮した法面緑化事業など、自然資源の活用と生物多様性保全を事業ス
35 キームに取り込んでいる企業も出てきています。しかし、県内の大半を占める中小企業では、「どの
36 ような取組ができるのか分からない」、「自社事業と生物多様性との関わりが見えない」との声が多
37 く聞かれ、事業活動における生物多様性保全の必要性に関する認識は高いとは言えない状況です。
38 企業を支援する立場にある地域金融機関においても、SDGs の観点から環境配慮に取り組む企業
39 への低金利融資などは行われています。

40

1 (9) 文化への浸透

2 本県は、豊かで特色ある自然に恵まれ、古くから、これら自然に根ざした信仰や国内外との交流
3 の場としての歴史を持ち、その中で優れた独自の文化を創り上げ、貴重な文化財や伝統を今日に伝
4 えてきました。また、有数の文化財の保有県であるとともに、平成 16 年（2004 年）に世界遺産
5 登録された高野参詣道や熊野参詣道、平成 29 年（2017 年）に日本遺産に登録された湯浅町の伝
6 統的町並み、国の重要無形民俗文化財である那智の扇祭り・田楽をはじめとする祭礼行事など、地
7 域の特色となる歴史的遺産にも恵まれており、これらの歴史的・文化的資源は、県民の心のゆとり
8 や地域への愛着を育んでいます。生物多様性の豊かさに根ざした伝統行事や食文化などを守ること
9 は地域の自然環境の保全に寄与します。森里川海のつながりを踏まえて、自然がもたらす文化的・
10 精神的な豊かさや、自然が地域の伝統、食、産業、文化などを支えていることを理解するとともに、
11 配慮意識を高め、地域における生物多様性の保全活動を進めることが重要です。

12 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、豊かな自然と人々の営みによって形作られてきた「文
13 化的景観」が高く評価された日本で最初の世界遺産です。それは、単に「神社や寺と道」だけでは
14 なく、「山岳信仰の霊場と山岳修行の道」に関連する景観ということです。紀伊山地の自然があった
15 からこそ、このような信仰に関連する文化的景観が作り出されました。また、参詣道の沿道には農
16 山村集落が点在します。棚田や水路、スギやヒノキの人工林など、農林業を通して形成された文化
17 的景観も展開しています。「熊野三山」、「高野山」、「吉野・大峯」の 3 つの霊場のうち、自然崇拜
18 に根ざした「神道」により「熊野三山」は古くから神々が宿る場所として崇拝されてきました。那
19 智山を水源とする高さ 133m、幅 13m の日本一の滝である那智大滝や、その東部に広がる照葉樹
20 林である那智原始林は、熊野那智大社の神域として、自然信仰に関連する文化的景観として今もそ
21 の姿を留めています。

22 田辺市本宮町皆地地区は、平安時代より良質のヒノキを産出しており、源平の戦に敗れ、熊野に
23 隠れ住んだ平家の公達が樹齢 60 年以上のヒノキ材を使った笠を編み出し、これが熊野詣の人々に
24 愛用されるようになり、いつからか産地の名をとって「皆地笠」と呼ばれるようになりました。竹
25 の笠よりも軽くて、ヒノキ自体に油を含んでいるため雨の日でも使用できること、使い込めば艶が
26 でて深みのある赤茶色に変化する特徴があり、多くの人に愛されています。

27 木の神様が棲む国を意味する「木の国」が由来となり、本県は紀伊国と呼ばれていました。「日本
28 書紀」によると、木種を託して植えて回るように素盞鳴命（すさのおのみこと）から命じられた御
29 子神の五十猛命（いたけるのみこと）が、妹神の大屋都姫（おおやつひめ）、都麻津姫（つまつひめ）
30 を引き連れて全国に植樹を行い、最終的に和歌山の地を良い場所として住むことに決めたと記され
31 ています。和歌山市の伊太祁曽神社では今も 4 月に木々の恩恵に感謝する祭である木祭りが開催
32 されており、林業関係者や材木業社などが多数参加します。また、「木の国」の名のとおり良質の木
33 材を産出する本県で、優れた職人が集い造られてきた「紀州箆笥」は経済産業大臣の指定を受けた
34 伝統的工芸品として高い評価を受けています。

35 平成 27 年（2015 年）に、植物学・民俗学・博物学の分野で世界的に著名な南方熊楠（1867
36 ~1941）によって保護された神社の社叢林や島嶼など 13 ヶ所が「南方曼陀羅の風景地」として
37 国の名勝に指定されました。生物の多様な相互関係によって成り立っている生態系の重要性に気づ
38 いていた南方熊楠は、明治時代末期から大正時代に進められた神社合祀政策に対する反対運動に取
39 り組み、その際、「わが国特有の天然風景はわが国の曼陀羅ならん」と述べました。この言葉は生態
40 系を真言密教の本質を示す曼陀羅になぞらえた南方熊楠の世界観を示しており、後に「南方曼陀羅」

1 と呼ばれるようになりました。

2 「南方曼陀羅の風景地」の一つである天然記念物の神島は、田辺湾に浮かぶ小島で大山と小山の
3 2 島からなります。古くから海にまつわる神として崇敬されてきたことから、島全体を覆っている
4 森は失われることなく守られてきました。島内には温暖な地域に多くみられる照葉樹がよく発達し、
5 南方熊楠らの研究では、ハカマカズラをはじめとするツル植物や粘菌類が多く生育していることが
6 確認されています。また、田辺市の天神崎では、住民らにより「ナショナルトラスト運動」の先駆
7 けとなる保護活動が続けられているなど、南方熊楠が情熱を注いだ環境保護の思いは多くの人々に
8 受け継がれ地域に根付いています。

9 平成 25 年（2013 年）、ユネスコ無形文化遺産に「和食；日本人の伝統的な食文化」が登録さ
10 れ、大きなニュースとなりました。和食には、日本人が長い時間をかけて培ってきた自然を尊重し、
11 季節感を楽しむ感性が反映されています。中でも、各家庭でお正月に食べる「おせち料理」は代表
12 的な「和食」として評価されました。

13 本県の特徴的な和食の一つに、各地での伝統的な「すし」が挙げられます。中でも酢を使わず乳
14 酸発酵させる「なれすし」は、すしの伝統を伝える食の文化財と言えるものです。なれすしに用い
15 る魚は「スシナ」と呼び、サバが代表的です。このほか、紀北地域ではウボゼ（イボダイ）、紀南地
16 域ではサンマ、熊野の山間部ではアユですしを作ります。サバのなれすしは、サバの片身を太い棒
17 状のご飯にかぶせたものを、アセの葉（ダンチク）で巻き包み、シュロの葉の紐で縛ってすし桶に
18 詰め、押し蓋の上から重石をして、数日つけ込みます。また、酢飯で数日押しした「早ずし」があり、
19 和歌山市周辺ではラーメンに添えて食べる習慣があります。すし作りに用いる葉も地域で異なり、
20 紀北～紀中地域の海岸部ではアセの葉、山間部ではカキの葉を使い、押し寿司にはバランを用いま
21 す。また、有田地域ではバショウの葉やミョウガの葉を、紀南地域ではクマザサ、アカメガシワや
22 野いちごの葉などの青葉を使います。これ以外にも、ワサビの葉や海藻のヒロメで包んだ早ずしな
23 どもあります。このように、それぞれの地域に生息・生育する様々な生きものや農林水産物によっ
24 て、各地域固有の食文化が育まれてきました。生物多様性と食文化は深く関係しており、生物多様
25 性を保全することが食文化を守ることにつながるのです。

26 素材の風味を活かす「和食」には、味わいを豊かにする調味料や出汁が必要ですが、それらの代
27 表と言える「醤油」と「かつお節」は本県が発祥です。醤油は、覚心（法燈国師）が中国から伝え
28 た「金山寺味噌」を作る際に、味噌からしみ出た液体から生み出されたと言われており、湯浅町が
29 醤油醸造の発祥地です。醤油の製造技術は江戸時代になって全国に伝わり、和食の味は大きく変化
30 しました。この地域では醤油や味噌をかけて食べる食文化が今なお受け継がれていて、醤油造り
31 の歴史と伝統が人々の暮らしの中に生き続けており、「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地紀州湯浅
32 として平成 29 年（2017 年）に日本遺産に認定されました。かつお節は、江戸時代中期に土佐の
33 国（高知県）に出漁した印南の漁民・角屋甚太郎が、それまでカツオの輸送のため身を煮て乾かす
34 だけだった加工法に、薪を焚き煙でいぶす「燻乾法」を取り入れました。その後、二代目の甚太郎
35 が仲間と試行錯誤し、火力で乾燥したカツオに青かびを付け、天日乾燥を繰り返す「燻乾かび付け
36 法」を考案して、松の香りにも似た、かつお節特有の風味を出すことに成功しました。現在、印南
37 町でかつお節の製造は行われていませんが、発祥の功績を称える顕彰活動が行われています。

38 有田川の上流部、河川が大きく曲がったところに張り出した、あらぎ島と呼ばれる段丘地形があ
39 ります。あらぎ島とその周辺では棚田が形成され、特徴的な風景が広がり、「日本の棚田百選」に選
40 ばれています。この景観は、江戸時代の前半、大庄屋・笠松左太夫が「湯」と呼ばれる水路を整備

1 したことにより、水田化が進められたことに始まります。水田以外にも集落の背後にある斜面の山
2 畑ではヒメコウゾが栽培され、和傘に使われていた保田紙の生産が盛んでした。こうした有田川上
3 流域で営まれてきた農業や山の利用によって作られた風景や暮らしが評価され、平成25年(2013
4 年)に「蘭島及び三田・清水の農山村景観」として国の重要文化的景観に選定されました。

6 (10) 人々の意識への浸透

7 よく、生物多様性は分かりにくく伝えにくいと言われます。地球温暖化は、温室効果ガスの排出
8 量が世界で等しく評価され、世界でも家庭でも同じように効果や価値を測ることができることに對
9 して、生物多様性は地域ごとの生態系により豊かさの質が異なるため定義や問題点が分かりにくい
10 ことが要因と言われています。

11 また、購買や消費行動などの日々の暮らしの中には、一部で「RSPO 認証」や「国際フェアトレ
12 ード認証ラベル」などが付けられた商品が流通していますが、生物多様性に配慮した製品などの可
13 視化がまだまだ不十分であることや、消費・サービスの使用と生物多様性との関係性への社会的認
14 識が低いことも要因と考えられます。

15 一方で、令和4年(2022年)の内閣府の世論調査によると、「生物多様性」という言葉の認知
16 度が約70%に達したと報告されています。生物多様性という言葉の意味を「知っていた」は29%、
17 「意味は知らないが聞いたことがあった」は43%で、計約73%であり、令和元年(2019年)
18 の調査では、各々20%と32%で、計約52%であったことから、近年、認知度が上昇している
19 と言えます。年齢別では、特に30歳未満の若い世代で認知度が高く、「知っていた」と「聞いたこと
20 があった」の合計は約84%となっており、環境省では、「学校などの教育現場で使われる機会が増
21 えたため」と分析しています。

22 県では、生物多様性和歌山戦略を策定した平成28年(2016年)から、自然と人がより良い関
23 係を築くためにはどうすれば良いかを考える「人と自然をつなぐシンポジウム」の開催や、子供た
24 ちを対象とした自然体験教室の実施などを通して、人々の生物多様性保全意識の醸成に努めていま
25 す。学校教育においては、児童生徒一人ひとりに対して、人間と環境との関わりについて、理解と
26 認識を深めさせるとともに、日々の暮らしの中で環境に配慮した行動ができる能力を身に付けるこ
27 とを目指し、総合的な学習の時間をはじめ、各教科や特別活動などの教育活動全般を通じ、自然の
28 大切さと保全についての実践的な学習などの環境学習に取り組んでいます。

29 また、学校で児童が苗木を育てることを通して、森林や樹木を守り、育てる意識を高め、その苗
30 木を県内の環境林造成に活用する「ほくの苗・わたしの苗～苗木のスクールステイ」事業や、自然
31 を愛する心豊かな人間の育成を目的に、子供たちが自然の中で緑を愛し、守り、育てる「みどりの
32 少年団」活動、NPO法人や公益財団法人をはじめとした民間団体による自然体験活動などの取組
33 が展開されています。

34 こうした様々な取組により、人々の生物多様性への関心が高まり、自然環境保全に対する意識の
35 向上につながっていますが、更なる浸透を図るため、各地域で関係者が協力して、住民の意識醸成に
36 取り組むことが望まれます。

38 (11) 公共工事への浸透

39 公共工事により人の生活の安心安全や利便性向上が図られますが、一方で、生物多様性の「4つ
40 の危機」のうち、第1の危機として「開発など人間活動による危機」が挙げられるように、工事開

1 発による生態系への負担を出来るだけ小さくする工夫が必要です。

2 県では、豊かな自然資源の保全と復元、さらには自然環境共生の創出を図り、「次の世代までかけ
3 がえのない県土を引き継いでいく」ことをテーマに、人材育成や事前の環境調査、環境への影響評
4 価など、自然に優しい、環境に配慮した公共工事の推進に取り組んでいます。人材の育成について
5 は「和歌山県自然にやさしい技術者認定制度」を創設し、公共工事に関わる人の自然環境に対する
6 知識や意識の向上に取り組んでいます。

7 また、河川整備においては、河川環境の保全や上流と下流の連続性の確保、動植物の生息・生育
8 環境の保全を図るとともに、河川特有の瀬・淵・河原といった河川形態などを尊重した良好な景観
9 の維持・形成を目指し、植生が繁茂しやすい護岸ブロックの採用や、河川内の巨石を寄せ石として
10 護岸前面に存置するなど、国が策定している「多自然川づくり基本指針」などに基づいた河川改修
11 を進め、グリーンインフラの一部として活用しています。ため池の改修にあたっては、事前に専門
12 家の意見を聞きながら環境配慮のための調査を行い、環境への負荷を最小限にとどめるように努め
13 ています。また、道路整備においては、県立自然公園などの自然環境の保全に配慮を要する地域内
14 の法面対策などで、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などによりできる
15 限り自然に近い状態に復元しています。

16 なお、令和4年度（2022年度）からは公共工事などによる生物多様性への過度な負担を抑制す
17 るため、県GIS（地理情報システム）を活用して事前に工事個所の自然環境をチェックし、必要に
18 応じて工法などの検討を行う「自然環境等にやさしい工事の推進」事業をスタートしています。

19

20 (12) 外来生物対策及び野生動植物の保護管理

21 外来生物とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことで
22 す。そのような外来生物の中には、我が国の在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりし
23 て、生物多様性を脅かす侵略的な生物もいて、地域の生態系を壊すなど、大きな問題となっていま
24 す。また、食害などによる農作物被害、咬こう傷などによる人の生命や身体への被害、文化財の汚
25 損、悪臭の発生など、様々な被害を及ぼす事例が見られます。

26 県では、県内における外来生物の侵入状況を明らかにするため、平成28年度（2016年度）
27 から専門調査員による調査活動を開始し、平成31年（2019年）3月にその結果を取りまとめた
28 「和歌山県の外来種リスト」（以下「外来種リスト」という。）を作成するとともに、同年4月に、
29 「和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例」（以下「外来生物条例」とい
30 う。）を制定し、関係機関や地域の方々と連携して外来生物の防除措置などに積極的に取り組んで
31 います。

32 野生動物の保護・管理に関しては、令和4年（2022年）3月に第13次鳥獣保護管理事業計画
33 を策定するとともに、各振興局に鳥獣保護管理員を配置し、鳥獣の保護と管理を進めています。県
34 内の鳥獣保護区は、令和5年（2023年）3月現在で94箇所・29,600haであり、近年は若干
35 の区域縮小はあるものの同水準を維持しています。農作物や生態系などへの被害が問題となってい
36 るイノシシ類、ニホンジカ及びニホンザルについては第2種鳥獣管理計画に基づき、捕獲を進めて
37 いますが、生息数の大幅な減少には至っていません。また、紀伊半島のツキノワグマは国内では希
38 少個体群となっており、狩猟捕獲が禁止されていますが、近年、人が生活するエリアに度々出没し
39 ており、住民との軋轢が生じています。さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの感染症は、
40 野生動物のみならず、家畜や飼育動物などへの対策も重要です。近年、全国的に発生が増加してお

1 り、本県でもこれまで数件の発生が見られたことから、監視や予防対策の強化を図っています。
2 本県には、絶滅危惧種 1,274 種（県レッドデータブック 2022 年版掲載）をはじめ多くの希少
3 種が生息・生育しており、中でも、特に貴重な種は天然記念物に指定することで保護を図っていま
4 す。また、県レッドデータブックの中で、貴重な動植物が多く生息・生育するエリアを「生物多様
5 性保全上注目すべき地域」として明示するとともに、このようなエリアで、希少生物の存在を知ら
6 ずに工事が行われることがないように、県 GIS を活用した事前確認（「自然環境等にやさしい工事
7 の推進」事業）を行っています。

8

9 2 これまでの取組と今後の課題

10 (1) 生物多様性を育む健全な自然の保全・回復

11 ①生態系の保全

12 豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人々の生活に欠かせない水や食料の確保などに寄与す
13 るとともに、暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵み（生態系
14 サービス）をもたらしています。自然からの様々な恵みの享受によって私たちの生活は物質的には
15 豊かになった一方、人間活動による土地や海の利用の変化、生物の直接的な採取、気候変動などに
16 より生物多様性の損失と生態系サービスの劣化が進んでいることから、国家戦略においても、令和
17 12 年（2030 年）までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30」が新たに掲げられました。

18 本県は、多様な生物を育む自然環境を数多く有しており、その中で生態系などにとって重要なエ
19 リアを自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区（特別保護地区）に指定するなど保護を図ってき
20 ました。近年では、令和 2 年（2020 年）に、県内最大面積の「大塔山県立自然公園」（9,968 ha）
21 を指定するなど保護エリアの拡大を進めていますが、これらを総計しても、県陸域面積の約 16%
22 となり、国家戦略の目標である 30%に達していないため、保護地域に加え、保全地域を拡大し、
23 早期の達成を目指す必要があります。

24 海域については、都道府県単位における海域面積が明確でないことから本県では、「国立公園」や
25 「県立自然公園」として指定されている沿岸域の保護地域の保全に努めます。

26 沿岸域では、一部地域を除き、「瀬戸内海国立公園」から始まり、「西有田県立自然公園」～「吉
27 野熊野国立公園」と本県全域にわたり既に保護地域が指定されています。また、本県沿岸域には、
28 南方熊楠が尽力し「国指定天然記念物」に指定され、今もなお固有の生態系が保全され続ける「神
29 島」をはじめとした大小様々な島々があります。

30 本県では、これらの沿岸域の保全を重点としつつ、官民連携による施策を講じ海域での保全地域
31 の拡大も目指します。

32 また、法規制による保護以外の対策の一つとして、貴重な生態系などが残る天然林を恒久的に保
33 全し、後世に引き継ぐため、「新紀州御留林」として県や市町村による公有林化を進めており、令和
34 4 年（2022 年）3 月までに 1,122ha の森林を保全しています。また、ナショナルトラスト運動
35 の先駆けとなった「公益財団法人天神崎の自然を大切に作る会」による天神崎の買い取りは、令和
36 4 年（2022 年）3 月現在で、目標の半数である約 9ha にまで達しています。こうした買い上げ
37 による貴重な生態系の保護は資金調達などの課題があるものの、今後も継続することが重要です。

38 2 点目として、企業や労働組合などによる森林保全の取組として平成 14 年（2002 年）からス
39 タートした「企業の森」では、平成 19 年（2007 年）から個々の企業などの森林整備活動の成果
40 を、森林の二酸化炭素吸収量で評価・認証する県独自の「和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等

1 環境保全活動認証事業」により企業へ参画を促しています。

2 「企業の森」事業には、令和5年（2023年）3月現在で、91企業・団体が参画し、105
3 ヶ所の活動地（約307ha）において、広葉樹を中心とした植栽や手入れの行き届かないスギ、
4 ヒノキの人工林を間伐し針広混交林化するなど、趣向をこらした森づくりが行われています。

5 これにより、生物多様性保全のほか、森林の持つ多面的機能の増進も図られています。さらに、
6 「企業の森」により植栽された樹木の一部は、シイタケや紀州備長炭の原木として利用されており、
7 生態系サービスの提供、新規植栽による生態系の保全・再生の好循環を生み出しています。また、
8 企業の敷地内緑地や森林施業地、社寺林などで生物多様性保全が図られている区域がみられるなど、
9 民間による保全活動が行われています。今後は、「企業の森」とともに、国が新たに認定を進める
10 「自然共生サイト」を積極的に推進し、官民一体的に保全地域の拡大を進めるとともに、活動状況
11 を広くPRするなど、取組の見える化が必要です。

12 3点目として、水路やため池、湿地、干潟は、その環境に適した種が生息・生育する、生物多様
13 性上重要な場所です。本県には、令和4年（2022年）で約5,000箇所のため池があり、多様な
14 水生生物が生息するとともに、主要河川の河口部には大小の干潟が広がり、豊かな生態系が形成さ
15 れています。県内には、環境省の「日本の重要湿地500」に選定された干潟やため池などが11箇
16 所ありますが、この「日本の重要湿地500」は法令による規制がなされていないため、希少生物の
17 生息地とは知らずに工事などが行われる場合があります。県では、こうしたことのないように、令
18 和4年度（2022年度）から「自然環境等にやさしい工事の推進」事業に取り組んでおり、1年間
19 で約1,400件の工事について確認・調整等を行いました。今後、工事関係者への更なる周知や
20 効率的・効果的な工事情報の収集など、推進体制の充実が必要です。また、「和歌山県自然にやさし
21 い技術者認定制度」を平成18年（2006年）に創設し、公共工事に関わる人の自然環境に対する
22 知識や意識の向上に取り組んでいます。これは、当該自然にやさしい技術者認定制度に関する研修
23 会に参加し、単位を取得した者を「自然にやさしい技術者」として認定するもので、令和5年（2023
24 年）3月現在での認定者数は64人となっています。今後も、研修会の受講を関係者へ積極的に働
25 きかけ、更なる認定者の増加を目指します。さらに、「多自然川づくり基本指針」や「美しい山河を
26 守る災害復旧基本方針」に基づく河川改修など、環境に配慮した公共工事を推進するとともに、今
27 後は、グリーンインフラや自然環境との調和を意識した取組を加速させる必要があります。

28 希少生物保護に関しては、採集を規制するだけでなく、生息環境を一緒に守るようしなければ
29 効果がないため、県指定の天然記念物は、特別な場合を除き、県内全域を対象とした種指定ではな
30 く、本当に守るべき生息・生育地域を限定指定し、生息環境ごと保護することとしています。令和
31 4年（2022年）11月には、自然環境や希少動植物に対する関心を高め、理解を深める資料とし
32 て、第3次となる「和歌山県レッドデータブック2022年改訂版」を作成し、その中で、貴重な
33 動植物が多く生息・生育する生態系が連続する地域などを「生物多様性保全上注目すべき地域」と
34 して掲載・解説しています。また、国内有数のアカウミガメの産卵地であるみなべ町の千里の浜で
35 は、地元の有志らが調査や海岸清掃、パトロールなどの活動を、紀の川市の龍門山では民間団体が
36 中心となって、キイシモツケをはじめ希少生物の調査や保全活動を行うなど、各地域においても希
37 少生物の保護活動が行われており、今後、こうした情報を県民の方々に広く周知し、生物多様性保
38 全の自主的な取組につなげる必要があります。さらに、違法捕獲の監視や情報の収集・共有が不十
39 分であるため、市町村や生物の専門家、民間団体などが交流するとともに、意見交換や企画検討、
40 情報発信などを行うプラットフォームを構築し、関係機関が連携して効果的に保全活動を進めるこ

1 とが必要です。

2

3 ②生物多様性の質の向上

4 生物多様性の回復には、保護地域の量的確保だけでなく、生態系の質の向上も必要です。森林の
5 60%を占めるスギ・ヒノキなどの人工林においては、採算性の悪化により適切に整備されていな
6 い林が存在しており、林内が暗く林床植生の生育が悪い、表層土壌の流亡が起きやすいなど、森林
7 の持つ公益的機能が低下しています。このため、森林を経済林と環境林にゾーニングし、環境林に
8 においては、紀の国森づくり基金活用事業などにより、順次、広葉樹林化やニホンジカの食害を防ぐ
9 獣害対策ネットの設置など、森林保全の取組を進めています。特に、地形や土壌環境などの要因で
10 生育の悪い人工林は経済的価値が低く、人の手が入りにくいため、今後、広葉樹林への林種転換を
11 積極的に推進していきます。また、手入れの行き届いていない私有人工林については、「森林経営管
12 理制度」などを活用した森林整備が進むよう市町村等の支援を行っており、令和4年度（2022年
13 度）から令和8年度（2026年度）にかけて7,000haの整備を目標に取組を進めています。

14 里山林の多くは、かつて薪炭林や竹林として利用されてきましたが、社会の変化に伴い人が利用
15 しなくなることで、植生の遷移や竹林の拡大などが進行し、生物多様性の低下が進んでいます。こ
16 うした中、平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）までの6年間で、紀の国
17 森づくり基金活用事業を活用した民間団体による里山林の保全や体験活動が87件実施されるとと
18 もに、里地里山環境保全推進事業により、里地里山の生物多様性の保全活動や普及啓発活動に取り
19 組む10団体を支援するなど、里山林の回復に努めています。また、竹林についても、紀の国森づ
20 くり基金活用事業により令和3年度（2021年度）までの6年間で27haの放置竹林の整備を行
21 ってきましたが、今も県内各地には放置された竹林や雑木林が残されており、更なる対策が必要で
22 す。里山林に被害を及ぼす病害虫対策も重要です。県では、松くい虫対策として、年間約270ha
23 で薬剤の予防散布を実施するほか、樹幹への薬剤注入や被害木の伐倒駆除などに取り組んでおり、
24 加えて、感染しても枯れにくい抵抗性マツに関する研究も行っています。ナラ枯れについては、カ
25 シノナガキクイムシが病原菌を媒介するため、被害樹を早期に発見し、このムシを早期に駆除する
26 ように努めています。こうした対策は継続することが重要ですので、引き続き、市町村や関係団体
27 などと連携しながら取組を進めます。

28 里地においては、生物多様性低下の要因と言われている遊休農地への対策として、（公財）和歌山
29 県農業公社では、農地を貸したい人から借り受け、状況により改良を行ったうえで、担い手へ集積
30 することで、遊休農地の未然防止と再生に取り組んでいます。また、農業農村活性化支援モデル事
31 業により遊休農地を活用した地域主体の取組を支援するとともに、地域ぐるみでの農地の維持・管
32 理活動を支援する「多面的機能支払交付金」や生産条件の不利を補正する「中山間地域等直接支払
33 交付金」などの活用を推進しています。（公財）和歌山県農業公社では、令和3年度（2021年度）
34 に261haの農地を担い手へ集積するとともに、年間20haの遊休農地解消を目標に取組を進め
35 ています。また、遊休農地を活用して植林用の苗木を生産するケースも出てくるなど、遊休農地の
36 利活用は活発化していますが、依然として、毎年、多くの遊休農地が発生しており、対策の強化が
37 急がれます。

38 地形的に生産条件が悪く、全国各地で荒廃の危機に直面している棚田については、棚田地域振興
39 法を追い風にして、国の支援策の活用や中山間ふるさと・水と土保全対策事業などにより、棚田の
40 保全・活用を推進しています。また、平成22年（2010年）に県内の保全団体、市町、県などで

1 構成する和歌山県棚田等保全連絡協議会を組織し、情報交換や研修会の開催などを進めるとともに、
2 全国棚田（千枚田）サミットの参加や本県での開催を通じた関係者の意識向上にも取り組んでいま
3 す。こうした取組により棚田の再生に加え、棚田オーナー制や学生ボランティアの定着、伝統行事
4 の継承など、生物多様性の向上につながる取組が進んでいますが、棚田地域振興法は令和 6 年度
5 （2024 年度）末までの時限立法であるため、対策をさらに加速させる必要があります。

6 海岸域では、磯焼け対策として母藻移植、磯掃除などを実施しています。県では、10 年以上前
7 から磯根漁業再生事業を実施しており、平成 28 年度（2016 年度）以降は、白浜町や串本町、那
8 智勝浦町など 12 市町において、カジメ場やヒジキ漁場などの造成に取り組んできました。また、
9 串本町姫地先では、県水産試験場が開発したヒジキ種苗生産技術を活用して、令和 3 年度（2021
10 年度）からヒジキ漁場再生に向けた取組をスタートしています。また、同地では漁業者らが岩盤清
11 掃や漂着物の回収などの磯掃除に取り組んでいますが、未だ十分な藻場回復にまでは至っていま
12 せん。串本沿岸域では、ラムサール条約にも登録されたサンゴの群集が、田辺湾周辺には世界の北限
13 のサンゴ群集が分布していますが、近年、オニヒトデやサンゴ食巻貝などによる食害が著しいため、
14 サンゴ保護活動団体による駆除が行われています。このように、里海の環境回復や自然再生に向け
15 た取組が進められていますが、今後も根気強く対策を継続することが必要です。

16 生物多様性の質の向上には外来生物対策も重要です。県では、アライグマやクビアカツヤカミキ
17 リなど、外来生物が侵入・定着し、既存の生態系や農林水産業に多大な影響を与える又は与える可
18 能性があることから、外来種リストを作成するとともに、外来生物条例を施行し、防除や啓発を積
19 極的に進めています。外来生物条例で告示したアフリカツメガエルについては、田辺市鳥ノ巣半島
20 のため池で繁殖・拡大し、在来生物への影響が心配されていましたが、条例施行後すぐに、地元の
21 中学・高校や住民、民間団体、市、県などで「鳥ノ巣半島生物多様性保全推進協議会」を設立し、
22 ボランティアスタッフも加わって防除活動に取り組んでおり、10 箇所以上のため池で駆除に成功
23 しています。同じく外来生物条例で告示したジキタリスについては、護摩壇山周辺で繁殖・拡大し
24 ていましたが、民間団体や県による防除活動を続けています。両取組とも根絶までには至っていま
25 せんが被害の拡大は抑えられています。また、特定外来生物については、友ヶ島に放置され増加し
26 ているタイワンジカ（交雑種）はニホンジカとの交雑の懸念や食害などにより島の生態系に被害を
27 及ぼすことから、県では、和歌山市や環境省、大阪府などと連携しながら防除活動を進めるととも
28 に、友ヶ島を含む和歌山市内でのクリハラリスの防除にも取り組んでいます。農産物などに被害を
29 及ぼすアライグマやクビアカツヤカミキリについては、農林分野と環境分野の行政や関係団体など
30 が一体となって防除活動を進めています。特に、クビアカツヤカミキリについては、大阪府や近隣
31 市とも情報交換を行いながら、早期発見・早期駆除に努めており、今後も、対策を強化しながら防
32 除に取り組めます。

33 イノシシ類やニホンジカなどの野生鳥獣の増加により森林植生の食害や農作物被害などが進行
34 し、生物多様性の損失が進んでいます。県では、令和 4 年（2022 年）3 月に、第 13 次和歌山県
35 鳥獣保護管理事業計画を策定し、鳥獣保護区などを指定する一方で、イノシシ類・ニホンジカ・ニ
36 ホンザルについては第 2 種特定鳥獣管理計画を定め、これに基づき捕獲を推進しています。イノシ
37 シ類は豚熱の影響により令和 3 年度（2021 年度）の捕獲数は減少したものの、近年は捕獲数が
38 年間 20,000 頭程度と目標（年間 17,000 頭）を上回っており、推定生息数も減少しています。
39 一方、ニホンジカは近年の捕獲数が年間 15,000 頭程度で目標（年間：17,000 頭）に届かない
40 年が多く、推定生息数も増加しています。ニホンザルの捕獲数は年による変動はあるものの、年間

1 目標の 1,500 頭を下回る年が多い状況です。ニホンジカの被害防止については、県内の主要林地
2 28 箇所です。獣害対策ネットを設置するなどの対策も講じていますが、被害の低減には至っておらず、
3 対策の強化が必要です。また、カワウによるアユの食害が深刻な状況であり、漁協などが捕獲を進
4 めていますが、県内の個体数は 1,000~2,000 羽で季節変動し、近年増加傾向にあります。カワ
5 ウは移動範囲が広いため、関西広域連合や近隣府県と連携した取組が必要です。

6

7 (2) 自然を活用した社会課題の解決

8 ①自然を活用した地域振興

9 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は、キャンプやサイクリング、トレッキングなど
10 のアウトドア志向が高まっており、県内の優れた自然を活用した観光需要が伸びています。本県は、
11 山岳や高原、滝、渓谷、海岸などの自然の魅力を体験できる自然公園を 16 箇所有するとともに、
12 キャンプ場、グランピング施設、高野・熊野参詣道、近畿自然歩道、太平洋岸自転車道などのアウ
13 トドア施設や公式ルートも数多くあり、これらを活用した地域イベントや経済活動が各地で取り組
14 まれています。

15 自然公園の利用促進に関しては、令和 2 年度（2020 年度）に県立自然公園の専用ポータルサ
16 イトの開設や案内板の整備などを行うとともに、吉野熊野国立公園においては、国が平成 29・30
17 年度（2017・2018 年度）に多言語観光ウェブサイトの開発を行うなど、国内外からの誘客促進
18 に取り組んでいます。また、安全で快適な自然体験の場を提供するため、周辺の環境に配慮しなが
19 ら、これまでキャンプ場や公衆トイレ、休憩施設、展望所などの整備を進めてきましたが、自然公
20 園の年間利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 3 年（2021 年）で約 1,748 万人と、
21 目標の年間 3,000 万人には届いていないため、ポストコロナに向けて、新たな施策を講じる必要
22 があります。

23 本県では、新しい旅の形として、地域の自然、歴史、文化、伝統産業などに触れることができる
24 体験型観光「和歌山ほんまもん体験」を推進しており、その中には、里山自然の中で動植物の観察
25 を通して自然を体験するプログラムや、世界遺産の高野・熊野参詣道を散策しながら自然観察を行
26 い、水・土（腐葉土）・鳥・虫・獣などが大きな生態系の中でどういう役割を担っているのかを学び、
27 生物多様性を保全するために人々はこれから何をすべきかを考えるコンテンツもあります。これら
28 は修学旅行、体験学習、林間・臨海学校などの教育旅行から企業などの社員研修まで対象としてい
29 ます。令和 3 年度（2021 年度）の修学旅行数は 575 校で、くじらの博物館学習プログラム、梅
30 干・梅ジュース作り体験、熊野古道ウォークなどが人気です。また、緑豊かな農山村や青い海が広
31 がる漁村地域において農林漁業体験を通じて、その自然や文化、人々との交流を楽しむグリーン・
32 ツーリズムやブルー・ツーリズムも積極的に推進しており、グリーン・ツーリズムの交流体験施設
33 の利用者は年間 90 万人を越えています。体験を通して自然との関わりを深めることにより、人々
34 の生物多様性保全意識の向上が期待できるため、今後はこうした取組を加速させる必要があります。

35 南紀熊野ジオパークセンターでは、年間約 5 万人を超える人々が来館するとともに、修学旅行と
36 しても県内外から多くの学校が訪れており、令和 3 年度（2021 年度）には、116 校の児童・生
37 徒約 4,400 人が来館し、南紀熊野地域の魅力を体験・学習しています。南紀熊野ジオパークでは、
38 現在、ユネスコ世界ジオパーク認定に向け、県、関係市町村、ジオパークガイドなどが連携して、
39 地域の更なる活性化に取り組んでおり、取組を通して、自然環境保全意識の浸透を促進します。

40 本県は、世界農業遺産の「みなべ・田辺の梅システム」をはじめ、日本農業遺産の「下津蔵出し

1 みかんシステム」、「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」及び「みかん栽培
2 の礎を築いた有田みかんシステム」と、4つの農業遺産を有しており、新たな地域ブランドとして
3 期待されています。県では、地域の方々と連携して、各種情報発信や人材育成、海外からの研修性
4 の受入など、保全活動やブランド力の向上につながる取組を進めています。また、農業遺産の認定
5 により、地域の方々の自信や誇りが高まるとともに、地域の魅力を高め、未来へ継承しようという
6 想いが強くなっています。みなべ・田辺地域では、新規就農者数が令和3年度（2021年度）まで
7 の5年間で105人と認定前に比べて増加するとともに、ニホンミツバチの飼育数も平成30年
8 （2018年）の台風で大打撃を受けた後は、年々増加しています。

9 自然資源を地域のシンボルとして活用する取組も進められています。有田川町の棚田「あらぎ島」
10 は、周囲の景観とともに「蘭島及び三田・清水の農山村景観」として国の重要文化的景観に選定さ
11 れています。四季折々に美しく変わる風景が見所で、展望所も整備されており、写真愛好家をはじ
12 め多くの観光客が訪れる町のシンボルの一つです。このあらぎ島では、田植えや稲刈り体験なども
13 行われており、都市との交流の場としても活用されています。また、古座川町では、クマノザクラ
14 を町の花に指定しています。古座川町のクマノザクラは3月中旬頃に満開を迎えることが多く、町
15 内のソメイヨシノに比べ2~3週間早く花見が楽しめます。町や町観光協会などでは、クマノザク
16 ラマップの作成やSNSなどでの開花情報の発信、子供たちが作成した案内板の設置など、新たな
17 観光資源としてのPRを積極的に展開しています。今後は、過疎化・高齢化の進行など山間部特有
18 の課題を踏まえ、地域の財産として持続的に保全・活用できる仕組みづくりが大切です。

19 本県は、全国に先駆けて、リゾート地や温泉地、国立公園など、普段の職場と異なる場所で地域
20 の魅力に触れながら働く「ワーケーション」に取り組んでいます。平成29年（2017年）に総務
21 省及び経済産業省の共催のもと、東京においてフォーラムを開催し、情報発信やファムツアーなど
22 に取り組んできました。また、県内でワーケーションの受入ビジネスを行う民間事業者を登録する

23 ワカヤマ ワーケーション ネットワークス
「Wakayama Workation Networks」制度を創設するなど、県内の受入体制の充実を図ってい
24 ます。こうした取組などにより、令和4年（2022年）3月までに、約160社1,300人以上が
25 ワーケーションを体験しています。今後も、受入環境の整備を進め、更なる誘客を図り、交流人口・
26 関係人口の増加を図っていきます。

27 若者を中心に自然豊かな地方への関心が高まっており、都会から地方への移住が進んでいます。
28 この大きなトレンドは「田園回帰」と呼ばれており、本県も積極的に移住施策を展開しています。
29 具体的には、「個人移住（田舎暮らし）」、「農林水産業の担い手としての移住」、「企業誘致に伴う移
30 住」及び「転職なき移住」を4本柱とし、快適な住環境の整備、情報発信の強化、相談体制の充実
31 などにより、自然豊かな本県で住みたい・働きたいという移住者の確保に努めています。こうした
32 取組により、令和3年度（2021年度）の県外からの移住者数は1,000人近くに達する状況で
33 す。若い世代の移住は、地域コミュニティの維持・再生とともに、将来にわたる里地里山保全の担
34 い手確保につながるなど、地域への多大な効果が見込めるため、今後とも重点施策として取組を進
35 めます。

36 37 ②自然を活かした解決策の社会実装

38 人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化しており、人と自然の関係のあり方や自然の活用方
39 法が問われています。気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、健康などの多様な社会課題の

1 解決には、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然の恵みを持続的に活用することが重要であり、
2 そのためには、自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、生物多様性を維持・回復さ
3 せる必要があります。

4 森林は、二酸化炭素の吸収源として、温室効果ガスの削減に大きな役割を果たしています。本県
5 は、県土の 76%を森林が占めていますが、近年は、経済的な理由から皆伐後に再造林が行われな
6 い場合があり、森林管理と二酸化炭素吸収機能の両面で課題となっています。県では、伐採・搬出
7 時に用いた林業機械を造林作業の一部に活用するなどにより再造林費用の抑制につながる「伐採か
8 ら植栽までの一貫作業システム」を推進するとともに、従来の苗木に比べて成長が優れたエリート
9 ツリーの普及などに取り組んでおり、近年は再造林面積が年間約 250ha と増加傾向にあります。

10 「企業の森」では森林整備活動の成果を、森林の二酸化炭素吸収量で評価・認証する事業を展開
11 しており、令和 4 年（2022 年）3 月現在での認証実績は、50 企業・団体、52 箇所で植栽面積
12 は約 130ha となっています。これは、100 年間で 54,500 トンの二酸化炭素の吸収が見込まれ
13 るもので、地球温暖化対策と生物多様性保全の両面に寄与しています。木材の住宅などへの利用は
14 炭素の長期間貯蔵につながります。また、県では、公共施設などの木造・木質化を促進するため、
15 平成 9 年（1997 年）に「木の国プロジェクト推進会議」を設置し、県の公共建築物における紀州
16 材の利用を積極的に進めており、さらに、平成 24 年（2012 年）には「和歌山県木材利用方針」、
17 平成 29 年（2017 年）には「公共建築工事木材利用マニュアル」を策定し、県が建設する低層建
18 築物については、原則木造にするとともに、全ての公共建築物の内装などの木質化を図っていると
19 ころです。こうした取組は、生物多様性の第 4 の危機である地球環境変化の緩和に寄与するもので
20 あり、継続した取組が求められます。

21 気候変動対策、循環型社会の構築、山村地域の活性化といった多面的な観点から木質バイオマス
22 のエネルギー利用を促進するため、製材所、公共施設、農業分野などでの木質バイオマスボイラー
23 の導入や薪ストーブの導入を支援し、エネルギーの地産地消に取り組むとともに、木質バイオマス
24 発電所の立地促進のため、燃料用原木の集材やチップ加工施設整備に関する支援などに取り組んで
25 います。現在 4 箇所の発電所が稼働するとともに、1 箇所の発電所が建設に向けて準備が進められ
26 ています。間伐材の利用を促進することで健全な森林づくりに貢献するとともに、林業分野への雇
27 用拡大も期待され、更なる増設が望まれます。

28 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入は、カーボンニュートラルの実現に向け
29 て有効である一方、自然環境や生活環境などへの影響が懸念されています。このため、県では、県
30 民の理解と環境の調和を確保し、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、平成
31 30 年（2018 年）に「太陽光発電事業の実施に関する条例」を施行し、50kW 以上の太陽光発電
32 設備（建築物に設置するものを除く。）を設置しようとする事業者には、自治体との協議や地域住民
33 への説明などを行ったうえで、事業計画について県の認定を受けることを義務づけています。令和
34 4 年（2022 年）3 月現在の認定数（累計）は、21 件となっており、今後も厳格に対応していく
35 ことが必要です。

36 防災・減災の面では、県内河川において「流域治水」の取組を展開し、防災に資する河川工事や
37 砂防工事、治山工事を進めています。その中で、雨水貯留浸透施設の整備、ため池の治水利用、森
38 林整備による公益的機能の強化などの取組が進められ、グリーンインフラの視点も盛り込まれつつ
39 あります。今後は、健全な水循環の確保や魅力ある水辺空間の創出などをさらに進めるため、グリー
40 ンインフラの活用を加速させることが重要です。

1 花粉症は今や国民病とも呼ばれていますが、その主な原因はスギやヒノキの花粉です。県では、
2 これまでも花粉をほとんど出さないスギやヒノキの研究を続けており、平成 24 年（2012 年）か
3 らは、花粉の量が通常のスギの 1%以下の苗木を育てています。苗木の出荷量は令和 3 年度（2021
4 年度）で約 4 万 4,000 本と増加傾向にあります。同年度までに植え替えられた面積は約 70ha
5 にとどまっています。花粉の少ない森林づくりのため、花粉の飛散量が少ない苗木の植栽を加速さ
6 せるとともに、苗木の生産体制の強化が必要です。

7 狂犬病やオウム病などの人獣共通感染症は、野生動物と人との関係が変化し、元々野生動物が持
8 っていた病原体が人にも感染可能になったものであるとされています。現在、次の感染症を防ぐた
9 めのアプローチの一つとして重視されているのが、人と動物、生態系の健康を一つと考える「ワン
10 ヘルス(One Health)」という考え方です。この「ワンヘルス」は、地球環境はもとより、私たちの
11 社会や経済、生活、教育、ビジネスなど、様々な分野に関わりを持っていることから、生物多様性
12 保全の取組が感染症対策にもつながっているとの認識を定着させることが重要です。

14 ③人と野生鳥獣の軋轢解消と有効利用

15 増えすぎた野生鳥獣による生態系や農林水産物への被害が問題となっており、県では、第 2 種特
16 定鳥獣管理計画に基づき、捕獲を強化しています。捕獲したイノシシ類やニホンジカの肉を新たな
17 地域資源とするため、平成 20 年度（2008 年度）から「わかやまジビエ」として利活用する取組
18 を進めています。解体処理施設の整備を推進するとともに、衛生管理ガイドラインに基づき処理し
19 ている施設を県が認証する制度や、全国で初めてジビエを牛肉や豚肉のように格付けする「わかや
20 まジビエ肉質等級制度」を導入するなど、衛生面や流通面での安心・安全の確保を図っています。
21 また、平成 23 年度（2011 年度）からは、県内の飲食店や宿泊施設でジビエ料理を提供する「わ
22 かやまジビエフェスタ」を実施するなど、消費拡大にも取り組むとともに、平成 29 年度（2017
23 年度）からは、学校給食へのジビエの提供を行い、子供たちにジビエや地域の自然環境などへの関
24 心を高める取組を行っています。こうした取組により、ジビエの処理頭数は令和 3 年度（2021 年
25 度）で 1,752 頭と、10 年前の約 3 倍に増加していますが、まだまだ少ない状況ですので、更な
26 る取組の強化が必要です。

27 近年、ツキノワグマが民家の敷地内や人里近くに出没する件数が増加傾向にあり、人との共生の
28 あり方が課題となっています。紀伊半島のツキノワグマは、「環境省レッドリスト 2020」におい
29 て絶滅のおそれのある地域個体群に属する希少動物であり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適
30 正化に関する法律」で狩猟捕獲が禁止されているため、誘引物（放置されたカキやクリの木など）
31 の除去など、人里に近づけない取組を推進するとともに、民家周辺に出没した場合はクマ用檻によ
32 る捕獲と奥山放獣などで対処しています。また、ツキノワグマの生息数把握や人との共生のあり方
33 などについて検討を進め、県内市町村と連携しながら、対策を講じる必要があります。

34 国内での高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生が大きな問題となっており、本県においてもこ
35 れまで家きんや野鳥などで何度か発生しています。鳥インフルエンザは日本に飛来する渡り鳥がウ
36 イルスを運んでくるのが原因の一つと考えられており、県では、環境省作成の「野鳥における高
37 病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、毎年、糞便採取調査を実施すると
38 ともに、随時、死亡野鳥等調査を行い、野鳥のウイルス保有状況を把握しています。また、豚熱に
39 ついては、野生イノシシ類への感染拡大を防ぐための経口ワクチンの散布などに取り組んでいます。
40 こうした取組は、継続的かつ効果的に実施することが重要であるため、引き続き、関係機関と連携

1 した対応が必要です。

2

3 (3) 一人ひとりの行動変容による生物多様性の保全

4 ①生物多様性の保全に係る意識の醸成

5 私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性から得られる恵み（生態系サ
6 ービス）によって支えられています。一方、生物多様性を低下させる要因には、開発や乱獲などの
7 自然へ直接影響を与える要因と、直接的要因へつながる人の意識や価値観、行動の変化などの間接
8 的要因があります。つまり、生物多様性の損失の背景には、私たち一人ひとりの生物多様性に対す
9 る認識不足があると言えます。このため、生物多様性を保全・回復させるには、生物多様性が社会
10 生活の基盤であるとの認識が広く浸透し、一人ひとりの行動変容やライフスタイルの転換へ導くこ
11 とが必要です。

12 県では、これまで、県民の環境保全意識の高揚を図り、自主的な行動の促進につなげるため、県
13 内において優れた環境保全活動を行う個人又は団体を「わかやま環境賞」として表彰し、受賞者の
14 活動内容を広く紹介しています。20 回目を迎えた令和 3 年度（2021 年度）では 13 件の応募
15 の中から、地球温暖化防止活動、環境教育活動や環境リサイクルなどに取り組んだ 5 団体を表彰し
16 ました。

17 また、平成 28 年度（2016 年度）には、人々の自然への関心を高め、保全意識を培うことを目
18 的に、本県の豊かな自然とその魅力を紹介した啓発・学習冊子「和歌山の自然」を作成し、関係機
19 関への配布や県ホームページへの掲載により広く周知するとともに、自然と人がより良い関係を築
20 くためにはどうすれば良いかを考える「和歌山県の人と自然をつなぐシンポジウム」を同年から 5
21 回開催し、延べ約 1,500 人の参加をいただきました。加えて、県立自然博物館では、自然観察会
22 や出前授業などを実施しており、令和 3 年度（2021 年度）はコロナ禍で参加人数を制限したも
23 のの、延べ 1,000 名を越える方々に自然環境への理解を深めていただきました。

24 その他、本県が目指す持続可能な社会「将来にわたり住みよい環境わかやま」の実現のため、平
25 成 29 年度（2017 年度）から、体験型環境学習イベント「おもしろ環境まつり」を開催し、環境
26 保全活動を行う多くの主体の連携強化と県民の意識醸成につなげており、引き続き取り組んでいく
27 ことが重要です

28 また、自然を愛する心豊かな人間の育成を目的として、子供たちが自然の中で緑を愛し、守り、
29 育てる「みどりの少年団」の活動を支援しています。令和 3 年度（2021 年度）の活動団体数は
30 49 団体で、3,606 人の少年団員が登録され、学校の緑化、地域の清掃活動や森林保全活動などに
31 参加していただいています。河川関連では、県内には、自治会や NPO 法人などのボランティア団
32 体により、令和 4 年（2022 年）11 月現在で 317 の河川愛護会が組織され、河川の美化活動や
33 河川愛護思想の普及啓発に取り組んでいただいています。県では、これらの団体に対して、毎年、
34 活動内容の優れた河川愛護会を優良河川愛護会として表彰するとともに、スマイルリバー事業とし
35 て、県管理河川で草刈り、清掃などの環境美化活動に取り組む団体を支援するなど、民間団体の自
36 主的な活動を後押ししています。

37 生物多様性は地球温暖化に比べて解りにくく、実感する機会も少ないことから、今後は、科学的
38 知見に加えて、生物多様性が人々の暮らしにどれほど深く関係し、守っていくことの大切さを、学
39 校、地域、家庭、職場や各種イベントなどの様々な場面を通じて、子供から大人まで、全ての人々
40 が自分事として考えて行くための県民運動の展開が重要です。運動の展開にあたっては、県だけで

1 なく市町村においても生物多様性戦略が策定され、県、市町村、民間団体などの連携を強化し、効
2 果的な取組を進めていく必要があります。

3 4 ②生物多様性の保全を担う人材の育成

5 未来の担い手である子供たちが、自然や生き物に深く関わりながら成長する中で自然や生態系を
6 大切にすることを続け、生物多様性保全活動の実践者として、家族や地域の方々とともに、未来
7 の和歌山の自然環境を守ってくれることが期待できます。しかし、少子高齢化や子供たちの理科離
8 れなどにより、次世代の自然環境保全の担い手不足が懸念されています。

9 このため、県では、令和3年度（2021年度）から、子供たちの自然に対する興味や関心を高め
10 るとともに、フィールドに出ようとする意欲を喚起し、将来、自然環境保全の先頭に立って活躍す
11 る人材の発掘・育成を目的として、段階に応じた3つの取組をスタートさせました。第1段階では、
12 子供たちに本県の自然や生き物について、見て・知って・興味を持ってもらうための動画を作成し
13 て、県のホームページやYouTubeチャンネルで公開しています。第2段階では、専門家の指導の
14 下、生き物の調査や研究について、体験しながら学習する「ネイチャー・キャンプ」事業を実施し、
15 子供たちの興味や関心が探究心へと変わり、その後の自主的な野外活動につながることを期待して
16 います。第3段階では、子供たちの野外活動の成果を募集し、表彰・展示する「わかやまネイチャ
17 ー・アワード」事業に取り組むことで、子供たちが自身の活動に対し、専門家から評価・助言を受
18 けるとともに、同世代の活動内容を知ること、向学心が高まり、さらに深い探究活動へとステッ
19 プアップすることを期待しています。

20 また、森林の機能、森の文化、林業の大切さを理解し、森林・林業を守ろうとする意識を高める
21 ため、小・中学校などを対象に、教室での学習や間伐・枝打ちなどの林業体験、炭焼き、木工体験
22 など、森林保全について幅広く学習する「緑育」（森林・林業教室）を平成19年度（2007年度）
23 から始めており、平成26年度（2014年度）以降は、毎年100校以上の小・中学校で実施して
24 おり、令和3年度（2021年度）は131校・延べ5,218人に参加していただきました。学校関
25 係者からは、子供たちの山への意識が変わり、環境保全への関心が高まったなどの評価を得ていま
26 す。また、民間団体においても、中学校や児童クラブなどを対象にした自然体験学習会や調査研究
27 活動、企業の新入社員研修の一環としての環境保全作業の指導など、現在及び未来の自然環境保全
28 の担い手育成に取り組んでいます。県や関係市町村などで構成する南紀熊野ジオパーク推進協議会
29 では、ジオパークについて理解を深めるよう中学生向けの学習用ハンドブックを作成・配布すると
30 ともに、南紀熊野ジオパークセンターでは、県内外から多くの修学旅行を受け入れるなど、子供た
31 ちが自然の魅力や地域の文化、生態系の恵みについて興味を持ち、見識を深める取組を行っていま
32 す。

33 このような様々な取組を通して、今後も、自然環境保全の担い手の育成と裾野の拡大を図ってい
34 くことが重要です。

35 さらに、本県には、自然公園エリアで活動している団体のメンバーを中心に、115名（令和4
36 年（2022年）4月現在）の方々には和歌山県自然公園指導員として、主に自然公園での情報収集や
37 利用者へのマナー啓発などを行っていただいておりますが、高齢化が進むとともに、団体間の繋
38 がりも希薄となってきていることから、今後、活動団体同士の交流や新たな担い手の掘り起こしな
39 どを進めていく必要があります。

40 農林水産業の担い手は生業を通じて、農林水産物を生産するだけでなく、生物多様性を保全し、

1 様々な生態系サービスを産み出す重要な役割を果たしていますが、少子高齢化などの進行に伴い担
2 い手が減少し、人の手が入らなくなったことで、里地里山などの生物多様性が衰退しつつあります。
3 このため、県では、農林大学校や就農支援センターでの研修をはじめ、就業相談会の開催、求人情
4 報などの発信、研修期間や就業後における各種支援策の展開、産地ぐるみの受入体制づくりなど、
5 農業、林業、漁業の業種ごとに関係機関・団体と連携しながら積極的に農林水産業従事者の確保に
6 取り組んでいます。こうした取組により令和3年度（2021年度）の新規就農者数は161人で、
7 目標である年間180人には届きませんでした。新規の林業従事者数は46人、新規水産従事者
8 数は43人であり、農林漁業者の所得向上や経営安定、スマート化などにより農林水産業の魅力を
9 さらに高め、新規就業者の増加につなげることが必要です。

10

11 ③伝統知や自然観の継承

12 生物多様性がもたらす健康な暮らしや文化的サービスに対する私たちの価値観を高めるととも
13 に、生物多様性の豊かさに根ざした地域の伝統や文化などを継承することが重要です。それぞれの
14 地域には、人と自然の関わりの中で、世代を超えて受け継がれてきた伝統的な知識・知恵や地域に
15 特有の知識・知恵があり、「伝統知」と呼ばれていますが、これらは社会情勢の変化の中で失われつ
16 つあります。また、自然豊かな本県では、古くから自然は、時には甚大な災害をもたらす脅威であ
17 る一方、平時は食料や水など多くの恵みを与えてくれる感謝すべき存在であるという「自然観」が
18 育まれており、今後も、地域の伝統行事や食文化、地場産業などの維持・継承への取組を進めると
19 ともに、生物多様性との関わりを周知・啓発し、伝統知や自然観を未来へつなぐことが必要です。

20 熊野地域は木々が鬱蒼と生い茂る森に、自然崇拜を源とする信仰が根付き、死後の世界「黄泉の
21 国」と通じていると信じられてきました。平成16年（2004年）に「紀伊山地の霊場と参詣道」
22 として登録後、現在まで、「よみがえりの地」として多くの人を魅了し、国内外から多くの巡礼者を
23 迎えています。県では、自然と人々の営みによって1千年以上受け継がれてきた貴重な文化的景観
24 を保全するとともに、自然に対する感謝と畏敬の念を後世に引き継ぐため、平成21年度（2009
25 年度）から企業や学校などの団体向けに道普請『10万人の参詣道「環境保全」活動』に取り組ん
26 であり、令和5年（2023年）2月までに約36,300人の方々に参加いただいています。また、
27 南方熊楠記念館や南方熊楠顕彰館では蔵書の研究や展示、顕彰事業、自然観察会などを通じて、南
28 方熊楠が愛した自然や自然に対する想いを地域に根付かせるとともに、後世へ伝える取組が行われ
29 ています。

30 「記紀」によれば、第十一代垂仁天皇の御代、田道間守は勅命により、不老不死の霊菓（橘）を
31 求めて常世の国に渡り、橘を得て帰ったが、既に崩御されていた垂仁帝の陵に捧げて哭死されたと
32 あります。約1700年前にそのミカンの原種である橘を「六本樹の丘」に植えたとされているこ
33 とから、海南市の下津町地域は日本のみかん発祥の地とされています。また、砂糖の入手が困難だ
34 った時代、橘をお菓子として食べていたことから、お菓子発祥の地ともされています。この田道間
35 守は、みかんの神様・お菓子の神様として橘本神社に祀られており、毎年4月に全国銘菓奉献祭
36 （菓子祭）、10月にみかん祭が開催されるなど、地域に欠かせない存在となっています。現在、日
37 本農業遺産に認定されている「下津蔵出しみかんシステム」と「みかん栽培の礎を築いた有田みか
38 かんシステム」を融合した「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」として、世界農業遺産
39 の認定に向けた取組が進められており、その中で、ミカンに関する伝統知の伝承や農業生物多様性
40 の保全などが行われています。

1 本県では、地域の食材を活かした郷土料理や食文化が各地で生まれ、伝承されてきました。多く
2 の場合は、お祭りやハレの日の料理として親から子、子から孫へと伝わってきましたが、こうした
3 行事が減ってきたことや核家族化の進行などにより、途絶えてしまうことが心配されています。県
4 では、伝統ある郷土料理を和歌山県食育ひろばのホームページに、レシピと一緒に掲載するととも
5 に、学校や地域などで食育に取り組む際にお手伝いをしてくださるボランティア「わかやま食育応
6 援隊」（令和4年（2022年）3月現在個人13名、団体44者、企業10社が登録）を組織し、
7 食文化の伝承に努めています。また、生活研究グループ（女性農業者などで構成）では、地域の郷
8 土料理や食文化の伝承とともに、伝統料理の商品化や地域食材を利用した加工品の開発などに取り
9 組んでおり、伝統知として着実に若い世代へと引き継がれています。

10 海南市では江戸時代に棕櫚（シュロ）の木を植栽し、その繊維を利用した棕櫚縄やたわし、ほう
11 きをはじめとした家庭用品産業で栄えました。現在も海南市はトイレ、バス、キッチン用品などを
12 生産する家庭用品産業の有力産地ではありますが、パームや化学繊維の代替品が流通し始めたことや、
13 職人の高齢化により、現在は、棕櫚製品を製造する企業は少なく、伝統文化や技術の伝承が心配さ
14 れていました。そこで、海南市の企業約100社が加盟している海南特産家庭用品協同組合では何
15 十年も放置された棕櫚山をもう一度再生させようと、紀州棕櫚山再生プロジェクトを立ち上げ、純
16 国産の棕櫚たわしを製品として復活させ、ふるさと納税の返礼品として好評を博しています。

17 重要文化的景観に選定されている有田川町の棚田、あらぎ島では一般財団法人有田川町ふるさと
18 開発公社があらぎ島景観保全保存会などと連携して、毎年、田植えや稲刈り体験、棚田ウォークな
19 どを実施し、里山の美しい景観の保全と伝承に取り組んでいます。また、この地域では、350年以
20 上の歴史をもち、本県を代表する手漉き和紙の一つである「保田紙」を伝承するため、遊休農地で
21 のコウソの栽培や工房での紙すき体験などに取り組まれています。

22

23 **（４）生物多様性保全に繋がる事業活動等の推進**

24 **①農林水産業における生物多様性保全の推進**

25 農林水産業は、自然界の循環機能を利用して動植物を育むことによって行われる生産活動であり、
26 生物多様性と自然の物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることにより成り立っていま
27 す。また、農林水産業は生物多様性を育むことを通して、食料のみならず、水や木材などの生活必
28 需品を供給するとともに、農山漁村はレクリエーションや芸術を生み出す場など、精神的・文化的
29 な豊かさを人々に提供しています。このように、生態系サービスの持続的な利用には農林水産業の
30 あり方が大きく影響するため、生産場面での環境負荷軽減とともに、生物多様性保全に配慮した農
31 林水産物が消費者から選択される制度の充実と社会への浸透が重要です。

32 農業では、堆肥など有機質資材の施用による土づくりを基本に、化学合成農薬・化学肥料に過度
33 に頼らない環境にやさしいエコ農業を推進しており、具体的には、化学合成農薬・化学肥料を一切
34 使用しない有機 JAS 認証制度や化学合成農薬・化学肥料の使用を県慣行基準の半分以下にした和
35 歌山県特別栽培農産物認証制度によるエコ農産物の高付加価値化の他、研修会の開催、栽培技術の
36 開発・普及などに取り組んでいます。こうした取組により、有機農業の取組面積は令和3年（2021
37 年）3月現在で103haとなっており、近年、増加傾向にあります。取組農家数は横ばい状態
38 あるため、今後より一層の有機農産物などの生産拡大を図るには、取組農家数を増加させる必要が
39 あります。また、ウメせん定枝の簡易堆肥化技術の開発、本県の特産品である梅干しの調味廃液を
40 利用した水田の雑草抑制や鶏ふん堆肥化技術の開発などを行い、地域有機質資源の循環的な利用を

1 推進しており、今後も、更なる現場普及を目指して取組を進めます。梅干し製造事業者においても、
2 梅酢を家畜や養殖魚の飼料として活用するとともに、調味廃液をバイオガス発電へ利用するなど、
3 これまで廃棄していた資源の循環利用が進んでいます。

4 林業では、令和4年（2022年）に「和歌山県森林・林業“新”総合戦略」を策定し、森林ゾー
5 ニングに基づく施策の選択と集中により、ICTなど新技術を活用したスマート林業を推進するとと
6 もに、林業の担い手の確保・育成を図り、適切な森林管理のもとで、持続的な森林・林業・木材産
7 業を目指す取組を進めています。戦後に植林された人工林が主伐期を迎えており、コスト削減や紀
8 州材の販路拡大などとともに、伐採後のスムーズな再生林に取り組んでいます。民間事業者におい
9 ても、個人や企業を対象に、植林用苗木を自宅などで育て山へ返す体験型事業の展開や、田辺市や
10 森林保全団体と連携して、多様性のある森づくり事業を展開する事例が見られますが、さらに多く
11 の事業者が生物多様性に配慮した事業を展開するための取組が必要です。

12 製炭業では、平成21年（2009年）にウバメガシの持続可能な利用に向けた択伐技術などを継
13 承させるべく「やまづくり塾」が創設され、令和4年度（2022年度）までの14年間で、45回
14 の研修会に、延べ1,539名が参加しています。近年では県外からの参加もあり、他産地からも注
15 目されています。今後も、こうした取組を継続して、県内はもとより、他県においても炭焼きを通
16 じた里山保全が進むことが期待されます。

17 漁業では、令和2年（2020年）に紀伊水道中央機船船曳組合が箕島シラス船曳き網漁業で、
18 令和4年（2022年）に加太漁業協同組合がマダイ一本釣り漁業で、それぞれ水産エコラベルの
19 認証を受けており、県内外への波及効果が期待されます。また、TAC管理や自主的な休漁など
20 による資源管理に取り組むとともに、藻場の造成などを推進しており、今後も、継続して効果的な施
21 策を進める必要があります。

22

23 ②経済活動等における生物多様性保全の推進

24 経済活動において生物多様性の損失を止めるには、自然資本の直接採取、土地利用の変化、有害
25 物質の排出などの直接要因とともに、持続不可能な生産・消費形態を生み出す経済システムや技術
26 開発などの間接要因による生物多様性への負荷に対処する必要があります。また、ビジネスにおけ
27 る生物多様性の保全をリスクではなくチャンスと捉え、保全に資する技術や製品、サービスを開発・
28 普及させることは、持続可能な経済活動の維持・増進につながります。つまり、持続可能なビジネ
29 スのためには、生物多様性・自然資本への配慮と事業活動への統合が重要です。

30 県内企業においては、気候変動対策への取組が始まっており、金融機関においてもSDGsロー
31 ンやESG融資などの環境関連融資とともに、顧客企業のSDGsの取組を後押しするような制度が
32 運用されていますが、プラスチック循環・廃棄物対策、脱炭素・再エネ、水資源対策などの環境負
33 荷低減が主流であり、生物多様性保全の視点は少ない状況です。今後はこうした取組に生物多様性
34 保全の視点を付加し、統合的に考慮した取組を進めることが重要です。また、一部の企業では、自
35 然資源の活用と生物多様性保全を事業スキームに取り込んだ取組が先行していることから、こうし
36 た取組が地域内で協調して興り、事業が県内で循環する仕組みづくりが必要です。

37 県では、事業者の商品開発などを支援する取組として、「わかやま中小企業元気ファンド」や、
38 「農商工連携ファンド」などの施策を展開しており、今後、そういった事業を通じて生物多様性保
39 全の観点を持った事業や商品などが生じた場合、環境部局がその商品をPRしたり、販売の支援を
40 行うなど、推進にあたって連携・支援を行います。さらに、環境省が作成している「生物多様性民

1 間参画ガイドライン」の活用の呼びかけや近隣県での優良事例の収集・提供など、広く情報発信を
2 行うとともに、企業向けセミナーや企業訪問の際にこうした情報を紹介するなど、積極的な働きか
3 けを展開する必要があります。

4 水環境においては、国・県・和歌山市では、環境基準に基づき、工業排水や生活排水などの水質
5 への影響を継続調査するとともに、下水道などの整備により水質浄化や清浄な流水の確保に努めて
6 いるため、おおむね良好に保たれています。また、河川改修を行う際には、魚類や水生生物、藻類
7 などの生息空間を確保するなど、生態系に配慮した工法を推進していますが、各工事部局において
8 生物多様性を主流とする段階までには至っておらず、更なる推進が必要です。ごみの散乱は、まち
9 の景観を損ねるだけでなく、風や雨により河川などを通じて海へと流れ出し、海の生態系に悪影響
10 を及ぼします。特にプラスチックごみは、自然環境ではほとんど分解されず大きな問題となってい
11 ます。県では、県民生活や海洋環境を守るため、令和2年（2020年）に「和歌山県ごみの散乱防
12 止に関する条例」を施行し、ごみの不法投棄の監視強化や清掃活動の推進など循環型社会の実現に
13 向けた取組を進めるとともに、「わかやまごみゼロ活動応援制度」を設け、県民や事業者が実施しよ
14 うとするごみの清掃活動などを「わかやまごみゼロ活動」として認定し、ごみ拾い用資機材の貸与
15 や県ホームページでの当該活動の情報発信などを行っており、令和4年（2022年）3月現在18
16 団体を認定しています。その他、清掃とスポーツを融合させた「スポGOMI」大会を開催するなど、
17 「ゴミひとつないきれいな和歌山」を目指し、県民運動（クリーンアップ運動）を推進しています。

18 今後は、企業では気候変動対策と並んで生物多様性保全を主眼に置いた事業展開が進められると
19 ともに、家庭生活ではプラスチックごみの削減や環境にやさしい商品の積極的な選択が浸透するな
20 ど、生産・消費の両面から環境負荷軽減に取り組み、生態系の質の向上を図ることが求められます。

第4章 自然と共生する和歌山県づくりのために

1 生物多様性保全のための基本的考え方

本県は全国に誇る豊かな自然や貴重な生態系を有しており、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現を目指しています。生物多様性が保たれ、社会経済活動が自然と調和し、自然との触れ合いの場や機会が確保されるなど、「和歌山が最高だと 子供たちが思う未来」の実現に向け、以下の4つの基本的考え方に基づき施策を展開します。

●守り、つなぐ

先人から大切に守られてきた自然に加え、民間活動などで保護されている自然環境、自然との関わりの中で築かれた暮らしや文化を未来へつなぐため、生物多様性保全に関係する機関・団体や民間事業者などのネットワーク化を図り、保全活動の継続・充実を図るとともに、農林水産業との連携や民間事業者などとのつながりを強化し、生態系の負荷低減を進めます。

●活かす

自然の恩恵を受ける多様な主体が連携・協働し、自然公園の整備やエコツーリズムの推進、ワーケーションの誘致など、自然環境を活かした地域振興を進めるとともに、農業遺産など生物多様性を活かした農林水産業の持続的な発展を推進します。また、生態系が持つレジリエンスや防災・減災力の活用・強化を図ります。

●変える

普段の生活や社会活動と自然との結びつきをより明確に発信するとともに、次世代人材育成、教育との連携、都市との交流、地域コミュニティの再興などを通じて、一人ひとりが生物多様性保全を自分事として捉え、環境保全活動への参画や生態系に配慮した商品・サービスの選択などの行動へつながるよう、意識改革を進めます。

●創り出す

生物多様性保全の取組が主流となる社会づくりに向けて、自然と共生する仕組みや文化を創り出し、健全な生態系の保全と適正な利活用を進めるため、生物多様性の保全に寄与するビジネスやフェアトレードの浸透など、経済の好循環の中に自然環境の保全を組み込む仕組みづくりを推進するとともに、農林水産業や観光、ビジネスなどとの連携を強化します。

2 目標（目指すべき姿）

本県の魅力あるすばらしい自然環境を保全・活用しながら、地域の活性化を図りつつ、地球環境を意識し生物多様性への負荷を最小限に抑え、健全な物質・生命が持続的に循環するなど、自然と人とが共生した以下の4つの社会の実現を目指します。

●多様な主体により生物多様性が保全され、生態系、種、遺伝子レベルで多様な生物が生息し、健全な自然生態系が保たれている社会

●ほんまもん体験やエコツーリズム、ワーケーション、新商品開発など、自然の恵みを活かした地域振興が図られるとともに、生態系を活かした防災・減災の仕組みが整備されている社会

●生物多様性保全が自分事化され、生活や社会活動の中で生態系への配慮が浸透するとともに、人材育成や都市との交流が進み、保全活動の裾野が広がっている社会

●生物多様性保全の取組が社会の主流であるとの認識が共有されるとともに、自然と共生する仕組みやサプライチェーン、ビジネスなどが定着している社会

3 基本戦略及び施策

(1) 基本戦略1 生物多様性を育む健全な自然の保全・回復

本県は、変化に富んだ海岸線や緑豊かな山々、清らかな河川、そしてそこに形成される多様な生態系など豊かな自然環境に恵まれ、私たちはこれらの自然から、生態系サービスと呼ばれる有形無形の恩恵を享受し暮らしています。例えば、持続的に木々が成長し下草や落ち葉により腐葉土が形成される健全な森林は、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、土砂災害の防止などの公益的な役割を果たしています。また、山に降った雨は河川を通じて里地里山や海へ流れ、海で水蒸気となって、再び山で雨となるという循環の中で、水や農林水産物などの食料が生産され、私たちの生活を支えています。このように、生態系の保全・回復には、森・里・川・海のつながりや生態系ネットワークの構築を意識した対策が重要であり、今後、気候変動や人口減少などによる影響の増大も懸念される中、官民一体となって重要地域の保全・再生や保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域の拡大、生物多様性の質の向上などの取組の強化を図っていきます。

① 生態系の保全

自然公園や自然環境保全地域など優れた自然環境を有する保護地域の確保とともに、県や市町村、企業などの取組により保全が図られている地域の拡大や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を国が新たに「自然共生サイト」として認定する制度を積極的に推進するなど、県陸域面積での30by30達成へ向けた取組と、私たちの暮らしを支える森里川海をつなぐ生態系ネットワークの拡充を進めます。

また、生物多様性の直接的な損失要因として挙げられている4つの危機のうち、第1の危機である開発や乱獲などへの対応として、工事や開発に関しては、公共事業に係わる人の自然環境に関する知識を高め、「工事や開発は自然環境の一部を改変する行為であり、生物多様性の低下に直結しやすい」との認識が広く浸透するよう、人材の育成を進めるとともに、工事や開発による自然環境への過度な負担を抑制する取組を積極的に推進します。乱獲への対応としては、厳正な捕獲許可手続きに努めるとともに、関係機関・団体が連携して生息・生育環境を含めた希少種の保護や監視などを行う仕組みを構築するなど、官民一体となった取組を進めます。

なお、具体的な施策は以下のとおりです。

・県立自然公園や県自然環境保全地域、鳥獣保護区（特別保護地区）の指定を継続するとともに、保安林の新規指定の促進などにより、自然環境保護地域の確保や森林の持つ公益的機能の維持・

- 1 増進を図ります。
- 2 • 県独自の取組である「新紀州御留林」として貴重な生態系を有する森林などの公有林化を進める
3 とともに、ナショナルトラスト運動の支援などにより、自然性の高い森林などの保全と未来へ継
4 承を図ります。
- 5 • 企業などの森林保全活動である「企業の森」や、生物多様性の保全に資する民有地などを国が新
6 たらに「自然共生サイト」として認定する取組の積極的な推進や、認定事業者・団体を県 HP へ公
7 表するなどにより、民間による生物多様性保全地域の維持・拡大を図ります。
- 8 • 「自然環境等にやさしい工事の推進」事業を拡充させるとともに、「和歌山県自然にやさしい技術
9 者認定制度（研修）」や自然環境に配慮した工法の推進強化などにより、工事・開発による生物多
10 様性の負担軽減を図ります。
- 11 • 都市化が見込まれる駅周辺や幹線道路周辺などにおける開発行為について、公園や緑地の整備も
12 検討し、周辺の生物多様性の負担軽減を図るよう事業者に提言を行うように努めます。
- 13 • 「和歌山県レッドデータブック 2022 年改訂版」や民間団体による希少生物保護活動などを広く
14 周知・啓発するとともに、特に希少性が高い種の天然記念物や自然公園内での採取禁止動植物へ
15 の指定などにより、希少生物とその生息・生育環境の保護を進めます。
- 16 • 県や市町村、民間団体などが連携・交流し、情報交換や企画検討などを行うプラットフォームの
17 構築などにより効果的な生物多様性の保全活動や情報発信などを進めます。

18

19 ② 生物多様性の質の向上

20 担い手の減少や高齢化などにより、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退（生物多様性の4
21 つの危機のうちの第2の危機）したことにより、手入れ不足や放置状態となっている人工林、里山
22 林、遊休農地は、市町村や関係機関・団体などと連携した森林整備や農地貸借などを推進し、植生
23 の回復や里地里山環境の改善を進めます。また、生育の悪い人工林は広葉樹林や針広混交林への転
24 換を誘導するとともに、ナラ枯れや松くい虫など、里山林に被害を及ぼす病害虫対策を強化し、土
25 砂災害防止や生物多様性の確保などの森林の公益的機能の回復を促します。海岸部においては、磯
26 焼け対策を拡充するとともに、地域住民や環境保全団体による清掃活動や保護活動を顕彰・推進し、
27 サンゴやアカウミガメなどの希少生物の保護、海洋ごみ対策を加速させるなど、里海環境の維持回
28 復に取り組みます。

29 人為的に導入された外来生物（生物多様性の4つの危機のうちの第3の危機）による在来生態系
30 などへの影響低減や、増えすぎた野生鳥獣の適正管理などにも積極的に取り組みます。外来生物に
31 ついては、「入れない・捨てない・拡げない」の予防三原則に基づいた啓発活動や情報発信を強化す
32 るとともに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」）
33 の改正（令和4年（2022年））により、都道府県には被害の状況に応じ、拡大防止に向けた措置
34 を講じることが義務付けられたため、国や近隣府県、市町村などと連携した対策を進めます。また、
35 イノシシ類、ニホンジカ及びニホンザルは第13次和歌山県鳥獣保護管理事業計画の第2種特定鳥
36 獣管理計画に基づく捕獲や獣害防護柵の設置などを推進し、生態系や農林水産業への被害軽減を図
37 ります。

38 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

39

- 40 • 森林経営管理制度による人工林の整備、紀の国森づくり基金事業を活用した広葉樹林化や竹林整

- 1 備及びナラ枯れや松くい虫対策の強化などにより、森林の持つ公益的機能の回復と生物多様性の
2 向上を図ります。
- 3 •(公財) 農業公社が行う農地対策事業や、農業農村活性化支援モデル事業、各種交付金事業を活用
4 した遊休農地の再生や利活用の促進などにより、里地環境の維持・改善を図ります。
 - 5 •藻場の減少要因を分析し、環境や生態に応じた漁場整備を進めるとともに、サンゴを食害するオ
6 ニヒトデなどの駆除、アカウミガメ産卵環境の改善などにより、里海の生態系回復を図ります。
 - 7 •「紀州灘海岸保全基本計画」や「熊野灘海岸保全基本計画」に基づき、地域と連携した清掃活動や
8 ごみ回収などを進めるとともに、自然公園海域の保全対策の強化などにより、海浜植生や海棲動
9 物の保護と良好な風致・景観の維持を図ります。
 - 10 •外来生物法や外来生物条例に基づく防除対策を強化するとともに、「入れない・捨てない・拡げな
11 い」の予防三原則の県民への周知徹底などにより、生態系などへの影響低減を図ります。
 - 12 •市町村や猟友会などと連携した狩猟者の育成、新たな捕獲技術の開発・普及、防護柵の設置促進
13 などにより、野生鳥獣による農林水産物などへの被害軽減を図ります。

14

15 (2) 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

16 人口減少社会や気候変動の進展に伴う社会課題が顕在化しており、これらの課題解決には、自然
17 環境が社会・経済・暮らしの根本であることを再認識し、自然の恵みを活かして気候変動の緩和や
18 防災・減災への対応、資源循環や地域経済の活性化、健康増進などを図ることが求められています。
19 国家戦略においても、自然の恵みを最大限活用することで、様々な社会課題の解決へと導いていく
20 「ネイチャー・ベースド・ソリューション (NbS ; Nature-based Solutions、自然が有する機能
21 を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方)」の実装を推進しており、本県に
22 おいても、自然公園などを活用した地域振興や里地里山を保全しつつ資源の持続可能な活用による
23 地域活性化など、生物多様性保全と社会課題の解決を一体的に捉えた施策展開を図ります。特に、
24 コロナ禍を契機にトレンドとなっているアウトドア、田園回帰、ワーケーションなどの社会の動き
25 や、社会の主流となっている地球温暖化対策を踏まえ、関係機関・団体などと連携しながら積極的
26 に取組を進めます。

27

28 ① 自然を活用した地域振興

29 観光庁の「旅行・観光消費動向調査」によると、令和3年(2021年)の国内宿泊観光・レクリ
30 エーション旅行におけるキャンプ場利用率は6.5%と、前年から2.4ポイント増となるなど、コロ
31 ナ禍をきっかけにアウトドアブームが一段と高まっています。また、働き方改革の動きも加速し、
32 ワーケーションや多拠点生活、移住など、都会から地方への人の流れも活発化しています。社会の
33 こうした動きを的確に捉え、自然公園の更なる利活用促進やキャンプ場の整備、体験型観光の推進
34 など、来訪者をさらに呼び込む施策の積極的な展開による交流人口・関係人口の増加とともに、全
35 国に先駆けて進めているワーケーションや様々な切り口での移住推進など、地域コミュニティの維
36 持・再生や地域活性化につながる取組を強化します。

37 また、世界遺産、世界農業遺産、日本農業遺産、南紀熊野ジオパークなど地域の貴重な資源につ
38 いて、国内外への情報発信の強化などに取り組みるとともに、様々な自然資源の有効活用などにより
39 地域振興につなげます。

40 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

- 1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
- キャンプ場など自然公園施設の整備による上質な滞在環境の提供や、近畿自然歩道などの利便性向上を進めるとともに、SNS などを活用した情報発信の強化などにより、自然公園などの利活用の促進を図ります。
 - 世界遺産登録 20 周年（令和 6 年（2024 年））や大阪・関西万博（令和 7 年（2025 年））などと連携して自然体験観光を促進するとともに、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムの取組強化などにより、誘客や交流人口の拡大を図ります。
 - ワークーション受入事業者の育成や受入地域の拡大、移住相談体制や情報発信の強化などにより、ワークーションや移住を促進し、地域コミュニティの維持・再生や地域活性化を図ります。
 - 南紀熊野ジオパークのユネスコ世界ジオパーク認定に向けた取組を強化するとともに、自然資源を活用した地域での自主的活動の促進などにより、地域の活性化を図ります。
 - 世界及び日本農業遺産、棚田やクマノザクラなどの地域のシンボリック資源の保全とPRの強化、関連商品やサービスの開発などにより、交流人口・関係人口の拡大を行うなど、新たな地域ブランドの確立と未来への継承を図ります。
 - 河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す「かわまちづくり」の他、「未来を彩る花の郷づくり」の推進などにより、自然を活かした豊かな地域づくりを進めます。

18 ② 自然を活かした解決策の社会実装

19 地球温暖化などの地球環境の変化（生物多様性の4つの危機のうち、第4の危機）により、生物
20 多様性が低下するとともに、豪雨や台風の増加などにより、自然環境やそこに備わる機能そのもの
21 も失われるなど、動植物だけでなく、私たち人間も大きな被害を被っています。森林は二酸化炭素
22 の吸収源であるとともに、切り出された木材は住宅や家具などに利用されることで、炭素を長期に
23 貯蔵します。また、木質バイオマスエネルギーは、吸収した炭素をエネルギーに換えるため、カー
24 ボンニュートラルに位置づけられています。本県は県土の 76%を森林が占めており、これまでも
25 地球温暖化緩和に寄与してきましたが、戦後に植栽した人工林が主伐期を迎えているため、伐採後
26 の再造林や紀州材の利活用促進、未利用材のエネルギー化などの施策を積極的に進めます。また、
27 風力発電や太陽光発電の再生可能エネルギー施設の整備は、自然環境や地域住民との調和が前提で
28 あり、今後も厳格な環境配慮対策を講じます。

29 防災・減災面では、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有
30 する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラ
31 に関する取組を推進します。さらに、花粉症対策や精神的リフレッシュ、ワンヘルスなど、私たち
32 の心身の健康増進を図る取組も加速させます。

33 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

- 34
- 35 • 再造林支援制度の活用や「伐採から植栽までの一貫作業システム」の普及を進めるとともに、エ
36 リートツリーの植栽や獣害防止ネットの設置拡大などにより、皆伐後の再造林を促進し、二酸化
37 炭素の吸収源の確保を図ります。
 - 38 • 公共建築物の木造・木質化や公共工事における木材利用を促進するとともに、原木の強度表示に
39 よる付加価値の向上などにより、紀州材の利用を促進し、炭素の長期貯蔵を図ります。
 - 40 • 藻場の減少要因を分析し、環境や生態に応じた藻場造成を進めるとともに、サンゴを食害するオ

- 1 ニヒトデなどの駆除などにより、ブルーカーボンの確保を図ります。
- 2 ・自然や生活環境への影響に十分配慮した再生可能エネルギーや、未利用材・食品製造残渣などを
3 活用したバイオマスエネルギーを推進するとともに、県有施設への太陽光発電設備設置や公用車
4 への電動車導入などにより、脱炭素化を進めます。
- 5 ・各種保安林やサンゴ群集、田んぼ、ため池などのグリーンインフラの保全・整備などにより、自
6 然環境の防災減災への活用を進めます。
- 7 ・花粉の少ないスギやヒノキの苗木生産体制を強化するとともに、ワンヘルスの啓発推進などによ
8 り、心身の健康増進につなげます。

9

10 ③ 人と野生鳥獣の軋轢解消と有効利用

11 野生鳥獣は生態系を構成する要素ではありますが、増えすぎることにより、森林や生態系への被
12 害とともに農作物への被害が深刻化しています。本県では、ニホンジカ、イノシシ類については、
13 第2種特定鳥獣管理計画により積極的に捕獲を進める一方で、その食肉をジビエとして活用するこ
14 とを推進しており、今後も、ジビエの利用と消費の拡大に向け、施策展開を図ります。

15 近年、人里や近隣への出没が増加しているツキノワグマへの対応については、奈良県や三重県と
16 連携して紀伊半島全体での取組を進めるとともに、市町村との協働により地域の状況に応じた対策
17 を推進します。また、全国的に発生が増加している高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの感染症
18 対策にも引き続き、関係機関と連携して取り組みます。

19 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

20

- 21 ・わかやまジビエのPRや衛生面・流通面での安全・安心の確保を一層進めるとともに、処理加工
22 施設の整備、優良事例の他地域への展開などにより、ジビエ処理頭数の増加と地域の特産品化を
23 図ります。
- 24 ・ツキノワグマの対応について、市町村などとの情報交換や他県情報の共有を進めるとともに、警
25 察や猟友会などとの連携を強化し、人命・財産を最優先とした対策を進めます。
- 26 ・「野鳥における高病原性インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、関係機関・団体と
27 連携し、糞便調査や死亡野鳥等調査などを適宜実施するとともに、野生イノシシ類に対する豚熱
28 経口ワクチンの接種などにより、感染症の予防・蔓延防止を図ります。

29

30 (3) 基本戦略3 一人ひとりの行動変容による生物多様性の保全

31 今日の地球温暖化や生物多様性低下などの環境問題は、私たち一人ひとりの生活のあり方から社
32 会経済構造のあり方まで、幅広い分野に根ざしており、解決には、まず全ての人々が自らの活動と
33 自然環境の関わりを十分に理解し、これまでの価値観を転換する必要があります。特に、豊かな自
34 然環境を有する本県では、自然からの多くの恵みを将来にわたって持続的に享受できるように、県
35 民一人ひとりが自然への高い関心と保全意識を持ち、環境保全行動に主体的に取り組むことが重要
36 です。また、生物多様性がもたらす健康な暮らしや文化的サービスに対する価値観の醸成や生物多
37 様性の豊かさに根ざした地域の伝統や文化などを継承していくことも大切です。こうしたことから、
38 全ての県民が自然環境保全の意識を持ち、行動変容を起こすことを目指し、多様なチャンネルを活
39 用した普及・啓発に積極的に取り組むとともに、子供たちへの環境教育・学習をはじめ、各種イベ
40 ントや表彰事業などを通じて、生物多様性保全を担う次世代人材の育成などを進めます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

① 生物多様性の保全に係る意識の醸成

利便性を優先した大量消費社会の進展によって生物多様性の損失や生態系サービスの劣化が進んだと言えます。こうした社会から早期に脱却し、生物多様性が主流化された社会の構築に向け、人々の価値観や行動を変えていく必要がありますが、生物多様性の重要性や私たちの暮らしとの関係性への認識が低ければ、生物多様性に配慮した行動や意思決定にはつながりません。これまでも種々の施策を展開し、生物多様性保全意識の醸成に取り組んできましたが、今後は、より深化させるための施策を展開し、自然環境を守り活かす社会の実現に向けた一人ひとりの行動変容へつなげます。

また、生物多様性保全をより身近なものとして意識し、理解を深め、気軽に行動できるように、市町村や民間団体などとの連携を強化して、市町村版生物多様性戦略の策定や各種学習会・イベントの開催など、地域の特徴や自然環境を生かした取組を展開するとともに、各種媒体を活用した情報発信や普及啓発資料の作成・公表など、様々な場面や機会において生物多様性保全の広報に取り組みます。

なお、具体的な施策は以下のとおりです。

- 本戦略の県民への周知と理解を深めるためのシンポジウムを開催するとともに、啓発資料の作成・配布、自然観察会の拡充、各地域でのパネル展示の開催、多様なチャンネルでの情報発信などにより、生物多様性保全意識の向上を図ります。
- グリーン購入やエシカル消費、環境認証マークなどの普及啓発を強化するとともに、地産地消、食品ロスやプラスチックごみの削減など、身近な行動が生物多様性保全につながることを周知することにより、県民の行動変容を促します。
- 市町村版生物多様性戦略策定ガイドラインを作成するとともに、市町村担当者会議や各地域での関係者連絡会議の開催などにより、地域に応じた個別戦略の策定と施策展開を進めます。
- 優れた環境保全活動を行う者を顕彰し、優良事例として広く紹介・PRするとともに、各種環境イベントを通じた啓発などにより、自主的な保全活動を促進します。
- 県や市町村、民間団体などが連携・交流し、情報交換や企画検討などを行うプラットフォームの構築などにより、効果的な生物多様性の保全活動や情報発信などを進めます（再掲）。

② 生物多様性の保全を担う人材の育成

少子高齢化や社会的人口減などにより、自然保護団体の構成員や農林水産業従事者など、生物多様性の保全に直接関わる担い手の減少が進んでいます。子供の頃に親しんだものや深く関わったことは大人になっても関わり続けている人が多いものですが、現在の子供たちは、自然の中での遊びや体験が減っており、少し心配な状況です。こうしたことから、生物多様性保全の次世代人材の発掘・育成などの取組を進めており、引き続き、内容を充実させながら施策展開を図ります。

また、行政と教育機関との連携を強化しながら、学校現場をはじめ、県や教育関係施設などでの環境学習、自然・農林水産体験、野外研究を推進するなど、一人でも多くの子供たちが自然を大切にすることを育むような取組を進めます。さらに、市町村や関係団体などと協力して、自然公園指導員や農林水産業従事者などの生物多様性保全活動の実践者の育成・確保を推進し、現在から未来へのスムーズなバトンタッチを図ります。

1 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

- 2
- 3 • ネイチャー・キャンプやネイチャー・アワードを拡充させるとともに、顕著な功績を挙げた子供
- 4 たちのフォローアップ、教育委員会と連携した指導者の育成確保などにより、次世代の人材育成
- 5 を進めます。
- 6 • 学校関係者や民間団体などと連携して、生物多様性に関する動画活用や出前授業、自然体験学習
- 7 などを積極的に進めるとともに、県立自然博物館での教育普及事業の拡充などにより、自然環境
- 8 保全の担い手の裾野を拡大します。
- 9 • 学習用ハンドブックの作成・配布や修学旅行への対応、地域の課題解決に向けた中高生の探究活
- 10 動などの南紀熊野ジオパーク活動を通じて、人材育成を進めます。
- 11 • 緑育や食育、みどりの少年団、田んぼの学校など、子供たちが自然の恵みや生活への関わりを学
- 12 習・体験する取組を引き続き実施し、自然を大切にする心の醸成を図ります。
- 13 • 関係機関・団体などと連携して、農林水産従事者の育成・確保の取組を強化するとともに、新規
- 14 就農者の受皿となる強い経営体の育成、自然公園指導員や鳥獣保護管理員の掘り起こしなどによ
- 15 り、生物多様性保全活動実践者の確保を図ります。
- 16 • 「企業の森」や大学と地域との連携活動などを通じて、広く生物多様性保全意識の啓発を行うな
- 17 ど、交流人口・関係人口を巻き込んだ担い手確保を進めます。

18

19 ③ 伝統知や自然観の継承

20 地域における生物多様性は自然要素だけではなく、文化財、伝統行事、信仰、祭り、遺産などの

21 歴史・文化的な要素や、農林水産業をはじめとする産業の実態、食文化、暮らし方といった人文的

22 要素など、多種多様な地域資源によって支えられています。近年は、過疎化や高齢化、住民交流の

23 希薄化などにより、地域コミュニティが弱まり、伝統知の継承が危ぶまれています。また、同様

24 の理由から、自然に対する愛着や畏敬の念も若者層への継承が鈍化している傾向にあります。

25 地域の生物多様性を活用することで成り立つ地域文化を守り、人と自然の共生に関する伝統文化

26 や自然観、地域の自然の恵みを利用した災害を避ける伝統知や地域知を活用・継承することが重要

27 です。古来より自然からの恩恵を享受しながら発展してきた本県には、未来へ継承しなければなら

28 ない伝統知が数多くあるため、それぞれの地域において、生物多様性の意識の醸成や保全活動を通

29 して、自然を敬う心とともに、再認識及び次世代への継承につながる取組を進めます。

30 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

- 31
- 32 • 各地域の伝統知や自然観に関する情報を収集、とりまとめて、ホームページで発信するなどによ
- 33 り、県民の方々への周知を図ります。
- 34 • 学校給食への地場産農作物などの利用推進、移住の相談活動において、子供たちや移住者へ県の
- 35 伝統行事など伝統知を伝える啓発資材を配布するなど、啓発に努めます。
- 36 • 世界遺産や日本遺産の語り部、地域ガイド、ジオパークガイドなどの方々、自然観や伝統知に
- 37 ついて理解を深める機会を提供し、ガイド活動の中での伝承を促します。
- 38 • 自然公園指導員や鳥獣保護管理員の研修会、自然保護活動関係者の会議などで各地の伝統知を紹
- 39 介するなどにより、伝承者を育成します。
- 40

1 (4) 基本戦略4 生物多様性保全に繋がる事業活動等の推進

2 農林水産業における生物多様性低下の主な原因として、経済性や効率性を優先した森林や農地な
3 どの整備、過剰な農薬や肥料の使用、生活排水などによる水質の悪化、埋立による藻場・干潟の減
4 少、担い手不足による里地里山の衰退などが挙げられます。農林水産業は自然と人をつなぎ、食料
5 や生活資材などを供給する重要な事業活動であり、農林水産業の持続的な発展には健全な生態系の
6 維持が必要不可欠です。また、企業などの事業活動における生物多様性に関する取組への期待は
7 年々高まっています。生物多様性保全に積極的に取り組むことにより、リスクを回避・低減すると
8 ともに、消費・投資を呼び込むチャンスにつながることを期待でき、今後は、脱炭素と並んで経営
9 の柱になると見込まれています。さらに、事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を
10 生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。こうしたことから、生産の場に加え、
11 流通や消費など、サプライチェーン全体を視野に入れて、生物多様性と地域経済の好循環を目指し
12 た取組を展開します。

14 ① 農林水産業における生物多様性保全の推進

15 農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するた
16 めの戦略として、令和3年(2021年)に「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観
17 点から、調達、生産、加工 流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラルなど環境負荷軽減の
18 イノベーションを推進しています。

19 本県は、果物をはじめ、多くの安全で安心な農林水産物を国内外へ届けるとともに、これまで
20 環境にやさしい農林水産業を推進してきました。今後も、「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、
21 生産場面での環境負荷軽減とともに、生産された農林水産物が消費者から選択される仕組みの充実、
22 加工・流通面での工夫など、生物多様性の保全を意識したサプライチェーンの構築を積極的に進め
23 ます。

24 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

- 26 ・和歌山県有機農業推進計画に基づき、有機農業の取組面積の拡大や取組農家数の増加を図るとと
27 もに、有機農産物の学校給食への利用拡大を積極的に推進するなどにより、農業の自然循環機能
28 の維持増進や生物多様性の保全などを進めます。
- 29 ・木材生産コストの低減や紀州材の販路拡大などにより素材生産量の増加を図るとともに、生物多
30 様性保全を事業スキームに組み込んだ民間事業への支援などにより、森林の公益的機能の維持・
31 回復を促します。
- 32 ・水産エコラベルの取得拡大や資源管理の強化とともに、環境や生態に応じた漁場整備を進めるな
33 どにより、水産資源の回復と里海環境の改善を図ります。
- 34 ・生物多様性に配慮した農林水産商品の見える化を進めるとともに、未利用資源の循環活用を促進
35 するなどにより、農林水産・食品産業における環境負荷の軽減を図ります。

37 ② 経済活動等における生物多様性保全の推進

38 SDGs の 17 目標を3つの階層に分類して整理した「ウェディングケーキ図」は、「経済」は「社
39 会」に支えられ、「社会」は「自然環境」に支えられて構成されています。このように、持続可能な
40 経済活動のためには、自然環境・生物多様性の保全が不可欠であり、こうした視点を経営に取り入

1 れることが急がれます。国家戦略においても、自然資本配慮型経営（ネイチャーポジティブ経営）
2 の取組を経済界とともに、積極的に推進するとしています。

3 本県においては、理解と推進のための情報発信や生物多様性に配慮した取組の意義や効果、事業
4 者にとってのメリットを示すことから始め、次いで、事業活動そのものに生物多様性保全の考え方
5 が組み込まれるための施策を展開するなど、段階的に施策を展開します。また、農林水産物同様、
6 生物多様性に配慮した商品・サービスが消費者に選択される仕組みの充実、商品の生産段階や家庭
7 から排出されるごみや排水への対策強化など、生産と消費の双方からアプローチします。

8 なお、具体的な施策は以下のとおりです。

9

- 10 ・カーボンニュートラルに関する企業セミナーやシンポジウムなどの際に、事業者に対して、気候
11 変動対策に加え、生物多様性保全の重要性などを周知するとともに、商工会議所など経済団体と
12 連携した普及啓発などにより、生態系への配慮に対する理解を深めます。
- 13 ・生物多様性民間参画ガイドライン（環境省作成）や優良事例、環境認証制度、表彰制度などの情
14 報を積極的に発信するなどにより、事業者のスムーズな初動を促します。
- 15 ・中小企業の脱炭素経営に向けた取組への支援を通じて、生物多様性への配慮を働きかけるととも
16 に、生物多様性保全への事業参画を進めます。
- 17 ・生物多様性に配慮した商品・サービスの見える化や付加価値の向上を図るとともに、生物多様性
18 に配慮した商品をPRするなどにより、生態系にやさしい商品の流通を促進します。
- 19 ・工場や家庭からのごみの減量、地域での自主的清掃活動の推進、プラスチック製品の使用削減な
20 どに向けた取組を強化し、生態系の保全再生につなげます。

21

1 (5) 数値目標

第2次生物多様性和歌山戦略 数値目標						
基本戦略	取組	指標案	現状値 令和4年度 (2022年度)	左記以外の 場合	目標値 令和12年度 (2030年度)	左記以外の 場合
生物多様性を 育む健全な自然の 保全・回復	生態系の保全	保全地域面積割合 (%)	16.9%		30%	
		OECM面積 (自然共生サイト認定面積) (ha)	0ha		62,207ha	
		新紀州御留林面積 (ha)	1,122ha	令和3年度	2,114ha	令和8年度
		企業の森活動箇所 (箇所)	100箇所	令和3年度	150箇所	令和8年度
		希少種パトロールの回数 (回/年)	1回		12回	
		生物多様性保全に関する団体の交流会開催数 (回/年)	0回		3回	
	生物多様性の 質の向上	市町村による私有人工林の整備面積 (ha)	218ha	令和3年度	7,218ha	令和8年度
		広葉樹林化面積 (ha/5年)	204ha/5年	平成29~ 令和3年度	350ha/5年	令和4~8 年度
		クビアカツヤカミキリ発生市町村 (市町村)	6市町		増やさない	
		ニホンジカ捕獲数 (頭/年)	1万5,741頭/年	令和3年度	1万9,000頭以上/ 年	令和8年度
		イノシシ捕獲数 (頭/年)	8,843頭/年	令和3年度	1万7,000頭以上/ 年	令和8年度
		ニホンザル捕獲数 (頭/年)	1,030頭/年	令和3年度	1,000頭以上/年	令和8年度
自然を活用した 社会課題の 解決	自然を活用した 地域振興	自然公園利用者数 (人/年)	1,748万人/年	令和3年次	3,000万人/年	令和8年次
		体験型観光利用者数 (人/年)	22万4,000人/年	令和3年度	30万人/年	
		世界農業遺産交流者数 (人/年)	4万6,599人	令和2年度	7万2千人	令和8年度
	自然を活かした 解決策の 社会実装	再造林面積 (ha/年)	234ha/年	令和3年度	364ha/年	令和8年度
		エリートツリー植栽面積 (ha)	0ha	令和3年度	50ha	令和8年度
		木材の燃料利用量 (m ³ /年)	96千m ³ /年	令和2年度	154千m ³ /年	令和8年度
		気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針の策定数	1水系	令和3年度	4水系	
		保安林面積 (ha)	119,923ha		122,000ha	令和8年度
		花粉症対策苗木植栽面積 (ha/5年)	71ha/5年	平成29~ 令和3年度	150ha/5年	令和4~8 年度
		一人ひとりの 行動変容による 生物多様性の 保全	生物多様性の 保全に係る 意識の醸成	『和歌山県レッドデータブック』を用いた出前授業数 (回/年)	0回/年	
自然観察会の開催数 (回/年)	16回/年				24回/年	
市町村版生物多様性地域戦略策定市町村数 (市町村)	0市町村				5市町村	
生物多様性の 保全を担う 人材の育成	生物多様性保全の理解を助ける動画教材活用学校数 (校)		0校		24校	
	自然公園指導員交流会・研修会開催 (回/年)		0回/年		2回/年	
	年間新規就農者数 (人/年)		161人/年	令和3年度	180人/年	令和8年度
伝統知や自然 観の継承	伝統知や自然観に関する勉強会の開催 (回/年)	0回/年		2回/年		
生物多様性保全に 繋がる事業活動等 の推進	農林水産業における 生物多様性保全の 推進	有機農業の取組面積 (ha)	103ha	令和2年度	200ha	
		有機農業の取組農家数 (戸)	110戸	令和2年度	160戸	
		県産木材の素材生産量 (m ³ /年)	26万m ³ /年	令和3年次	35万m ³ /年	令和8年次
		生物多様性に関わる農産物認証 (件)	110件	令和2年度	160件	
	経済活動等における 生物多様性保全の 推進	生物多様性にかかる研修会・セミナー開催 (回/年)	0回/年		5回/年	
		生物多様性に配慮した商品・サービスの認証数 (個)	0個		10個	

1 4 多様な主体の連携と役割

2 私たちが生物多様性から受ける恩恵は、普段の暮らしをはじめ、産業、観光、教育、文化など、
3 様々な分野にわたるとともに、先人の努力や知恵により維持・回復されながら過去から現在へと受
4 け継がれてきました。私たちは、こうした生態系サービスをさらに保全・回復させながら未来へと
5 引き継がなければなりません。そのためには、県や市町村をはじめ、教育・研究機関、民間団体（NPO
6 法人、自然保護団体など）、県民、事業者など、多様な主体が互いに連携・協働しながら、積極的に
7 それぞれの役割に応じた活動を展開することが重要です。

8

9 (1) 県

10 県は、生物多様性の保全と持続的な利用に向けた取組の先頭に立ち、県庁内各部局が連携し、生
11 物多様性保全の視点に立った施策を推進するとともに、市町村版の生物多様性地域戦略の策定につ
12 いて伴走支援を行います。また、県や市町村、関係機関・団体などが交流して情報交換や企画検討、
13 情報発信などを行うプラットフォームを構築し、効果的な施策展開を図ります。

14

15 (2) 市町村

16 市町村は、県と連携して地域住民への生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、生物多様
17 性保全に関係する団体などに対して各種活動の支援・協力を行います。また、市町村版の生物多様
18 性地域戦略の策定に向けて取組を進めます。

19

20 (3) 教育・研究機関

21 教育機関は、自然環境教育への積極的な取組や次世代を担う人材の育成を推進します。また、研
22 究機関は、各種情報や知見の収集・分析、生物多様性に関する調査や研究成果の公表などを通じて、
23 県民への普及・啓発に取り組むとともに、関係者への指導・助言を行います。

24

25 (4) 民間団体（NPO 法人、自然保護団体等）

26 民間団体が実施する自然環境の保全・再生に関する取組は、地域における生物多様性保全活動を
27 牽引するものであることから、民間団体には地域の中核的な役割を期待します。また、県内他団体
28 との交流・連携を深め、森里川海の連環を見据えた取組を進めるとともに、活動状況を積極的に発
29 信するなど、地域住民が生物多様性保全に関する活動に参加する機会の提供を期待します。さらに、
30 地域や学校における生物多様性保全に関する活動や環境学習におけるアドバイザーの役割も期待
31 しています。

32

33 (5) 県民

34 県民は、本県の豊かな自然環境と生態系サービスを未来へ継承するため、地域での保全活動や自
35 然観察会へ参加するなど、生物多様性の恩恵と保全の重要性について理解を深めるとともに、日常
36 の暮らしの中で生物多様性に配慮した商品やサービスを選択するなど、持続可能なライフスタイル
37 への転換が求められます。

38

39 (6) 事業者

40 事業者には、あらゆる事業活動が生物多様性に影響を与えるとともに依存しているとの認識を持

1 ち、生物多様性と経済の好循環を目指した取組の推進を期待しています。また、「自然共生サイト」
2 の認定や社会・環境貢献活動への参画など、社会的責任を果たすことが求められます。

3

4 **5 進捗状況の評価及び点検**

5 本戦略において定める目標（目指すべき姿）を達成し、「和歌山が最高だと 子供たちが思う未
6 来」の実現に向け4つの基本戦略において定める具体的な施策の実施状況の点検・評価については、
7 目標年度である令和12年度（2030年）の中間となる令和8年度（2026年）に実施するも
8 のとする。

第5章 地域で目指すべき取組

1 紀の川流域地域

(1) 概況

① 区域

奈良県大台ヶ原を源流域として、丹生川や貴志川などの支流が合流し、和歌山市で紀伊水道に流れ込む紀の川流域に、日方川や加茂川などの流域を加えた区域とします。

② 関係市町村

和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、橋本市、紀美野町、かつらぎ町（旧かつらぎ町）、九度山町、高野町

③ 面積

1,121km²

④ 人口

約610千人

⑤ 自然公園等の保全エリア

- ・国立公園：瀬戸内海国立公園（和歌山市加太、雑賀崎地域）
- ・国定公園：金剛生駒紀泉国定公園（紀の川市、かつらぎ町、橋本市域の和泉山地尾根部分）
高野龍神国定公園（高野町）
- ・県立自然公園：生石高原県立自然公園（生石山山頂部分）
龍門山県立自然公園（龍門山山頂部分）
高野山町石道玉川峡県立自然公園（玉川峡沿い、町石道沿い）
- ・日本の重要湿地500：紀の川・和歌川の河口部
- ・生物多様性保全上注目すべき地域：加太沿岸域、和歌山城公園、紀伊風土記の丘及び大日山周辺、根来山げんきの森及び春日神社周辺、紀の川流域、平池周辺、龍門山、高野山周辺、生石高原周辺
- ・世界遺産：高野山町石道、熊野古道小辺路、高野山境内など

⑥ 土地利用等の状況

この地域は、県最大級の河川である紀の川流域が中心で、広い河岸段丘と河口域の県内最大の平地である紀の川平野が広がり、林野率56%、人工林率58%、耕地率14%となっています。紀の川沿いの傾斜地の多くはカキ、ミカン、モモなどの果樹園に開墾され、残された森林の多くはコナラやアカマツからなる里山林として利用されてきましたが、松くい虫やカシノナガクイムシによる被害や手入れ不足などにより荒廃した里山林が目立ちます。和歌川河口付近には県内有数の干潟が広がり、加太沖の瀬戸内海国立公園には豊かな自然と遺跡が残る友ヶ島があります。また、龍門山キイシモツケ群落、生石山草地植生、高野山コウヤマキ林など多くの植生が環境省の調査によっ

1 て自然保護上重要な植物に選定されています。

2

3 (2) 生物多様性の現状と課題

4 本地域の上流域にある高野山周辺にはモミ、ツガを主とした中間温帯林が残存しています。人為
5 管理下の森林ではありますが、奥の院の大杉林は県の天然記念物に指定されており、高野山国有林
6 では、「植物群落保護林」として希少なコウヤマキ群落を保護するとともに、優れた景観地や休養地
7 を「レクリエーションの森」に指定、活用されています。また、大阪府との県境域にある和泉葛城
8 山のブナ林は、国の天然記念物に指定されており、紀の川市、岸和田市、貝塚市、大阪府及び本県
9 が協議会を組織し、地域住民のみなさんとともに保全活動を行っています。こうした貴重な森林は、
10 今後も関係者が連携して保全し、次世代へ継承することが重要です。人工林については、真言密教
11 の聖地である高野山の各寺院をはじめ、粉河寺、根来寺などの古刹が多いことから、古くから寺の
12 建築用材として植林が行われてきましたが、近年は、手入れが不十分な森林が多く、森林の公益的
13 機能の低下が懸念されています。

14 龍門山は強アルカリ性の蛇紋岩土壌の山で、固有変種であるキイシモツケの県内最大の生育地と
15 なっており、県の天然記念物に指定されるとともに、リンドウ、ヤマラッキョウなどの貴重な草原
16 性植物の生育も見られます。生石高原は県内唯一のススキ草原で、保全再生のための山焼きが行わ
17 れており、県内ではここでしか見られない植物をはじめ、多様なスミレ類など様々な草原性植物が
18 生育しています。これらの地域では、民間団体による保全活動が活発に行われていますが、高齢化
19 による活動の縮小が心配されています。また、本流域の里山林では、松くい虫やカシノナガキクイ
20 ムシによる被害が増加しており、薬剤の予防散布や樹幹注入による駆除、被害木の伐倒駆除などの
21 対策を講じていますが、沈静化には至っていません。加えて、竹林が県内で最も繁茂し、里山環境
22 を圧迫しており、対策が急がれます。

23 本地域は本県を代表するフルーツの一つであるモモの産地でありますが、近年、モモやスモモな
24 どにおいて、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの被害が拡大しています。また、公園や街
25 路樹のサクラなどにも被害が及んでおり、農業被害とともに、生態系への影響や文化的サービスの
26 低下が懸念されています。現在、県や市町村、関係団体などが連携して様々な取組を進めています
27 が、防除には、早期発見・早期対策が不可欠であり、県民の皆さんの協力が必要です。

28 特定外来生物に関しては、友ヶ島には、観光目的で移入されたタイワンジカ（交雑種）が野生化
29 しており、外来種による遺伝子汚染などが問題視されています。同様に、クリハラリスも野生化し、
30 和歌山市内でも生息確認されており、在来種との競合や家屋への侵入加害などが懸念されています。
31 加えて、河川・湖沼では、オオクチバス、コクチバスやブルーギルが繁殖しており、在来種を捕食
32 して生態系に悪影響を与えているほか、遊漁の対象種として密放流が横行しているため、今後の対
33 策が必要です。

34 下流の汽水域には干潟が存在し、日本の重要湿地 500 に選ばれた「紀の川・和歌川の河口部」
35 では、希少種のシオマネキをはじめ、多様な生物の生息・繁殖の場となっており、地域住民や子供
36 たちを対象とした観察会が開催されています。こうした干潟では、かつてはアサリの潮干狩りが行
37 われていましたが、今では見られなくなりました。アサリが減少した原因については種々の説があ
38 り、特定されていませんが、現在、地元の高校生らがアサリの回復に向けて、調査・研究に取り組
39 んでおり、関係者から大きな期待が寄せられています。友ヶ島は、400 種以上の植物が生育する
40 植物の宝庫です。中でも沖ノ島にある深蛇池は、淡水性の湿地植物群落が特徴的な景観を呈し、友

1 友ヶ島深蛇池湿地帯植物群落として県の天然記念物となっています

2 本地域は、本県人口の3分の2が集まる人口集積地で、住宅地の近くに里地、里山、里海が広がることから、自然への関心が高い住民も多く、自然観察会や水辺ビオトープの浚渫・管理、希少種の保護、環境教育など、多様な市民活動が展開されていますが、団体構成員の高齢化や団体間のつながりの希薄など、課題も多いため、今後は保全活動団体や市町村などのネットワーク化を進め、森里川海の連環の視点で効果的な活動や情報発信につなげることが重要です。また、住民や企業などによる清掃活動も各地で実施されています。瀬戸内海国立公園内の友ヶ島では、県が令和4年（2022年）に県内の大学生を募集し、「友ヶ島クリーンアップ大作戦」を実施するとともに、和歌山市が阪南大学と協力して、令和元年（2019年）から海岸漂着物の調査研究を進めるなど、若者による取組が増えています。今後も、海洋環境改善における若者の参画を継続・拡大することが重要です。さらに、大阪に近い立地条件から、以前よりJAなどの農産物直売所が人気であり、週末ともなれば多くの買い物客で賑わうなど、地産地消の県内先進地域です。こうした直売所では、食育の取組を定期的実施しており、農林水産業や環境保全の重要性を消費者へ啓発しています。

14 加茂川流域は、本県を代表するミカン産地の一つであり、「下津蔵出しみかんシステム」として日本農業遺産に認定されるとともに、現在、隣接する日本農業遺産「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」と融合した「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」として、世界農業遺産認定に向けた取組を進めています。

18 紀の川市（旧桃山町）は「あら川の桃」ブランドとして、全国に知られる古くからのモモの産地です。環境省の「かおり風景100選」にも選ばれ、「ひと目十萬本」といわれるモモの花が咲き誇る里地で、毎年、紀の川市桃源郷ハーフマラソンが開催されています。県内外から参加した多くのランナーが美しい自然や文化とふれあいながら、健康増進やリフレッシュを図るとともに、地域との交流を楽しむイベントとして定着していますが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で、開催が見送られており、早期の再開が望まれています。

24 本地域は、多種多様な果物が生産されており、観光農園や果物狩りのバスツアーなどのグリーン・ツーリズムも活発です。また、エコ農業への関心も高い地域です。中でもかつらぎ町の観光農園の組合では、堆肥での土づくり、化学肥料の削減、農薬散布の低減、除草剤の不使用などを実践するとともに、ホームページでのPRやインターネット販売などを通じて、環境にやさしい農業の消費者への浸透を図っています。

29 紀州高野紙（古沢紙）は空海が、九度山の地に技術を伝えたと言われ、厚手で丈夫であったため、傘紙、障子紙、合羽、砂糖などの紙袋、提灯に張る紙などとして利用されていました。紙漉きの技術は大切に守られ、期間を決めて作ることで他村の者には伝えない定めがあったそうです。現在は毎年5月5日に、真田幸村を偲び戦国時代の出で立ちで武者行列を行う真田祭（九度山町）で高野紙の生産にちなんだ作業唄である紙漉き唄が唄われるほか、かつて天皇や上皇が高野山参詣の宿泊所として利用した建物を紀州高野紙伝承体験資料館紙遊苑として改装し、高野紙の紙漉き体験を行っています。

36

37 (3) 目指すべき取組

38 本地域は、県都の和歌山市を内包し、都市環境で暮らす住民も多く、学校や企業なども巻き込みながら、身近な自然を守る取組を充実させるとともに、これら都市住民が自然の中でリフレッシュするなど、自然の重要性を体験する環境づくりが大切です。このため、以下の取組を重点的に展開

- 1 し、生物多様性の保全と活用を図ります。
- 2
- 3 ・市町村や生物多様性保全に関係する団体などの連携・交流による、森里川海の連環の視点での
- 4 効果的な活動展開や情報発信などを行う仕組みの構築
- 5 ・自然観察会や環境教育、各種環境イベント、自然にやさしい工事などの積極的な推進及びPR
- 6 による県民への生物多様性保全意識の浸透
- 7 ・企業の敷地内緑地などの「自然共生サイト」への登録推進、生物多様性に配慮した事業活動の
- 8 重要性の啓発など、事業者の生態系保全意識の醸成
- 9 ・農業遺産を活用した誘客、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、直売所での食育活動
- 10 などを通じた地域振興と意識啓発
- 11 ・若者や企業、地域住民らによる清掃活動、大学などと連携した海洋環境の調査研究など、多様
- 12 な主体による豊かな自然環境の保全・継承
- 13 ・クビアカツヤカミキリをはじめ、外来生物による被害防止のための効果的な防除方法の開発・
- 14 普及や、県民を巻き込んだ防除推進
- 15 ・竹林整備や森林病虫害対策、遊休農地対策など、豊かな里地里山林の維持・再生

16

17 **(4) 民間団体の活動状況**

18

活動団体名	活動内容
龍門山の自然を守る会	龍門山の環境保護や自然観察会などを実施。登山道沿いの樹木名板の設置、「龍門山の生き物図鑑（日英対訳）」を作成。稀少種を含む動植物の調査と保全活動も実施。
ゲンジの森実行委員会	平成4年から高野山の人工林を広葉樹林に転換する活動に取り組むとともに、自然に親しむ活動を実施。また、企業の森の事業参画企業の活動を支援。
NPO法人 根来山げんきの森倶楽部	県立森林公園根来山げんきの森を中心に里山環境の保全と普及活動を実施し、子供たちの自然に親しむ活動にも積極的な取組を実施。根来寺の前山にヤマザクラや根来塗りのウルシを植樹。
一般社団法人 紀の国森社中	橋本市運動公園ひだまりの郷の森で里山環境の保全と普及活動を実施し、子供たちの自然に親しむ活動にも積極的な取組を実施。前進の任意団体「橋本ひだまり倶楽部」が、非営利型一般社団に法人化し、改称。
NPO法人 生石山の草原保存会	県内唯一のススキ草原環境を保護し、そこに見られる稀少植物の調査、保護育成及び普及啓発の取組を実施。宿泊型自然塾など、観察会も多く実施。
Club 森塾	紀美野町と岩出市で竹林整備及び植樹を中心に活動を実施。耕作放棄地を活用した特用林産物の試験生産、県内各地における自然観察会や県外研修を実施。
NPO 法人 自然回復を試みる会・ピオトー	海南市の谷戸地形を利用して里地・里山環境を保全整備し、昆虫や両生類の保護活動を実施。また、子供たちの自然に親しむ活動や環境教育な

ブ孟子	どの積極的な取組を実施。
はしもと里山学校	子供たちが自然に親しみ自然から学ぶ、校舎のない学校。橋本市の谷戸地形を利用して里山環境を整備し、棚田での農業体験、昆虫や両生類の保護活動も実施。
NPO 法人 和歌浦湾 海業	和歌浦湾沿岸のまちづくりの推進を図るため、環境保全や普及啓発活動を実施。また、魚に親しみ、一般家庭で魚を料理する機会を増やす目的で、地元の魚介類を使用した魚のさばきかた教室を開催。
NPO 法人 南海せと うちジオガーデン	和歌山市加太、友ヶ島、紀北を中心に湿地やため池、海の生物調査や池周辺の環境整備などの里山活動を実施。また、県内の小・中学生を対象とした自然観察会を実施。
須佐しいやま倶楽部	休耕田を活用したビオトープ及び周辺の水辺環境の整備などの環境保全活動を実施。土手や周辺の雑草も定期的に草刈りし、子供たちが安全に活動できる場を確保。

1 2 有田川流域地域

2 (1) 概況

3 ① 区域

4 高野山南部を源流域として、有田市で紀伊水道に流れ込む有田川流域に、広川などの流域を加え
5 た区域とします。

6

7 ② 関係市町村

8 有田市、有田川町、湯浅町、広川町、かつらぎ町（旧花園村）

9

10 ③ 面積

11 522 km²

12

13 ④ 人口

14 約 70 千人

15

16 ⑤自然公園等の保全エリア

17 ・国定公園：高野龍神国定公園（高野町南部、旧花園村及び有田川町東端）

18 ・県立自然公園：生石高原県立自然公園（生石山山頂部分）

19 西有田県立自然公園（有田川河口以南の海岸域）

20 城ヶ森鉾尖県立自然公園（有田川町南東端）

21 ・自然環境保全地域：立神社社寺林（有田市野）

22 ・日本の重要湿地 500：有田川河口、沼池（有田川町）

23 ・生物多様性保全上注目すべき地域：生石高原周辺、有田川流域、白馬・護摩壇山系、
24 西有田～煙樹海岸

25

26 ⑥ 土地利用等の現状

27 本地域は林野率 70%、人工林率は 67%と県内最高の人工林率で、源流域のかつらぎ町（旧花
28 園村）と有田川町（旧清水町）は広大な人工林に転換されています。旧金屋町から下流域はミカン
29 栽培が盛んで日本一の有田みかんの生産を支える広大なミカン畑が広がり、こうしたミカン畑は山
30 肌を登り、中腹から一部は尾根付近まで耕作された独特の景観を示しています。北部にある生石高
31 原は隣接する海南・海草地域にまたがる広大なススキ草原が維持されており、地域固有の植物など
32 が生育する貴重な地域になっています。海岸林はウバメガシ林が中心で、かつて広く見られたマツ
33 林は松くい虫の被害により減少し、日本遺産に認定されている広村堤防に残る程度です。

34

35 (2) 生物多様性の現状と課題

36 有田川支流の湯川川最深部にある京都大学の和歌山研究林の一部にブナ林があり、区域にはトチ
37 ノキやモミ、ツガの天然林がまとまっています。有田川町の生石（しょうせき）神社西側の鎮守の
38 森は、アカガシを主体とした天然林が良好な状態で保存されています。その中で最大のアカガシは
39 幹周約 5.5 メートルの大樹であり、この周囲に幹周 3~4 メートルのアカガシが生育し、順調に世
40 代交代が行われています。貴重なシダやランの着生もみられ、周辺樹木林と併せて良好な環境を保

1 っていることから、県の天然記念物に指定されています。白馬山にも一部で天然林が残りますが、
2 後は、尾根付近のアラカシ林などが目に付く程度です。

3 旧花園村と旧清水町の人工林率は県内でも高い水準となっていますが、近年、手入れ不足の森林
4 が増加し、森林経営管理制度などによる森林整備が進められており、引き続き、森林の持つ公益的
5 機能の回復に向けた取組が重要です。また、旧花園村では傾斜地を利用したコウヤマキなどの仏花
6 栽培が、旧清水町では棚田畦畔を利用した山椒などの多様な植物の栽培が盛んであり、高野山の寺
7 院を維持してきた高野六木制度とともに、「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システ
8 ム」として日本農業遺産に認定されています。

9 また、本地域は、本県が生産量日本一を誇る温州ミカンの中心産地であり、先人から受け継がれ
10 た伝統的な栽培技術や農業生物多様性などが一体となりミカン栽培を生計の手段にまで発展させ
11 た「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」も日本農業遺産に認定されています。大手食品
12 会社と連携したPRや、JICA（独立行政法人国際協力機構）留学生との交流などの取組も展開され
13 ており、新たな地域ブランドとして確立されつつあります。なお、「みかん栽培の礎を築いた有田み
14 かんシステム」は、隣接する日本農業遺産「下津蔵出しみかんシステム」と融合した「有田・下津
15 地域の石積み階段園みかんシステム」として、世界農業遺産登録に向けた取組を進めています。

16 有田川は良好な水環境の下、河川内に豊かな自然が形成され、下流域の有田川河口では太平洋独
17 特の大きな潮汐によって形成される干潟があり、日本の重要湿地 500 に選定されています。トビ
18 ハゼ（魚類）、タビラクチ（魚類）、チワラスボ（魚類）、コゲツノブエ（貝類）の近畿最大の個体群
19 など、希少生物が多数生息しており、和歌山大学による干潟観察会が平成 16 年（2004 年）から
20 毎年実施されています。同様に、黒沢高原にある沼池も日本の重要湿地 500 に選ばれており、山
21 頂付近にある自然湿地で、クロゲンゴロウの他、コオイムシなどの種準絶滅危惧種が生息していま
22 す。また、海岸域では、有田市の「宮崎の鼻」に生育するキキョウランは環境省の特定植物群落に
23 指定されています。

24 本地域は水産業も盛んであり、紀伊水道に沿って北上する黒潮分支流の影響でシラスやタチウオ
25 などの水産資源が豊富です。有田箕島漁協で行われているシラス船曳き網漁業は MEL 認証を受け
26 ており、また、有田市では漁協と連携して、海底堆積物を除去する掃海事業が実施されています。
27 加えて、有田市沖の地ノ島では、毎年、市や観光協会、地元企業の方々から海洋ごみの清掃活動が
28 行われるなど、環境に配慮した取組も進められています。令和 2 年（2020 年）に有田市に漁協
29 直営の直売所や飲食施設がオープンし、ブルー・ツーリズムと地産地消の両面で地域の活性化に貢
30 献しています。また、広川河口付近では、県内でも珍しいシロウオ漁が行われています。

31 有田川上流にある二川ダムでは、下流域の環境維持のため毎秒約 0.7 トンの放流が常に行われて
32 おり、この未利用であったエネルギーを利用するため、有田川町では町営二川小水力発電所を建設
33 し、地球にも町財政にもエコなまちづくりに取り組んでいます。この取組は平成 28 年（2016 年）
34 に一般財団法人新エネルギー財団の「新エネ大賞」資源エネルギー庁長官賞を、令和 2 年（2020
35 年）に国土交通省の水資源功績者表彰を、令和 4 年（2022 年）には環境省の環境大臣賞をそれぞ
36 れ受賞するなど全国的にも優良な取組であり、県内外への波及効果が期待されています。また、燃
37 料に 100%地域木材を採用する地域貢献型木質バイオマス発電所が建設され、令和 4 年（2022
38 年）10 月には商業運転を開始し、地元未利用材の活用を進めています。また、発電により生じる
39 熱を利用する熱電併給により、エネルギーの有効活用をしています。このように、地域資源を循環
40 利用しつつ、林業振興にも寄与しています。

1 旧清水町の棚田「あらぎ島」は日本の棚田百選に選ばれるとともに、「蘭島及び三田・清水の農山
2 村景観」として、国の重要文化的景観に選定されています。地元の農家6軒で構成された「あらぎ
3 島景観保全保存会」の保全活動により、かつて山間地の水田に当たり前に存在したツチガエルやト
4 ノサマガエル、アカハライモリ、ホシクサなどをはじめとした貴重な動植物が生息・生育する豊か
5 な自然環境が保たれています。また、この棚田では、毎年、希望者を募集して田植え体験や稲刈り
6 体験が実施されており、交流人口の増加や自然環境保全の普及啓発などにも活用されています。今
7 後も、地域のシンボルとして保全・活用し、次世代へ継承するため、官民一体となった活動を継続
8 する必要があります。

9 かつらぎ町花園村梁瀬地区、有田川町杉野原地区及び久野原地区では、旧正月（2月）に五穀豊
10 穰と地域の安泰を願って御田舞と呼ばれる稲作の様子を歌と踊りで伝える芸能が、国や県の無形民
11 俗文化財に指定されており、古来の稲作の様子を伝えています。しかし、杉野原・久野原地区の御
12 田舞は担い手不足により、継承が危ぶまれています。

13 令和3年（2021年）に有田川町、県立有田中央高等学校および有田川林業活性化協議会、京
14 都大学フィールド科学教育研究センターの4者間で包括連携協定を締結し、地域資源である「森林」
15 を活かした地域振興や人材育成などの取組が進められています。また、有田川町沼地区では、和歌
16 山大学の学生が地域住民と協働で棚田保全や地域活動に取り組むなど、自然資源の保全活用に関
17 連するケースも増えています。

18 本地域には、「「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」と「百世の安堵」～津波と復興の
19 記憶が生きる広川の防災遺産～」の2つの日本遺産があります。前者は自然の恵みを活かした伝統
20 産業と食文化を受け継ぐものであり、後者は自然の脅威から人命や財産を守るため堤防とともにマ
21 ツ林（グリーンインフラ）を築き、防災遺産として今に伝えるものです。これらの日本遺産は隣接
22 しており、自然の恩恵と脅威への対応の両方を体験できる貴重な地域として、様々な取組を通じて
23 情報発信することが重要です。

24 広川町立津木中学校では、平成元年（1989年）にホタル飼育施設が完成して以降、ホタルの保
25 護活動をはじめ、ホタルの研究を中心に、環境教育への取組が続いており、平成29年（2017年）
26 には、「こどもホタルンジャー環境大臣賞」を受賞しています。

27

28 (3) 目指すべき取組

29 本地域は、基幹産業であるミカン産業をはじめ、林業や水産業など生物多様性や生態系サービ
30 スに直接的に関わる事業活動を中心に地域経済が成り立っています。このため、以下の取組を重点的
31 に展開し、生物多様性の保全と活用を図ります。

32

- 33 ・セミナーや研修会、各種広報誌などを通じた農林水産事業者への生物多様性保全意識の啓発及
34 び生態系に配慮した農林水産業の推進
- 35 ・農林水産業従事者の育成確保、遊休農地や手入れ不十分な人工林の整備など、農林水産業の生
36 産基盤の維持・拡大を通じた生物多様性の保全・再生
- 37 ・農業遺産やつなぐ棚田遺産などの自然資源の保全とPR、新商品やサービスの開発、誘客促進
38 などによる地域ブランド力の向上
- 39 ・水産エコラベル認証のPRやブルー・ツーリズム施設への誘客促進と来客への啓発など、水産
40 物を通じた消費者意識の変容

- 1 • 地域資源循環エネルギーのモデルとして小水力発電施設のPR、木質バイオマス発電所への地
- 2 域未利用材の供給拡大など、山村地域の活性化
- 3 • 自然の恩恵と脅威を同時に体験できる地域として、2つの日本遺産の一体的なPRと語り部の
- 4 連携などによる地域文化や伝統知の伝承
- 5 • 地域資源の保全活用に関する大学や企業などとの連携促進、援農ボランティアや季節雇用の
- 6 確保など、関係・交流人口の拡大

7
8
9

(4) 民間団体の活動状況

活動団体名	活動内容
広川町立津木中学校	平成元年（1989年）より地域住民と協力して、地域でゲンジボタルの保護活動と、水環境やホタルの生態についての調査研究活動とを両立させながら環境保全教育を推進。
和歌山大学教育学部 生物学教室	平成16年（2004年）有田川河口の干潟を埋め立てるマリーナ建設計画の見直しを機に、地域住民へ干潟の大切さを啓発するための観察会を実施。
もっとの会	平成19年（2007年）3月に発足し、毎月1回有田川河口の干潟での清掃活動を親子で行うことにより、海へのゴミの流出を防止するとともに、子供たちに環境学習の機会を提供している。
NPO 法人 生石山の 大草原保存会（再掲）	県内唯一のススキ草原環境を保護し、そこに見られる稀少植物の調査、保護育成及び普及啓発の取組を実施。宿泊型自然塾など、観察会も多く実施。

10

1 3 日高川流域地域

2 (1) 概況

3 ① 区域

4 龍神岳を源流域として、御坊市で紀伊水道へ流れ込む日高川流域に切目川や南部川などの流域を
5 加えた区域とします。

7 ② 関係市町村

8 御坊市、由良町、日高町、美浜町、日高川町、印南町、みなべ町、田辺市（旧龍神村）

10 ③ 面積

11 954km²

13 ④ 人口

14 約 75 千人

16 ⑤自然公園等の保全エリア

- 17 ・国立公園：吉野熊野国立公園（みなべ町海岸域）
- 18 ・国定公園：高野龍神国定公園（護摩壇山周辺）
- 19 ・県立自然公園：城ヶ森鉾尖県立自然公園（初湯川源流域、鉾尖岳周辺）
- 20 白崎海岸県立自然公園（由良町海岸域）
- 21 煙樹海岸県立自然公園（御坊市海岸域、日高町及び美浜町海岸域）
- 22 ・自然環境保全地域：川又観音社寺林（印南町川又）、西ノ河原生林（日高川町寒川）、
- 23 亀谷原生林（田辺市龍神村龍神）、大滝川（日高川町大滝川、山野）
- 24 ・日本の重要湿地 500：日高川河口、和歌山千里の浜（みなべ町）、
- 25 田辺市から日高郡のため池群
- 26 ・生物多様性保全上注目すべき地域：白馬・護摩壇山系（日高川町）、西有田～煙樹海岸、
- 27 日高川流域、切目川河口域、御坊市・日高郡・田辺市のため池群、
- 28 田辺湾周辺（みなべ町）

30 ⑥ 土地利用等の現状

31 本地域は、林野率 74%、人工林率 50%、耕地は 6%となっています。日高川源流部である田辺
32 市（旧龍神村）は古くから林業地域であり、人工林率も 71%と高く、素晴らしいスギが育つ地域
33 として知られています。切目川流域と南部川流域は、やせ地に耐えるウバメガシ林が内陸地域にま
34 で広がり、その一部がウメ畑として利用され、みなべ町は日本一の生産量を誇るウメ産地となっ
35 ています。印南町や御坊市などにも農地が広がり、ウスイエンドウや花き類などの栽培が盛んです。
36 美浜町の煙樹ヶ浜には、近畿地方最大規模を誇るマツ林が防潮林の役割を果たしており、白崎海岸
37 は県内では珍しい石灰岩の海岸で、独特の景観を見せるとともに、ウミネコの繁殖地としても貴重
38 です。

39

1 (2) 生物多様性の現状と課題

2 日高川上流域には、国有林で県自然環境保全地域に指定されている西ノ河原生林と亀谷原生林や、
3 若藪山のブナ林、白馬山のブナ林、護摩壇山の天然林など、冷涼地に生育する落葉広葉樹や針葉樹
4 林が広がっており、それらを食草とする昆虫類をはじめ、多くの生物が生息する極めて重要な地域
5 ですが、近年は二ホンシカによる林床植物やブナ幼木などへの食害が増加しており、土壌の乾燥・
6 流出による森林の公益的機能の低下や、共生していた昆虫類などの減少が懸念されています。上・
7 中流域では林業が主産業であり、多くの人工林が広がっていますが、整備の遅れや尾根筋などで生
8 育不良な人工林が目立ち、民間事業者による針広混交林への取組が行われているものの、人工林整
9 備や広葉樹林への転換などが急がれます。

10 切目川及び南部川流域では里山はウバメガシ林となっており、紀州備長炭の材料として、先人か
11 ら受け継いできた択伐によるウバメガシ林の循環利用を維持・継承させるべく、研修会などの取組
12 が進められています。また、養分に乏しい斜面のウメ畑周辺に薪炭林を残すことで、水源かん養や
13 崩落を防止し、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産とミツバチを受粉に利用する伝統のウメ栽培は、
14 隣接する田辺市と合わせて「みなべ・田辺の梅システム」として世界農業遺産に認定されています。
15 加えて、日高町は黒竹の生産が日本一です。黒竹は、淡竹（はちく）の一種で、青竹と比較して幹
16 が細く、外皮が黒いのが特徴です。昔から釣り竿や家具の装飾に使われるなど、私たちの生活に密
17 着した日用品として発展してきました。このように、本地域では全国に誇る特産品を多く生産して
18 いますが、担い手の減少や高齢化が進んでおり、里地里山としての適正な管理が弱まっています。
19 こうした中で、令和4年（2022年）2月から「サッカークラブ×移住×農業」をテーマとする地
20 域サッカークラブが紀南地方を拠点に本格的な活動を開始され、世界農業遺産の保全・継承に関わ
21 るとともに、日高町では、地元の老舗事業者が中心となって黒竹の伝統文化と歴史を守りながら地
22 場産業の活性化につなげる取組が展開されており、大きな期待が寄せられています。

23 海岸域では、みなべ町の千里の浜が国内有数のアカウミガメの産卵地として県の天然記念物に指
24 定されています。煙樹ヶ浜には、最大幅約500m、全長約4.5kmと近畿最大の規模を誇るマツ
25 林が地元のシンボルとして、非常に優れた景観を呈するとともに、防潮林として潮風害から人々を
26 守っています。また、白崎海岸にはウミネコの繁殖地があり、日ノ御崎周辺にはキノクニシオギク
27 をはじめ、多様なキク科植物が分布しています。

28 この地域では、田辺市から日高郡のため池群、日高川河口及びみなべ町の千里の浜の3箇所が日
29 本の重要湿地500に選定されています。また、日高川上流域から中流域には豊かな自然環境が残
30 されており、変化に富んだ渓谷、河道の屈曲で発達した瀬と淵などが多様な生物の生息域となると
31 ともに、日高川河口周辺や煙樹ヶ浜のマツ林、日高町の阿尾湿地、美浜町に広がる水田などは、県
32 内では貴重な渡り鳥の中継地、越冬地となるなど、一部で管理不足や外来生物などによる環境悪化
33 は見られるものの、水辺環境が概ね良好に保たれています。なお、日高川では、毎年、野鳥の糞便
34 調査を行っており、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況をモニタリングしています。

35 本地域は環境保全意識が高く、御坊市では、日高川河口の干潟に広がるハマボウの群生を天然記
36 念物に指定、みなべ町では、千里の浜のアカウミガメ保護のため、ウミガメ保護条例を制定すると
37 ともに拠点施設を整備し、地元有志などと連携して生態調査や保護活動を推進、また、煙樹ヶ浜で
38 は、住民による清掃活動やマツの里親制度が展開されています。その他、民間団体や地元のホテル、
39 金融機関などの方々が海岸清掃活動を行うなど、各地で積極的な保護・保全活動が展開されており、
40 今後も、地域の方々の自主的な活動の継続が望まれます。地域資源の循環利用の取組も活発で、ウ

1 ムせん定枝の堆肥化、梅酢の家畜や養殖魚飼料への利用、梅干し調味廃液を利用したバイオガス発
2 電、木質ボイラーの導入などの取組が進められています。

3 世界農業遺産に認定されているウメの文化や歴史、生物多様性などについては、ホームページで
4 の発信をはじめ、全国の小・中学校を対象とした出前授業やグリーン・ツーリズムなどにより、地
5 域外へPRしています。また、地域の小・中学校では、ウメを題材にしたふるさと教育や農林業体
6 験などによる里山学習や地域の環境学習、世界農業遺産を利用した地域おこしイベントの企画など、
7 工夫を凝らした授業や活動が行われるとともに、生活研究グループによる郷土料理や食文化の伝承
8 も行われるなど、地域の伝統や文化の周知・継承が進められています。さらに、紀州備長炭振興館
9 や紀州備長炭記念公園発見館などでは、伝統的な製炭文化を発信するとともに、炭焼き体験など炭
10 や里山に関する体験学習などにより、伝統産業の継承を図っています。

11 ウメの花は、冬の終わりとともに春の訪れを感じさせてくれます。ウメの香りや清楚な花は、古
12 くから人々に親しまれ、縁起の良い花として美術工芸作品や和歌などにもたびたび登場します。こ
13 うしたウメの花を見るために、毎年多くの観光客が観光梅林を訪れます。みなべ観光協会では、世
14 界農業遺産梅システムマイスターのガイドと一緒に梅林を歩くウォークイベントを実施するなど、
15 観光客をはじめ広くPRをしています。

16 ウメを共通の資源とする全国の13市町が平成9年（1997年）に協議会を立ち上げ、情報交換
17 や人的交流によりウメを生かした観光・文化の振興や関連産業の発展を図り、地域振興に寄与する
18 ことを目的に、毎年、持ち回りで「全国梅サミット」を開催しており、みなべ町も参加しています。
19 同じ地域資源を持つ全国の地域が連携して、保全と活用などについて考え、各地で活動を展開する
20 ことは非常に重要であり、今後も、ウメの振興を通じて、全国的に里地里山の環境保全や文化の継
21 承などが進むことを期待しています。

22

23 (3) 目指すべき取組

24 本地域は、源流域の原生林をはじめ、貴重な自然と多様な生態系を有し、下流域や南部川、切目
25 川流域では、全国に誇る特産品として、先人より受け継いできたウメや備長炭、黒竹などの農林業
26 地域となっています。このため、以下の取組を重点的に展開し、生物多様性の保全と活用を図りま
27 す。

28

- 29 ・奥山での獣害対策の強化、手入れ不十分な人工林の整備、生育不良な人工林の広葉樹林化など
30 による奥山環境の保全再生や森林の公益的機能の回復
- 31 ・セミナーや研修会、各種広報誌などを通じた農林水産事業者への生物多様性保全意識の啓発と
32 生態系に配慮した農林水産業の推進
- 33 ・未利用材やウメせん定枝、食品製造残渣などの利用の促進、食品事業者への環境配慮型経営へ
34 の転換誘導など、地域資源の循環利用に向けた仕組みづくり
- 35 ・世界農業遺産に係る広報強化や交流・関係人口の拡大、新商品やサービスの開発・供給、人材
36 の育成など、地域ブランド力の向上と地域経済の活性化
- 37 ・紀州備長炭や黒竹などの伝統産業や特産品のPR強化や大学・都市部との連携促進などを通じ
38 た伝統知の継承や里山の保全と持続的利用
- 39 ・アカウミガメ保護活動や煙樹ヶ浜のマツ林保全活動などの地域の自主的活動への支援と、活動
40 情報の多様なチャンネルでの発信を通じた環境保全意識の浸透と参画者の拡大

1
2
3

(4) 民間団体の活動状況

活動団体名	活動内容
紀州体験交流ゆめ倶楽部	官民が連携し、日高エリア（1市6町）への教育旅行誘致を中心に、観光振興を目的としたワンストップ窓口を担う推進組織で、日高地域広域で体験型観光（体験・民泊など）の受け入れを実施。
一般社団法人 ビオトープ	美しい自然を次世代へ継承するため、自然保護思想の普及啓発に貢献するとともに、人と自然が共生する身近な自然としての「ビオトープ（生物生息空間）」を確保した地域づくりに貢献することを目的に活動。
みなべウミガメ研究班	日本ウミガメ協議会と協力し、みなべ町千里の浜に産卵のために上陸してくるアカウミガメの生態調査と保護活動を実施。
日高高校生物部	自然環境関係団体が開催する観察会に参加して知見の収集及び意見交換を行っている他、ガンカモ調査など、課題別の調査を実施。
紀央館高校自然科学部	自然の事物・現象についての理解を深めていくために、科学的に探究することを目的として、山や海で観察や調査を実施。
NPO 法人 自然体験学習支援センター	田辺・白浜・みなべ沿岸域のサンゴ群集を対象に、海中の生物調査やサンゴなどの保護活動のほか、シュノーケリングを通じた体験学習の受け入れを実施。

4

1 4 富田川・日置川流域地域

2 (1) 概況

3 ① 区域

4 果無山脈を源流域として、白浜町で太平洋へ流れ込む富田川流域及び日置川流域に、芳養川、左
5 会津川、周参見川などの流域を加えた区域とします。

7 ② 関係市町村

8 田辺市（旧田辺市、旧大塔村、旧中辺路町）、白浜町、上富田町、すさみ町

10 ③ 面積

11 1,000 km²

13 ④ 人口

14 約 104 千人

16 ⑤自然公園等の保全エリア

17 ・国立公園：吉野熊野国立公園（田辺市、白浜町、すさみ町の海岸域）

18 ・県立自然公園：日置川県立自然公園（日置川流域）

19 大塔山県立自然公園（大塔山周辺）

20 果無山脈県立自然公園（笠塔山南斜面、水上地区）

21 ・自然環境保全地域：琴の滝（すさみ町周参見）

22 ・日本の重要湿地 500：田辺市から日高郡のため池群、南紀白浜から南紀田辺

23 ・生物多様性保全上注目すべき地域：御坊市・日高郡・田辺市のため池群（田辺市）、ひき岩群、

24 田辺湾周辺、富田川流域、笠甫の湿地植生、果無山脈（笠塔山・水上）、

25 日置川流域、琴の滝周辺

26 ・世界遺産：熊野古道中辺路・大辺路

28 ⑥ 土地利用等の現状

29 本地域は、林野率 87%、人工林率 67%、耕地 5%となっています。古くからの林業が盛んで、
30 特に、富田川及び日置川の上流域から中流域にかけて、広大な面積の人工林が広がっており、県内
31 随一の林業地域です。田辺市は紀州備長炭発祥の地とも言われ、県内有数の産地であり、旧田辺市
32 には広大なウバメガシ林が広がっています。旧田辺市から上富田町にかけては農業も盛んで、耕地
33 の多くは北部地域にまとまり、柑橘類やウメなどが栽培されています。里海ではサンゴ群集が見ら
34 れますが、オニヒトデによる被害が心配されています。上富田町と白浜町、すさみ町は南紀熊野ジ
35 オパークとして日本ジオパークに認定されています。

37 (2) 生物多様性の現状と課題

38 大塔山一帯は、令和 2 年（2020 年）に県内最大の規模（面積 9,968 ha）を誇る大塔山県立
39 自然公園に指定されるとともに、「ナンキセダカコブヤハズカミキリの生息地」として県の天然記
40 念物に指定されるなど、貴重な生物の生息場所となっています。法師山のブナ林、安川溪谷の針葉

1 樹林、笠塔山及び水上自然林のブナを交えたモミ・ツガ林は貴重な天然林で、そのうち笠塔山は森
2 林公園、水上自然林は学術保護林として官民で保護されています。また、富田川を水源とする白浜
3 町では、水源の森基金を造成して上流の旧中辺路町内に 160ha 以上の森林を購入し、広葉樹林を
4 育成しています。県内随一の林業地域ではありますが、人工林の整備は遅れており、生物多様性の
5 観点のみならず、防災・減災機能の低下が危惧されています。田辺市では、平成 27 年度（2015
6 年度）から「よみがえりの森づくり事業」により、尾根付近の人工林の広葉樹林化を進めており、
7 令和 3 年度（2021 年度）までに、ウバメガシやクヌギ・コナラなどを 25.5ha 植栽しています。
8 令和 4 年（2022 年）には、田辺市、同市内の林業会社及び森林保全団体（東京都）が森林保全と
9 地域活性化に関する連携協定を締結し、「多様性のある森づくり」や「木材と林産物の生産と活用促
10 進」、「人材育成と交流」などの取組をスタートさせています。既に、旧中辺路町の伐採跡地約 10ha
11 にウバメガシを中心とした広葉樹を植林する事業が始まっており、今後の展開が期待されます。

12 旧田辺市の里山にはウバメガシ林が多く、特産品の紀州備長炭の生産を支えています。ウバメガ
13 シ林の一部は開墾され、ウメ畑として利用されており、隣接するみなべ町とともに「みなべ・田辺
14 の梅システム」として世界農業遺産に登録されています。みなべ町と同様、観梅の時期には、大勢
15 の観光客が訪れ、ガイド同行のウォークイベントなど、農業生物多様性や地域文化を体感できる取
16 組が行われています。また、農業後継者の育成確保や「サッカークラブ×移住×農業」をテーマと
17 する地域サッカークラブの方々が世界農業遺産の保全・継承に関わるなど、里山環境の維持・再生
18 に向けた担い手確保も進んでいます。

19 農作物などへ被害を及ぼすイノシシ類やニホンジカは、捕獲とともにジビエとしての活用を推進
20 しています。旧田辺市では、地元の若手農家が起業し、地域住民や移住者を巻き込んで、解体処理
21 施設の誘致や販路開拓など、地域の厄介者を地域の宝に変える活動が進められています。農業の人
22 手不足や農作物被害への対策、グリーン・ツーリズムの推進、若年層の雇用創出、移住促進などの
23 地域課題の解決とビジネスを両立させる地域商社として、県内外から注目されています。

24 日置川の上流域から中流域には、瀬と淵がある多様な自然環境が見られ、下流域には広い河原や
25 連続した瀬・淵が形成されており、河口付近は、広く西日本に生息するヨドシロヘリハンミョウの
26 生息地の東端にあたり、県の天然記念物に指定されています。また、富田川河口から中流域は「オ
27 オウナギの生息地」として国の天然記念物に指定されるとともに、田辺市から日高郡のため池群は
28 日本の重要湿地 500 に選ばれるなど、河川・湖沼には多くの貴重な生物が生息・生育しています。
29 一方、鳥ノ巣半島のため池には、外来生物のアフリカツメガエルが繁殖し、生態系の悪化が懸念さ
30 れていることから、令和元年（2019 年）に地元の中高生や住民、自治体などにより協議会が組織
31 され、駆除活動を進めたことから、生息数は大幅に減少し、一部で生態系の回復も見られますが、
32 完全駆除には至っておらず、また、竹林の適正管理などの課題も散見されるため、今後は外来生物
33 の駆除とともに、里地里山の総合的な保全活動が必要です。

34 海岸域では、南紀白浜から南紀田辺が日本の重要湿地 500 に選定されています。具体的には、
35 白浜町鉛山湾（サンゴ礁）や白浜町から田辺市（ガラモ・ヒロメ群落）、田辺湾（シオヤガイなどの
36 底生生物）がこれに当たります。すさみ町の江須崎には、スタジイ林にハカマカズラなどの暖地性
37 のツル植物が巻き上がった独特の森が成立しているとともに、発光性キノコであるシイノトモシビ
38 タケが本州で初めて確認された貴重な場所です。白浜町海食洞窟は、ユビナガコウモリの近畿地
39 方における最大の繁殖洞とされ、町の天然記念物に指定されています。また、国の天然記念物で田
40 辺湾に浮かぶ南方熊楠ゆかりの神島や、南方熊楠が情熱を注いだ環境保護の思いを今につなぐナシ

1 ョナルトラスト運動の現場である天神崎など、貴重な場所が続いています。民間団体などによる活
2 動も活発で、清掃や植樹、自然観察会の実施、サンゴ群集のモニタリングやオニヒトデの駆除、カ
3 ワウ対策などが展開されており、今後も、継続した活動が望まれます。

4 本地域は南紀白浜空港が近く、積極的にワーケーションの受入が行われており、県内での先進地
5 となっています。また、白浜町では、耐災害ネットワークを整備している関係からフリーWi-Fiが
6 無料開放されており、ワーケーション施設の整備も進められています。田辺市の秋津野ガルテンは、
7 小学校の旧校舎をそのまま利用したグリーン・ツーリズム施設で、都市と農村との交流を通して地
8 域の活性化に取り組んでおり、年間約7万人が農作業体験や食事、直売所などを通じて地域の魅力
9 に触れています。また、ワーケーション施設としての機能も有し、ビジネスの後の気分転換に、農
10 業体験や地元の人たちとの交流が行われています。

11 熊野三山に至る熊野参詣道のうち、田辺から本宮、新宮、那智に至る山岳路が「中辺路」（なかへ
12 ち）と呼ばれており、特に平安時代から鎌倉時代に皇族貴族が、延べ100回以上も繰り返した「熊
13 野御幸」では、中辺路が公式参詣道（御幸道）となっていました。今も多くの巡礼者がこの参詣道
14 を歩き、また、道普請を行う中で、豊かな自然生態系や伝統文化、熊野の歴史などを体感し、未来
15 へ残すべき遺産として認識を深めています。令和6年（2024年）は、世界遺産登録20周年に
16 当たり、さらに多くの方々の来訪が見込まれますので、より一層、生物多様性の重要性を啓発する
17 取組が必要です。加えて、本地域は、川のレジャーも盛んで、日置川や富田川は、アユ、アマゴを
18 目当てに県内外から多くの釣客が訪れるとともに、日置川周辺のキャンプ場は滞在型の親水・交流
19 空間として人気です。

20 令和2年（2020年）から上富田町で、県内初の本質バイオマス発電所が商業運転を開始、未
21 利用間伐材の有効活用が進み、地域振興と森林保全に大きく貢献しています。田辺市では、食品事
22 業者が、平成31年（2019年）から、調味梅干し製造の際に発生する廃液を利用したバイオガス
23 発電に取り組んでいます。この地域に数多くある同業者の調味廃液も処理でき、未利用資源の循環
24 利用、環境への負荷低減、温室効果ガス削減（年間約1,000トンの二酸化炭素）などとともに、
25 地場産業の持続的発展にもつながる取組として大きな期待が寄せられています。

26

27 (3) 目指すべき取組

28 本地域は、日本で初めてエコロジーを唱えた南方熊楠の活動実績やその思いを受け継いだ天神崎
29 のナショナルトラスト運動、中高生らの自主的な外来生物駆除活動、木質バイオマス発電や梅干し
30 調味廃液によるバイオガス発電、自治体による森林保全など、自然環境保全意識が高い地域です。
31 このため、以下の取組を重点的に展開し、生物多様性の保全と活用を図ります。

32

- 33 ・市町村や民間団体、企業などが連携・交流して、森里川海の連環の視点で、効果的な活動展開
34 や情報発信などを行う仕組みの構築
- 35 ・中高生らの自主的な環境保全活動や生物多様性に関する調査研究への積極的な支援
- 36 ・未利用資源の活用促進、生物多様性に配慮した事業活動への誘導など、生物多様性保全を意識
37 した企業活動の推進
- 38 ・世界遺産と世界農業遺産の相互PRや語り部・ガイドらの連携、イベントの相乗りなどによる
39 誘客促進や伝統知・自然観の伝承
- 40 ・ワーケーション、移住者の受入体制の強化やグリーン・ツーリズムの推進など、地域の担い手

- 1 や関係・交流人口の拡大
- 2 ・田辺市、林業会社及び森林保全団体の連携による多様性のある森づくりへの支援や人工林の整
- 3 備促進など、森林の持つ公益的機能の維持・回復
- 4

5 (4) 民間団体の活動状況

6

活動団体名	活動内容
いちいがしの会	熊野地域本来の植生である照葉樹林の復元に向けた森林保全活動。田辺市が実施する「よみがえりの森整備事業」のパートナーとしても活動。
(公財)天神崎の自然を大切にする会	田辺市天神崎の自然を別荘開発から守るべく、国内でも早期にナショナルトラスト運動を展開。現在も土地の取得を進めるとともに、天神崎の自然観察や保護活動を実施。
鳥ノ巣半島の自然を考える会	地域と一体となり、鳥ノ巣半島内の田畑に自生する動植物のモニタリングやアフリカツメガエル駆除活動、ため池の清掃などを実施。
すさみ町立エビとカニの水族館	和歌山近海を中心としたエビとカニの水族館。アカウミガメの漂着調査や生き物と触れ合う機会を作る巡回水族館など館外活動も活発。
田辺高等学校中学校生物部	田辺地域に密着した生物調査と保護活動。地域の活動団体と共同して鳥ノ巣半島の生物調査やアフリカツメガエル駆除活動なども実施。
自然体験学習支援センター（再掲）	田辺・白浜・みなべ沿岸域のサンゴ群集を対象に、海中の生物調査やサンゴなどの保護活動のほか、スノーケリングを通じた体験学習の受け入れを実施。

7

1 **5 古座川流域地域**

2 **(1) 概況**

3 **① 区域**

4 大塔山を源流域として、串本町で熊野灘に流れ込む古座川流域に、田原川などの流域を加えた区
5 域とします。

6

7 **② 関係市町村**

8 古座川町、串本町

9

10 **③ 面積**

11 430 km²

12

13 **④ 人口**

14 約 17 千人

15

16 **⑤自然公園等の保全エリア**

17 ・国 立 公 園：吉野熊野国立公園（串本町内の沿岸域）

18 ・県立自然公園：大塔山県立自然公園（大塔山）

19 古座川県立自然公園（古座川流域）

20 ・ラムサール条約登録湿地：串本沿岸海域

21 ・日本の重要湿地 500：串本町田原地区の水田・湿地、串本町西岸及び通夜島北岸

22 ・生物多様性保全上注目すべき地域：大塔山周辺、大森山周辺、すさみ町～串本町西岸域、

23 紀伊大島周辺、串本町東岸域～下里・太地町沿岸及びゆかし潟、古座川流域

24 ・世 界 遺 産：熊野古道大辺路

25

26 **⑥ 土地利用等の現状**

27 本地域は、森林率 90%、人工林率 52%で耕地率はわずか 1%に過ぎません。古くからの林業
28 地域ですが、古座川中流域で人工林利用が多いものの、土壌が浅いこともあり、人工林率は高くあ
29 りません。急峻な地形もあって、川や海岸沿いの集落付近を除き、里山利用の痕跡は比較的少なく、
30 シイ・カシや紀州備長炭に利用されるウバメガシなどの2次林が多い状況です。また、平地が少な
31 いため農地は少なく、傾斜地でユズやポンカンなどの柑橘類が栽培されています。紀伊大島では、
32 アオノクマタケランが観賞用切り花として畑栽培されており、特産品となっています。串本沿岸海
33 域は、大半がリアス式海岸で人家が集中する平地が津々浦々に点在しています。良好な海岸や砂浜
34 が広がり、吉野熊野国立公園に指定されるとともに、ラムサール条約湿地に登録されていますが、
35 海水温の上昇によりサンゴの組成に変化が見られます。なお、本地域は全域が南紀熊野ジオパーク
36 として日本ジオパークに認定されています。

37

38 **(2) 生物多様性の現状と課題**

39 大塔山を源流として流れる古座川は関西随一の清流と言われ、大塔山系の深い森林や手つかずの
40 自然が残る流域には、貴重で多様な生態系が育まれています。大塔山系のブナ林は本州最南端のブ

1 ナ林として貴重であり、アカガシなど常緑樹とモミ・ツガなど針葉樹が混交する独特の景観を示し
2 ています。古座川源流域ではモミ・ツガ林に特定の地域に遺存した分布域を持つコウヤマキや希少
3 種のトガサワラが混じります。古座川町ではこうした貴重な森林を 600ha 以上買い上げ、公有林
4 として保全しています。この地域は土壌が浅く植栽したスギやヒノキは 50~60 年を過ぎると成
5 長が著しく停滞してくるため、50 年生までには伐採する短伐期林業として栄えてきましたが、現在
6 は手入れ不足の人工林が多く、生物多様性の低下が懸念されるため、森林整備が急がれます。

7 低地の里山林はほとんどがシイ・カシ林で、良好な自然環境となっていますが、近年、カシノナ
8 ガキクイムシにより、シイ・カシ林の立ち枯れが発生しており、対策を要しています。一方、人々
9 の生活に身近な場所として、神社や社寺にウバメガシ林などの自然林が残されており、地域由来の
10 植生として天然記念物に指定され保存されています。また、この地域独特のヤマザクラが、国内で
11 約 100 年ぶりに新種のサクラと判断され、クマノザクラと命名されました。クマノザクラのタイ
12 プ木が古座川町にあり、町では、クマノザクラを町花に指定、町のシンボルとして、また、重要な
13 観光資源として、地域振興に活かす取組が進められています。さらに、古座川町では「熊野養蜂」
14 の伝統を受け継いで、ニホンミツバチによる養蜂が営まれており、伝統産業の継承に重要なニホン
15 ミツバチ蜜源植物の保護を進めています。

16 下流域の里地には湧水地が各所にあり、様々な湿地性の植物や 70 種を超えるトンボ類が見られ
17 ます。特に、古座川町直見の湿地では、世界最小のトンボであるハッチョウトンボの生息が確認さ
18 れたため、町が湿地を購入し地域住民の手で環境が保護されています。また、日本の重要湿地 500
19 に選定されている串本町田原地区の水田・湿地は、乾燥化が進んでいるものの、地域住民の保全活
20 動も活発で、周辺地域も含めて水草の生育地として重要です。

21 古座川には、スズキ、アユ、モクズガニなど海と川を行き来する生物が豊富で、「火振（ひぶり）
22 漁」と呼ばれる伝統鮎漁が行われているとともに、ウナギ料理、アユの背ごし、テナガエビの煮付
23 けなどの郷土料理や食文化が受け継がれています。源流域にはオオサンショウウオが生息していま
24 すが、兵庫県から人為的に持ち込まれ定着したものであるという記録が残されており、国内外来種
25 として地域固有の生態系に影響を与える可能性があり、注意が必要です。また、この清流を利用し
26 て古座川流域の自然を満喫するカヌー体験が行われており、人気を博しています。古座川河口域も、
27 イドミミズハゼなどの汽水性の生物が多く、ウナギ、アユ、ヨシノボリ類、テナガエビ類、イシマ
28 キガイなど回遊性の生物が多く溯上する多様性豊かな場所となっています。

29 串本沿岸海域（串本鑄浦、潮岬西岸）はラムサール条約湿地に登録されており、世界最北の大サ
30 ンゴ群集が見られ、多くのサンゴ礁性動物や底生生物に生息環境を提供し、当域が分布の北限とな
31 る種も多く生息していますが、海水温の上昇により、世界最北とされるテーブルサンゴ（クシハダ
32 ミドリイシ）の群集が北上し、代わってより南方系のスギノキミドリイシというサンゴが増加する
33 など変化が起こっています。また、サンゴを食害するオニヒトデや巻き貝を駆除するため、ダイビ
34 ングショップの方々が中心となって「サンゴを食害する動物駆除実行委員会」を組織し、駆除活動
35 を続けており、近年では、令和 3 年度（2021 年度）までの 5 年間で、オニヒトデ約 7,500 個体、
36 巻き貝約 4,400 個体を駆除するなどの成果を上げていますが、温暖化が進む中、その脅威は継続
37 しています。

38 串本町の海岸にはアカウミガメが上陸する浜もあり、串本海中公園では、サンゴの研究・保全と
39 ともに、ウミガメの繁殖と生態研究に力を入れており、水族館や海中展望塔での海の生態系の見学
40 に加え、自然環境への関心と理解を深める施設として、多くの来館者を受け入れています。一方で、

1 海浜には河川や海からのごみや流木が漂着物となって海岸へ堆積しており、県海岸漂着物対策推進
2 地域計画に基づき、海洋ごみ対策を進めています。特に、出雲海岸、橋杭海岸、古座海岸などでは
3 重点地区として対策が行われています。串本町姫地区では、特産である姫ヒジキの安定した収穫に
4 つなげるため、磯掃除や刈り残しによる資源保護が進められていますが、近年は不漁が続いており、
5 対策が急がれます。紀伊大島には貴重な植物群落として県レッドデータブックに掲載されているマ
6 テバシイの純林がある一方で、モウソウチクが繁茂し、この島の自然植生を圧迫しています。また、
7 南方熊楠が島固有の植物を求めて来訪した九龍島は、アオノクマタケランやオオタニワタリなど亜
8 熱帯性の植物群落が見られる自然の宝庫となっています。

9 串本町の南紀熊野ジオパークセンターでは、南紀熊野地域の独特の景観、多種多様な動植物、そ
10 してそこから生まれた熊野信仰など、数多くの優れた自然や文化を体感できる取組とともに、地域
11 の情報発信や調査研究、修学旅行の受入、ジオツアーの開催などを通して、自然への畏敬の念や環
12 境保全意識を高める取組が行われており、今後、更なる展開が期待されています。潮岬の先端に広
13 がる約 10 万㎡の大芝生である「望楼の芝」は、むかし、海軍の望楼(物見櫓)があったところで太
14 平洋が一望でき、地域を代表する観光地の一つです。ここでは、毎年、害虫駆除と新芽の育成を目的
15 的に「本州最南端の火祭り」として芝焼きが行われており、冬の風物詩となっています。

16 古座川町では、平成 27 年(2015 年)に鳥獣食肉処理加工施設「古座川ジビエ山の光工房」を
17 建設し、徹底した衛生管理の下で上質なジビエ肉の提供を始め、国内トップレベルの処理加工技術
18 によって、新しい町のブランド「古座川ジビエ」を創り上げるなど、ジビエを地域経済の起爆剤と
19 する取組が進められています。移住者の方が運営を担うなど、地域コミュニティの維持・改善にも
20 つながっており、国から「ジビエ利用モデル地区」にも選ばれています。

21

22 (3) 目指すべき取組

23 本地域は、関西随一の清流「古座川」や手つかずの貴重で豊かな自然、クマノザクラ、ラムサール
24 条約登録湿地、南紀熊野ジオパーク、食文化など、地域振興や社会課題の解決に活用できる自然
25 資本が数多くあるとともに、民間ロケット発射場の稼働による観光客の増加が見込まれる地域です。
26 このため、以下の取組を重点的に展開し、生物多様性の保全と活用を図ります。

27

- 28 ・クマノザクラタイプ木の保全とPR、クマノザクラが分布する他地域との連携強化、生態系に
- 29 配慮した苗木の生産・普及・植樹などによる地域シンボルとしての定着
- 30 ・関係機関や団体などが連携して希少種の保護や監視、自然観察会などを実施する仕組みづくり
- 31 ・貴重な生態系を有する森林の公有林化、手入れが不十分な人工林の整備促進など、地域の大部
- 32 分を占める森林の保護・保全
- 33 ・南紀熊野ジオパークセンターを核とした環境保全、教育、地域振興など、ユネスコ世界ジオパ
- 34 ークの認定に向けた取組を通じた地域活性化
- 35 ・アカウミガメ産卵環境やサンゴ生息環境の保護・改善、磯焼け対策、海洋ごみ対策の強化など、
- 36 里海環境の維持・回復
- 37 ・民間ロケット発射場への観光客などに対して、宇宙とともに地球の再生を考えるよう啓発する
- 38 など、地域来訪者への生物多様性保全意識の醸成

39

1 (4) 民間団体の活動状況

2

活動団体名	活動内容
串本海中公園	この地域の海域の魅力を広めるための展示活動や海中観察会を実施するとともに、ラムサール条約に登録されているサンゴの生態研究、ウミガメの産卵・飼育・生態研究に取り組む。
サンゴを食害する動物駆除実行委員会	サンゴを保護するため、ダイバーショップらが中心となって、サンゴを食害するオニヒトデや巻き貝を駆除する活動を実施。継続した駆除活動の成果によりサンゴが回復してきている。
熊野自然保護連絡協議会	植物・動物・昆虫・野鳥・地質などの専門家により結成され、隣接する熊野川区域とあわせて、この地域の自然を保護するため調査活動や、自然観察会などの普及活動を実施。
大辺路刈り開き隊	田辺から那智まで（地域的には新宮までの枯木灘・熊野灘沿い）の海沿いの熊野往環道「大辺路街道」の復興のため活動を開始。世界遺産のパトロール、ごみ掃除、草刈り、道普請を実施。
古座川ゆず平井の里・古座川らんど	農事組合としてゆずなど地域の農産物加工販売により地域の活性化を図り、次世代に持続可能な地域を継承する保全活動を実施。古座川でオオサンショウウオの保全の取組を実施。
南紀熊野ジオパーク推進協議会・南紀熊野ジオパークガイドの会	南紀熊野ジオパークを推進するための組織で、エリアのジオサイトを巡るジオツアーやフォトコンテストなどの事業を展開。ジオパークガイドの会員がガイドを勤めている。

3

1 **6 熊野川流域地域**

2 **(1) 概況**

3 **① 区域**

4 奈良県大台ヶ原を源流域として、大塔川や赤木川、北山川などの支流が合流し、新宮市で熊野灘
5 に流れ込む熊野川流域に、那智川や太田川などの流域を加えた区域とします。

7 **② 関係市町村**

8 新宮市、北山村、田辺市（旧本宮町）、那智勝浦町、太地町

10 **③ 面積**

11 697 km²

13 **④ 人口**

14 約 47 千人

16 **⑤自然公園等の保全エリア**

17 ・国立公園：吉野熊野国立公園（新宮市、那智勝浦町、太地町の海岸域、
18 熊野川及び北山川流域、那智山周辺）

19 ・県立自然公園：白見山和田川峡県立自然公園（白見山及び和田川峡）
20 大塔山県立自然公園（大塔山南西側）

21 ・自然環境保全地域：静閑瀨（新宮市熊野川町鎌塚）

22 ・日本の重要湿地 500：新宮藺沢浮島の森、ゆかし瀧および太田川河口

23 ・生物多様性保全上注目すべき地域：下里・太地町沿岸及びゆかし瀧、那智山周辺、宇久井半島、
24 王子ヶ浜及び孔島・鈴島周辺、新宮藺沢浮島の森、千穂ヶ峯、白見山、
25 和田川峡、熊野川流域、要害森山、果無山脈

26 ・世界遺産：那智の滝、那智原始林、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社、
27 那智山青岸渡寺など

29 **⑥ 土地利用等の現状**

30 本地域は、林野率 91%、人工林率 64%で耕地はわずか 2%に過ぎません。古くからの林業地
31 域で、北山村は筏師の村として 600 年以上の伝統があり、かつては、伐採した木材は川を流して
32 新宮市へ運んでいました。植林が多く、天然林は多くはありませんが、急峻な地形もあって、海岸
33 付近を除き、里山利用の痕跡は少ない状況です。厳しい地形ゆえ農地は少なく、農業はそれほど盛
34 んではありませんが、北山村のジャバラは有名で特産品となっています。那智勝浦町には、県内最
35 大のラグーンであるゆかし瀧があり、太田川河口とともに日本の重要湿地 500 に選定されていま
36 す。また、新宮市、北山村、那智勝浦町、太地町は南紀熊野ジオパークとして日本ジオパークに認
37 定されています。

39 **(2) 生物多様性の現状と課題**

40 那智大滝の東側一帯に広がる那智原始林は、古くから熊野那智大社の禁伐林として保護され、滝

1 と一体となり原生の姿を今に伝え、国の天然記念物に指定されています。林相はこの地域を代表す
2 る温帯性と暖温帯性の植物が入り混じる常緑広葉樹林で、構成種も極めて多く、多種多様な生態系
3 が育まれています。大塔山系にある国有林の一面は516haに及び「黒蔵谷森林生物遺伝資源保存
4 林」に指定されており、森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内
5 に保存し、将来の利用可能性に資することを目的として保護されています。この地域は雨量が多い
6 ため尾根付近を中心に土壌の流失が激しく、こうした場所に植えられたスギ・ヒノキの多くは生育
7 が不良であり、広葉樹林への転換などの対策が必要です。また、世界遺産である熊野参詣道沿いの
8 人工林は、この地域本来の植生である広葉樹林を中心に針広混交林への転換を進めるなど、世界遺
9 産との調和をさらに高めることが望まれます。

10 熊野三山への参詣道は多くのルートがありますが、熊野本宮大社から熊野速玉大社までを川舟で
11 利用したことから、熊野川は世界で初めて「川の参詣道」として世界遺産に登録されました。熊野
12 川流域では美しい渓谷景観が各所に見られ、瀬峡（瀬八丁）は国の天然記念物に指定されており、
13 奇岩と深い淵が生み出す特異な河川景観に絶壁上の原生林が映え、貴重な生態系が現存しており、
14 地域を代表する観光地にもなっています。また、北山村は古くから良質の杉に恵まれ林業で栄え、
15 伐採された木材の輸送は川を利用しており、筏によって木材集積地の新宮市まで運ばれるなど、こ
16 の地域では、川は産業や交通でも重要な役割を担っていました。当時、北山村は人口の大半を筏師
17 が占め、新宮木材業者と筏師は切っても切れない関係で成り立っており、筏師から見える瀬八丁の
18 景色が熊野川筏節として、筏を操るときの朗々とした掛け声が北山川筏節として今に伝えられてい
19 ます。筏師の昼食として食べられていたのがこの地域の郷土料理である「めはり寿司」です。塩で
20 漬けた高菜で大きなおにぎりをくるんだもので、名前の由来には、「目を張るように口を開ける」、
21 「目を見張るほどに美味しい」という説や、「おにぎりに目張りをするように完全に包みこむから」
22 など様々な説があります。住民はもとより、今では観光客にも人気のグルメとなっており、今後も
23 伝統的食文化として継承することが重要です。

24 熊野川や北山川では、川舟下りや筏下り、ラフティングなど川を使ったアクティビティも多く、
25 今も地域振興の柱の一つになっています。今後は、河川環境や流域の自然景観、生態系などの保全
26 とともに、利用者への意識啓発や情報発信を強化するなどにより、観光でお越しいただいた「観光
27 客」の皆さんに自然景観などを体感していただき、環境意識を高めてもらい、「環境客」としてお帰
28 りいただく取組が必要です。同時に、宿泊施設や観光施設などでのプラスチック製品の使用低減、
29 地産品の利用促進、フードロス削減、自然エネルギーの利用など、自然環境に配慮した取組が利用
30 者に見える形で進められることが求められます。

31 新宮市の新宮藪沢浮島の森は、温暖地域にありながら、冷温帯系と亜熱帯・熱帯系の植物が混生
32 しており、植物分布学上も貴重で新宮藪沢浮島植物群落として国の天然記念物に指定されています。
33 島内には、観察用の通路が整備され、地元のボランティアの案内もあり、市内の中心部にあって気
34 軽に植物観察ができます。また、那智勝浦町のゆかし瀨にはハマボウの大群落があり、その河口付
35 近に見られるハマサジ、フクドなどの塩性湿地特有の草本群落は県内唯一のもので、これらを合わ
36 せて日本の重要湿地500に選ばれています。新宮市の高倉神社の社叢は、河岸の低地に展開する
37 小規模（約5,000㎡）な針葉樹・広葉樹が混交した自然林ですが、稀に見る生物相の豊富な植物
38 群落を形成しており、新宮市の天然記念物に指定されています。なお、この群落に生息する動物も
39 多く、特にヒメボタルの大量発生地としても知られています。

40 海岸付近では、黒潮が南方から様々な生物を運びます。ルイスツノヒョウタンクワガタは和歌山

1 県が北限の生息地で、吉野熊野国立公園内では採集が禁止（予定）されています。新宮市の王子ヶ
2 浜でアカウミガメの産卵が見られ、保護対策を進めています。宇久井半島には発光性キノコである
3 シイノトモシビタケの県内最大の生息地がありますが、普段は立ち入りを禁止されています。こう
4 した希少生物の保護には、官民一体となった取組が重要であり、効果的な活動を進めるための仕組
5 みづくりが必要です。宇久井半島には、吉野熊野国立公園の優れた自然とのふれあいを通して、自
6 然への理解と自然を大切にすることを目的に環境省が設置した、宇久井ビジターセンター
7 があります。同センターでは、写真、展示模型、生物標本展示などによる自然情報の発信を行うと
8 ともに、自然観察会などの行事や、自然をテーマとした講演会などを実施していますので、今回の
9 戦略策定を機に国との連携を強化し、本地域での生物多様性保全の取組を加速させます。

10 本地域は、熊野三山や大峰山などの信仰の中心地として栄えた歴史を有し、熊野本宮大社、熊野
11 那智大社、那智山青岸渡寺、熊野速玉大社など多くの文化遺産や食文化、伝統行事などが受け継が
12 れています。那智の田楽は熊野那智大社の例大祭（扇祭り）において豊作を祈り奉納される神事伝
13 統で、国の重要無形民俗文化財に指定されており、こうした伝統知や自然観を後世に引き継ぐこと
14 が重要です。

15 平成11年（1999年）に始まった、本地域を舞台とする自転車ロードレース「ツール・ド・熊
16 野」は、平成20年（2008年）から国際大会として開催されています。世界から多くの選手・関
17 係者らがこの地を訪れ、世界遺産をはじめ、豊かな自然や歴史、伝統文化などに触れるとともに、
18 世界中に当地の魅力を発信する絶好の機会となっています。地域活性化にも大きく寄与しており、
19 今後も継続して開催されることが望まれます。

20 那智勝浦町では40年以上前から移住者を積極的に受け入れており、地域住民の半数以上が移住
21 者という地域もあります。こうした移住者は地域の担い手として地域コミュニティを支え、自然や
22 生活環境の維持回復など様々な課題に取り組むとともに、移住者が移住者を呼び込む好循環が生ま
23 れています。新宮市では、木質バイオマス発電所が2箇所商業運転を開始し、地域資源の循環利用
24 や林業振興、森林整備に寄与しています。

25

26 (3) 目指すべき取組

27 本地域は、奈良県、三重県に隣接し、多くの世界遺産をはじめ、温泉や食、自然景観、祭りや伝
28 統行事、自然公園、アウトドアアクティビティなどの自然の恩恵を活かした観光が主要産業であり、
29 今後、交通インフラの整備などにより、更なる来訪者の増加が見込まれる地域です。このため、以
30 下の取組を重点的に展開し、生物多様性の保全と活用を図ります。

31

- 32 ・隣接する奈良県、三重県との連携・交流により熊野川を中心とした環境と観光を両立させた活
33 動展開や情報発信の仕組みを構築
- 34 ・世界遺産をはじめ、筏下りや自然公園など、自然資源を訪れる観光客の意識啓発や情報発信の
35 強化などにより自然が社会生活の基盤であるという価値観の普及推進
- 36 ・宿泊施設などでのプラスチック製品の使用削減や自然エネルギーの利用促進、観光地での清掃
37 活動など、観光客が実感できる生物多様性保全策の推進
- 38 ・関係機関や団体などが連携して希少種の保護や監視、自然観察会などを実施する仕組みづくり
39 と住民を巻き込んだ生物多様性保全活動の推進
- 40 ・キャンプ場のバリアフリー化、案内板や休憩施設の整備、SNS を活用したPRなど、自然公

- 1 園の利便性向上と活用促進
- 2 ・世界遺産登録 20 周年記念イベントなどによる誘客促進と、熊野参詣道沿い人工林の整備促進
- 3 ・環境省の宇久井ビジターセンター、県世界遺産センター、県土砂災害啓発センターなどとの連
- 4 携を強化し、自然保護、歴史・文化、グリーンインフラなどを通じて生物多様性保全の重要性
- 5 を啓発

6 (4) 民間団体の活動状況

7

活動団体名	活動内容
宇久井海と森の自然塾運営協議会	宇久井半島にある環境省のビジターセンターを活動拠点に、この地域の自然保護と観察会など普及活動を実施。
熊野自然保護連絡協議会（再掲）	隣接する古座川区域と合わせて、この地域の自然保護活動、調査及び観察会などの普及活動を実施。市民と共同して浮島の森周辺で繁茂するアマゾントチカガミの駆除活動を実施。

8